

盛岡市子ども・子育て支援事業計画（案）について

平成 27 年 2 月 16 日

保 健 福 祉 部

1 計画策定の考え方

平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度は、市町村が実施主体となり、市民ニーズを踏まえて質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとされている。

本計画は、子育ての第一義的責任は保護者が有するという基本認識の下に、社会のあらゆる構成員が、子どもの健やかな育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、連携・協働して子ども・子育て支援を行うことにより、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して策定するものである。

なお、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画と一体的な計画として策定するものである。

2 基本理念

「あふれる子どもの笑顔と育てる喜び、支えるみんなのあったかな手」

3 計画の内容

- (1) 計画案の概要 資料1のとおり。
- (2) 計画案 資料2のとおり。

4 今後のスケジュール

- 平成 27 年 2 月 市議会全員協議会への説明
パブリック・コメントの実施
市民及び関係団体への説明会・意見交換会開催
- 3 月 盛岡市子ども・子育て会議から答申
市長決裁
- 4 月 子ども・子育て支援新制度施行

盛岡市子ども・子育て支援事業計画(案)

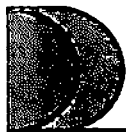
(第2期盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画・前期行動計画)

～あふれる子どもの笑顔と育てる喜び、

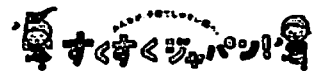
支えるみんなのあったかな手～



盛岡市保健福祉部子ども未来課



1 計画の策定に当たって



● 計画策定の背景

- ◆ 子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行
- ◆ 市町村は新制度の実施主体として、市民ニーズに対応した市町村子ども・子育て支援事業計画を策定し、幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援を総合的かつ計画的に実施することとされている

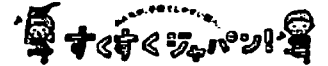
● 子ども・子育て支援事業計画の位置付け

- ◆ 盛岡市総合計画、盛岡市地域福祉計画を上位計画とし、市の子ども・子育て支援及び次世代育成に関する具体的な施策を推進するための指針であり、少子化対策の一端を担う
- ◆ 子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ◆ 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画と一体的に策定

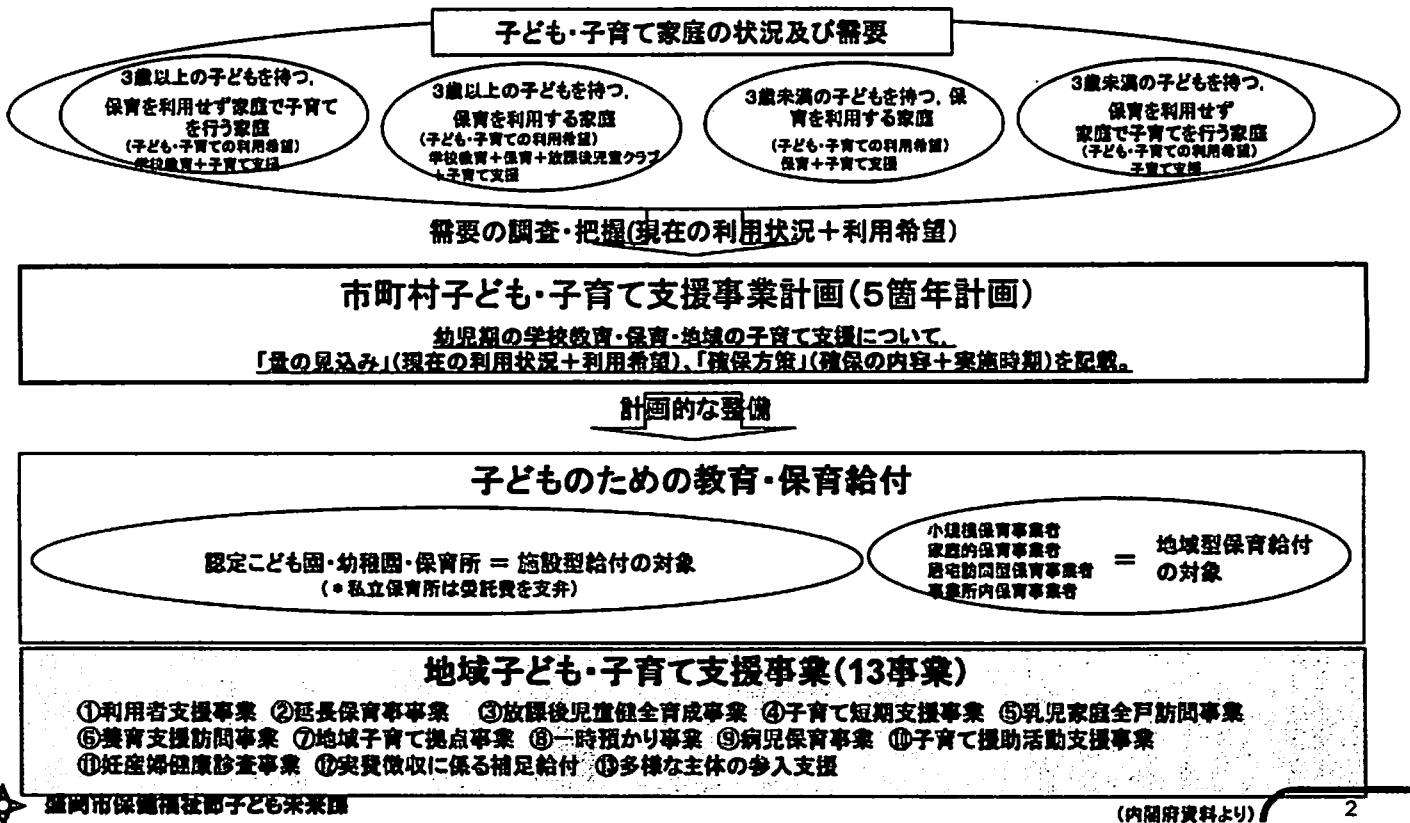
● 計画期間

平成27年度から31年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行う

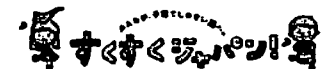
2 子ども・子育て支援事業計画について



●市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ



3-1 子ども・子育てを取り巻く現状



●人口及び世帯の状況

- ◆ 出生数は減少傾向(平成16年2,722人→平成24年2,477人)
- ◆ 合計特殊出生率は上昇傾向(平成16年1.27→平成24年1.35)
→15~49歳の女性人口が減少しているため、合計特殊出生率の上昇が出生数の増加につながっていない
- ◆ 世帯構成は「ひとり親と子ども世帯」が増加する一方、「夫婦と子ども世帯」、「三世帯同居」が減少

●教育・保育の利用状況

- ◆ 平成26年4月1日の待機児童は54人(平成25年4月1日は50人)
- ◆ 保育所利用率は39.2%(全国平均35.9%)であり、全国平均より3.3ポイント高い

●地域の子育て支援の状況

- ◆ 放課後児童クラブの登録児童数は増加傾向
(平成21年1,606人→平成26年1,977人)

3-1 子ども・子育てを取り巻く現状



● 子ども・子育てに関するニーズ調査結果における主な傾向

- ◆ 育児休業の取得状況→母親43.4%, 父親0.8%
- ◆ 育児休業を取得していない理由
 - 子育てに専念するため退職, 職場に制度がない, 育児休業をとりにくい雰囲気があった
- ◆ 子育ての楽しさ, つらさ
 - 平成20年調査と比較して, 楽しいと感じる人の割合が3.4ポイント上昇し, つらいと感じる人の割合が0.9ポイント減少
- ◆ 市に望む子育て支援策
 - 就学前児童では, 子連れで出かけやすく楽しめる場所がトップ
 - 就学児童では, 子どもが安心して医療機関を受診できる体制の整備がトップ

3-2 これまでの取組状況



● 次世代育成支援対策推進行動計画に基づく取組

- ◆ 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画
- ◆ 前期行動計画(平成17年度～21年度), 後期行動計画(平成22年度～26年度)
- ◆ 「子どもがまんなか～みんなで育む子どもの笑顔～」を基本理念に掲げ, 3つの基本的視点及び7つの基本的方向を定め, 136事業を実施した。
 - ・ 認可保育所の新設やつどいの広場(にっこ)の整備
 - ・ 健康診査や育児相談, 育児情報の提供を通じた母子の健康確保
 - ・ 学校・家庭・地域が共に教育力を高める取組の推進
 - ・ 道路交通環境の整備や赤ちゃんの駅設置支援による生活環境の整備
 - ・ 広報もりおかを活用した意識啓発等仕事と子育ての両立の実現
 - ・ 児童虐待防止ネットワークの構築やひとり親家庭等への自立支援策の充実



- 市の子育て支援策・支援活動が充実していると答えた市民の割合が上昇
- 妊娠出産に対する満足度が向上
- 待機児童の解消には至らず, 引き続き取組が必要

● 子ども・子育てを取り巻く現状、ニーズ調査及びこれまでの取組から整理した 主な課題

- ◆ 待機児童が解消されていない
- ◆ 保育士不足など、保育ニーズに対応した環境整備が図られていない
- ◆ 家族形態の変化等による子育て家庭の孤立化が顕在化している
- ◆ 就学児の保育需要の高まりに対応した放課後の児童の居場所の確保が求められている
- ◆ 条例で定める設備及び運営基準を満たしていない放課後児童クラブへの対応が求められている
- ◆ 産後うつや育児不安、孤立した育児が増加している
- ◆ 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供体制の確保が求められている
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現が求められている
- ◆ 児童虐待の早期発見・早期対応の体制の充実が求められている
- ◆ ひとり親家庭等支援を要する家庭への総合的な支援体制の充実が求められている

「あふれる子どもの笑顔と

育てる喜び、

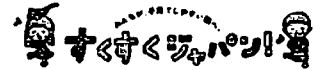
支えるみんなのあったかな手」



- ◆ 「子どもの最善の利益」の実現
- ◆ 子どもを産み育てたいと思う人々の希望がかなえられ、安心して子育てができる環境の整備
- ◆ 子どもの笑顔がまちにあふれ、保護者は子育てを通して喜びや生きがいを感じ、みんなで子育ての喜びを分かちあうことができる社会の実現



4-2 基本目標



● 基本理念に基づき、「子ども」、「保護者」、「社会」の3つ視点で基本目標を設定

(1) 全ての子どもが健やかに育つ環境づくり

- ◆ 子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援の提供
- ◆ 全ての子どもと家庭を対象として、個性やニーズに対応した支援の提供

(2) 安心して産み、育てられる環境づくり

- ◆ 妊娠・出産期からの継続的な支援による親の負担・不安軽減
- ◆ 男女共に保護者が子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、安心して子育てができ、親としても成長できるような社会の実現

(3) みんなで子ども・子育てを支える環境づくり

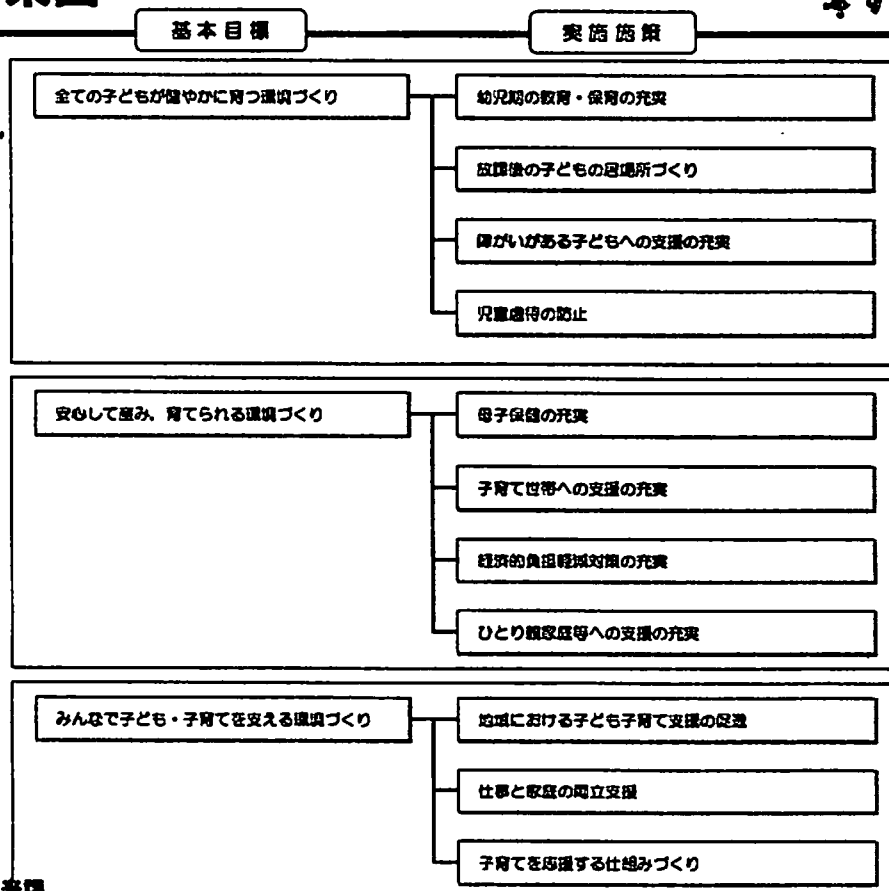
- ◆ 社会のあらゆる構成員が、子どもや子育て支援について関心と理解を深め、連携・協働して社会全体で子ども・子育てを支援する社会の実現
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現



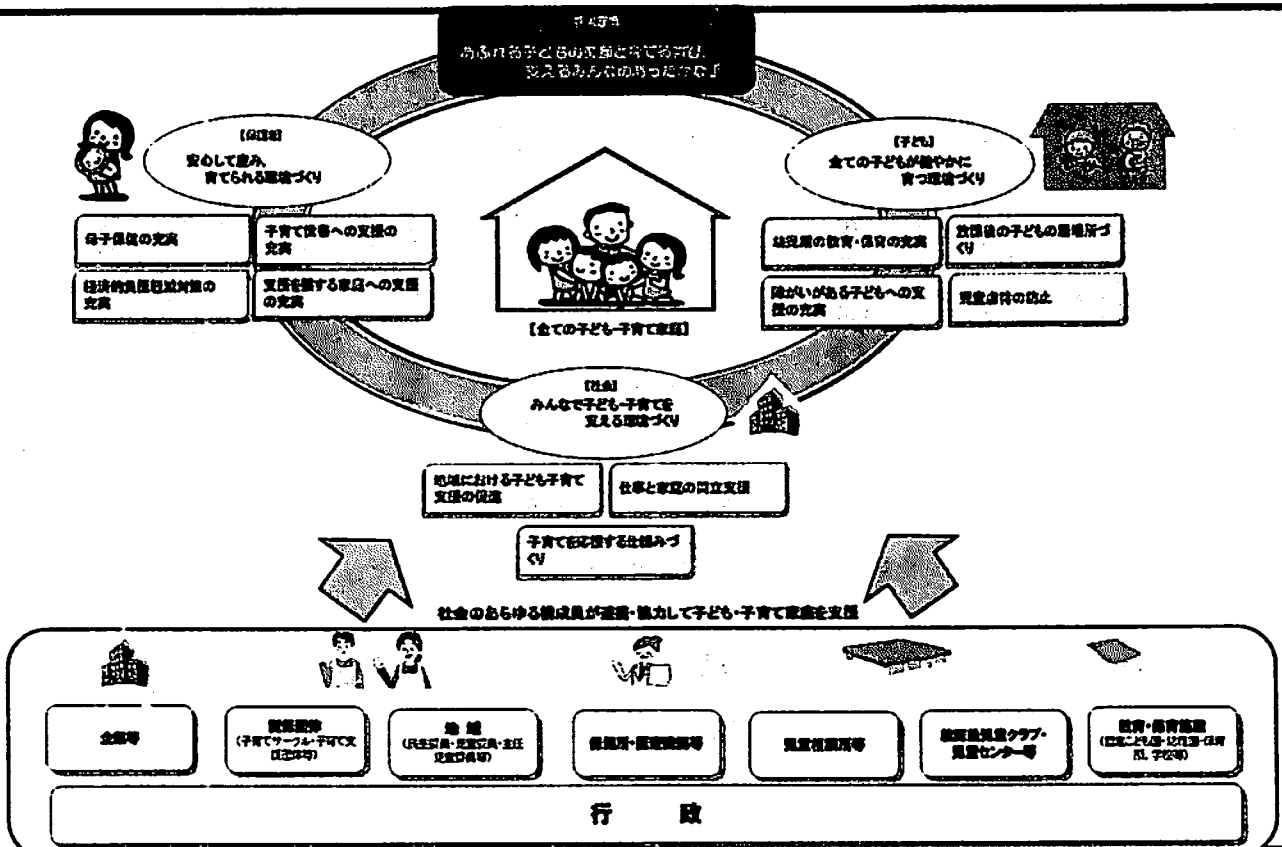
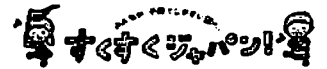
5 施策体系図



◆ 基本理念と3つの基本目標に基づき、施策を推進

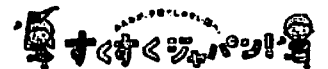


6 盛岡市子ども・子育て支援のイメージ



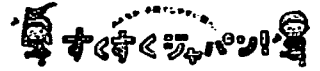
盛岡市保健福祉部子ども未来課

7 計画期間内に新規・拡充して取り組む事項



- 待機児童の解消 ▶ 拡充
- 教育・保育の質の維持・向上 ▶ 拡充
- 放課後の児童の居場所づくり ▶ 拡充
- 子育て世代包括支援センターの設置 ▶ 新規
- 乳児家庭全戸訪問事業の実施率向上 ▶ 拡充
- 子育てサロンなど、地域の相談支援体制づくりの促進 ▶ 新規
▶ 拡充
- ワーク・ライフ・バランスの推進 ▶ 新規
▶ 拡充

7-1 施策体系と主な新規・拡充項目 全ての子どもが健やかに育つ環境づくり



【施策の方向】

- ◆ 教育・保育の量と質を確保し、安全で安心して過ごせる居場所として、成長に応じた教育・保育が行われるよう支援
- ◆ 特別な支援を必要とする子どもへの適切な支援や対応を進め、全ての子どもが健やかに育つ環境づくりを推進

●新規・拡充項目

- ◆ 待機児童の解消(教育・保育の量の拡充)【拡充】
 - 認可保育所の整備, 認定こども園の移行支援, 地域型保育事業の導入
 - 平成29年度には年間を通じた待機児童の解消
- ◆ 質の高い幼児期の教育・保育の提供【拡充】
 - 処遇改善による保育士確保
 - 施設及び事業の認可において国を上回る基準を定め, 教育・保育の質の向上に取り組む <例: 幼保連携型認定こども園 乳児室の面積基準 3.3㎡/人(国1.65㎡/人)>
- ◆ 放課後の児童の居場所づくり【拡充】
 - 設備及び運営基準を満たしていないクラブへの支援
 - 未設置学区への整備方針の検討

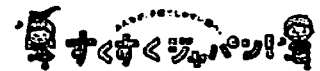
5年間で500人
定員増



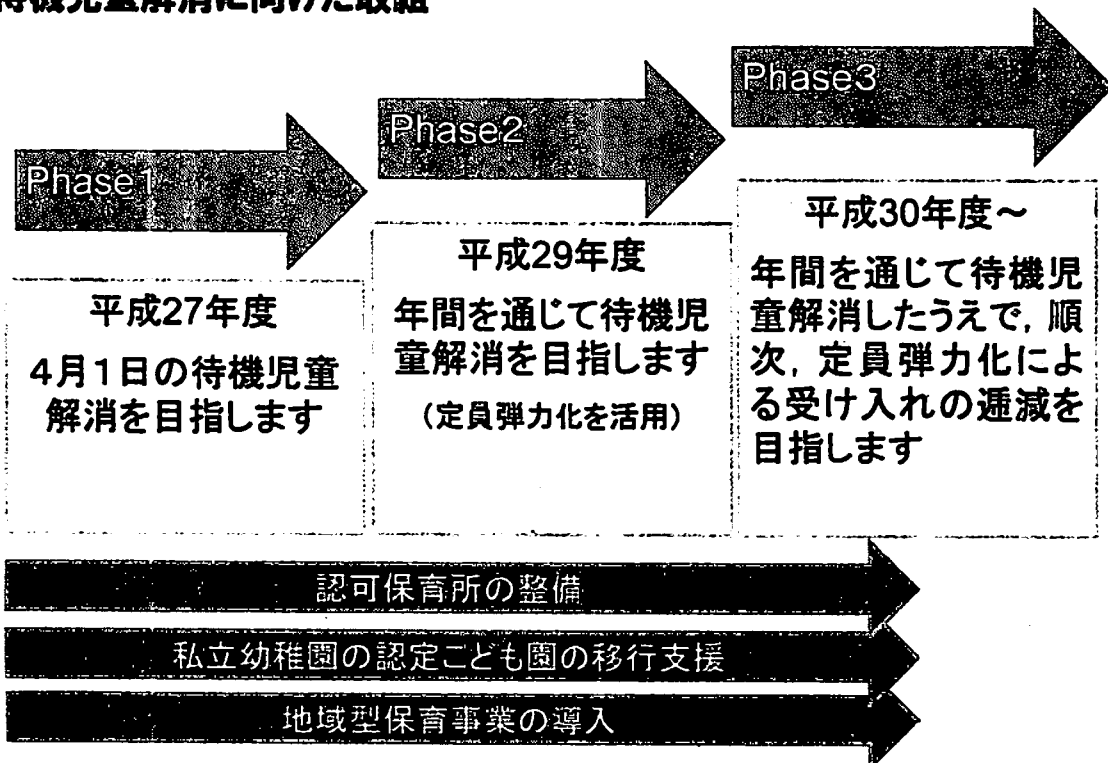
放課後児童クラブを利用できなかった児童数 平成26年度40人⇒平成31年度0人

盛岡市保健福祉部子ども未来課

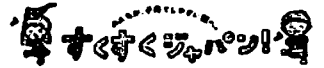
7-1 施策体系と主な新規・拡充項目 全ての子どもが健やかに育つ環境づくり



●待機児童解消に向けた取組



7-2 施策体系と主な新規・拡充項目 安心して産み、育てられる環境づくり



【施策の方向】

- ◆ 妊娠、出産、子育てに関する負担や不安、孤立感を軽減し、安心して子どもを産み育てられるとともに、保護者がしっかりと子どもと向き合い、子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら子育てを楽しみ、子どもの育ちを支えることができる環境づくりを進めます

●新規・拡充項目

◆子育て世代包括支援センターの設置【新規】

- 妊娠から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、計画期間内におけるワンストップ拠点の整備について、方向性を検討
- 保健師、ソーシャルワーカー、助産師等による妊産婦の状況把握や、必要に応じて支援プランを策定

◆乳児家庭全戸訪問事業の実施率向上【拡充】

- 訪問職員の増員や在宅保健師・助産師等への委託により、実施率の向上



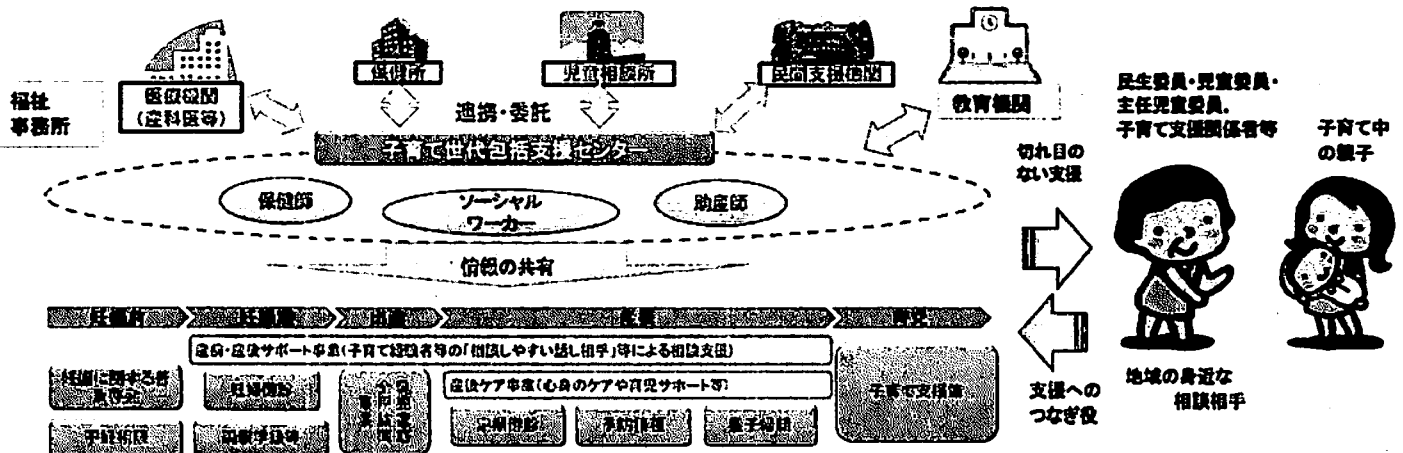
平成25年度訪問割合 45.6% ⇒ 平成29年度 100% に向上

7-2 施策体系と主な新規・拡充事項 安心して産み、育てられる環境づくり



● 子育て世代包括支援センターのイメージ

【子育て世代包括支援センターと民生委員・児童委員・主任児童委員による妊産婦ワンストップ支援事業のイメージ】



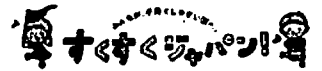
(妊娠届や相談時に情報提供に関する同意を得て、関係機関や地域の子育て支援者間で情報を共有します)

(国のイメージ図を参考に作成)

- ◆ 妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点を整備し、切れ目のない支援を実施

7-3 施策体系と主な新規・拡充項目

みんなで子ども・子育てを支える環境づくり



【施策の方向】

- ◆ 市民や地域、企業、行政など多様な主体が、子ども・子育て支援について、関心と理解を深め、連携・協働して社会全体で子ども・子育てを支援する環境づくりを進めます
- ◆ 子育てに関する不安や負担を和らげ、子育ての喜びを感じることができるよう環境づくりを進めます

● 新規・拡充項目

- ◆ 地域子育てサロンなど地域の相談支援体制整備の促進【新規・拡充】
 - 民生委員・児童委員・主任児童委員が行う子育て家庭を対象としたサロン活動が、より多くの地域で取組が進むよう、情報提供や働きかけを行う
 - 子育て世代包括支援センターと子育て世帯とのつなぎ役として、民生委員・児童委員・主任児童委員等地域の方に協力をいただく
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの推進【新規・拡充】
 - 企業・国・県・関係団体と連携しながら、社会の多様な主体が子育てを応援する意識を高め、男女が共に仕事と家庭の調和がとれた生活できる環境の整備
 - 子育て支援に取り組む企業の入札参加資格審査における評価の導入
 - 企業等を対象に、ワーク・ライフ・バランスを推進する人材育成講座を開催

8 子ども・子育て支援事業計画の評価・推進



● 成果指標の設定

実施施策ごとに成果指標を設定

成果指標(抜粋)

- ◆ 市民アンケート調査「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合

平成26年度(速報値) **15.5%** ⇒ 平成31年度 **40.0%**

- ◆ 市民アンケート調査「子育てをつらいと感じている」と答えた市民の割合

平成26年度(速報値) **19.3%** ⇒ 平成31年度 **14.5%**

● 計画の評価

- ◆ 盛岡市子ども・子育て会議に報告
- ◆ 評価結果を施策や計画の見直し等に反映

● 計画の推進

- ◆ 子ども・子育て支援は教育や商工労働、男女共同参画、住宅、道路、公園等のまちづくりなど多様な分野にわたる課題であり、各部署における取組とともに、互いに連携した総合的な取組が必要
- ◆ 市内の子ども・子育て支援に関わる事業者や各種団体、民生委員、児童相談所、保健所、教育機関等の関係機関との連携をより一層図りながら計画を推進

| 時期 | 項目 |
|---------|---|
| 平成27年2月 | パブリックコメント 市民説明会・関係団体意見交換会 |
| 平成27年3月 | 盛岡市子ども・子育て会議(答申) 盛岡市子ども・子育て支援事業計画の市長決裁 |
| 平成27年4月 | 子ども・子育て支援新制度施行 |



資料 2

平成27年2月16日
保健福祉部

盛岡市子ども・子育て支援事業計画（案）

（第2期盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画・前期行動計画）

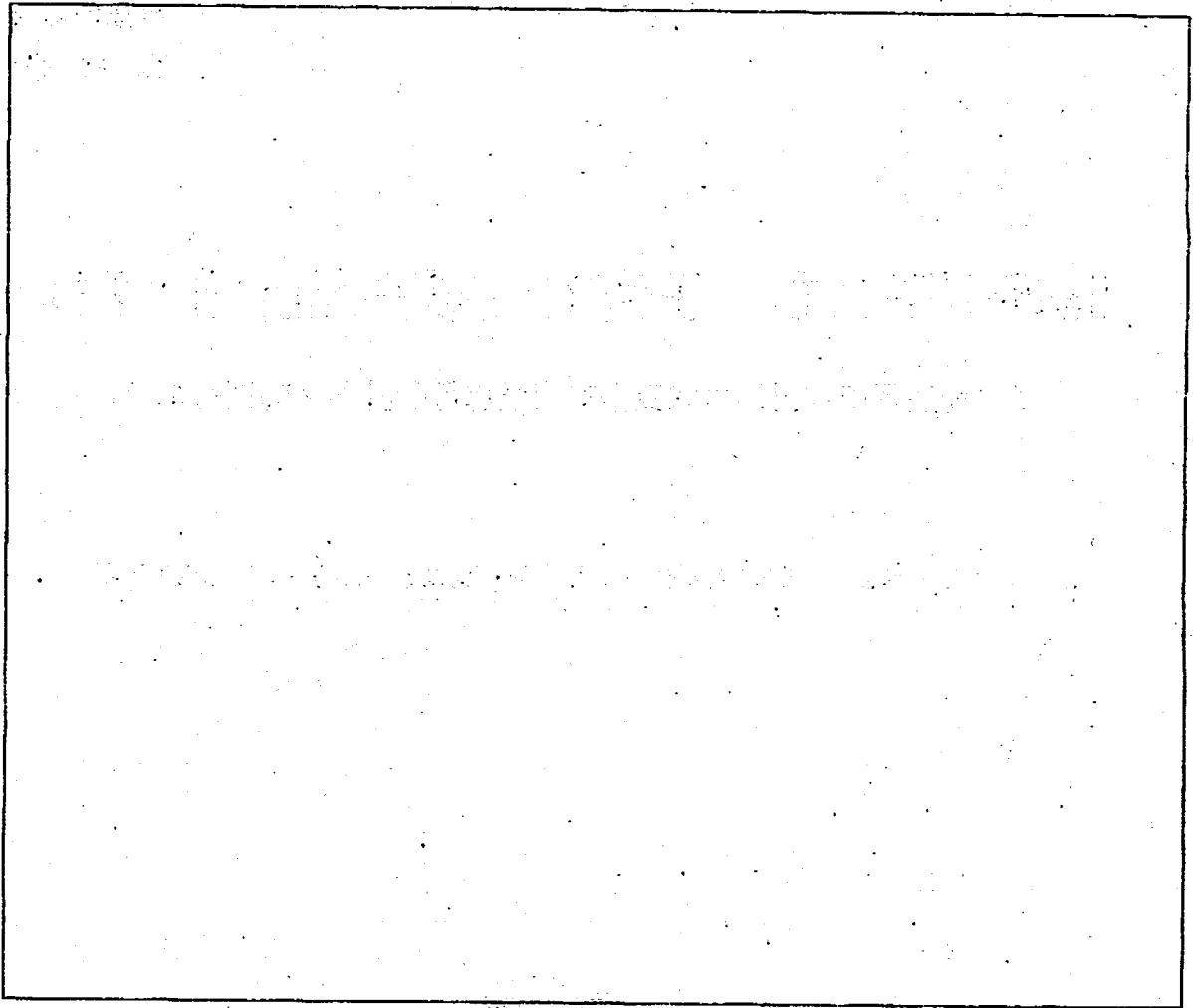
あられる子どもの笑顔と育てる喜び、支えるみんなのあったかな手



平成27年3月

盛岡市

はじめに



平成27年（2015年）3月

盛岡市長 谷 藤 裕 明

目 次

| | |
|--|----|
| 第1章 計画の策定に当たって..... | 1 |
| 1 策定の背景と目的..... | 1 |
| 2 計画の位置付け..... | 2 |
| 3 計画の期間..... | 2 |
| | |
| 第2章 盛岡市の子育てを取り巻く現状と課題..... | 3 |
| 1 人口及び出生の状況..... | 3 |
| 2 家庭の状況..... | 5 |
| 3 子育て支援の現状..... | 6 |
| 4 母子保健の状況..... | 11 |
| 5 特別な支援を必要とする子どもの状況..... | 13 |
| 6 「子ども・子育てに関するニーズ調査（平成25年度(2013年度)）」の状況..... | 15 |
| 7 次世代育成支援対策推進行動計画の取組状況..... | 25 |
| 8 子ども・子育てを取り巻く課題..... | 32 |
| | |
| 第3章 計画の基本的な考え方..... | 35 |
| 1 基本理念..... | 35 |
| 2 基本目標..... | 36 |
| 3 施策の体系..... | 37 |
| | |
| 第4章 施策の展開..... | 38 |
| 1 教育・保育提供区域の設定..... | 38 |
| 2 基本目標ごとの事業内容..... | 42 |
| | |
| 基本目標1 全ての子どもが健やかに育つ環境づくり..... | 42 |
| 実施施策(1) 幼児期の教育・保育の充実..... | 42 |
| 実施施策(2) 放課後の子どもの居場所づくり..... | 58 |
| 実施施策(3) 障がいがある子どもへの支援の充実..... | 61 |
| 実施施策(4) 児童虐待の防止..... | 64 |

| | |
|---|----|
| 基本目標2 安心して産み、育てられる環境づくり..... | 66 |
| 実施施策(1) 母子保健の充実..... | 66 |
| 実施施策(2) 子育て世帯への支援の充実..... | 70 |
| 実施施策(3) 経済的負担軽減対策の充実..... | 75 |
| 実施施策(4) ひとり親家庭等への支援の充実..... | 76 |
| 基本目標3 みんなで子ども・子育てを支える環境づくり..... | 78 |
| 実施施策(1) 地域における子ども・子育て支援の促進..... | 78 |
| 実施施策(2) 仕事と家庭の両立支援..... | 81 |
| 実施施策(3) 子育てを応援する仕組みづくり..... | 83 |
| 3 関連事業一覧..... | 84 |
| | |
| 第5章 計画の評価と推進..... | 93 |
| 1 計画の評価..... | 93 |
| 2 計画の推進..... | 93 |
| | |
| 資料編..... | 94 |
| 1 盛岡市子ども・子育て支援事業計画（第2期盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画・前期行動計画）の策定経過等..... | 94 |
| 2 盛岡市子ども・子育て会議..... | 96 |

*計画書に掲載されている数値は、原則として旧玉山村分を合算し掲載しています。

第1章 計画の策定に当たって

1 策定の背景と目的

平成24年（2012年）8月、子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法^{*1}が制定され、平成27年度（2015年度）から「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）が本格実施されることとなっています。

新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的向上、地域の子ども・子育て支援の充実を柱として、全ての子どもや子育て家庭を対象とした支援を通じて「子どもの最善の利益」が実現され、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会を目指すものです。市町村は、新制度の実施主体として、市民ニーズに対応した「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援を総合的かつ計画的に実施することとされています。

本市では、子どもの健全育成を図り、子育てしやすい環境整備を目的とした次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画（前期：平成17～21年度（2005～2009年度）、後期：平成22～26年度（2010～2014年度））を策定し、「子どもがまんなか～みんなで育む子どもの笑顔～」を基本理念として、子育てをまちぐるみで支援する仕組みづくりを進め、子育ての喜びを地域社会全体で実感することができるまちづくりに取り組んでいます。これまでの取組を総括すると、おおむね計画どおりに施策が実施されましたが、保育所における待機児童の解消に至っていないことや、市民アンケート調査で「盛岡市の子育て支援施策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合が目標に達していないことなど、解決すべき課題が残されているのが現状です。さらに、世帯構成の変化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える保護者が少なくない現状を踏まえ、子ども・子育てを取り巻くあらゆる状況に対応するため、更なる取組が必要です。

このような背景の下、喫緊の課題である待機児童の解消や、子ども・子育て支援の更なる充実を図るため、盛岡市の将来を見据えた子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、盛岡市子ども・子育て支援事業計画を策定するものです。

*1 子ども・子育て関連3法

①「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）

②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）

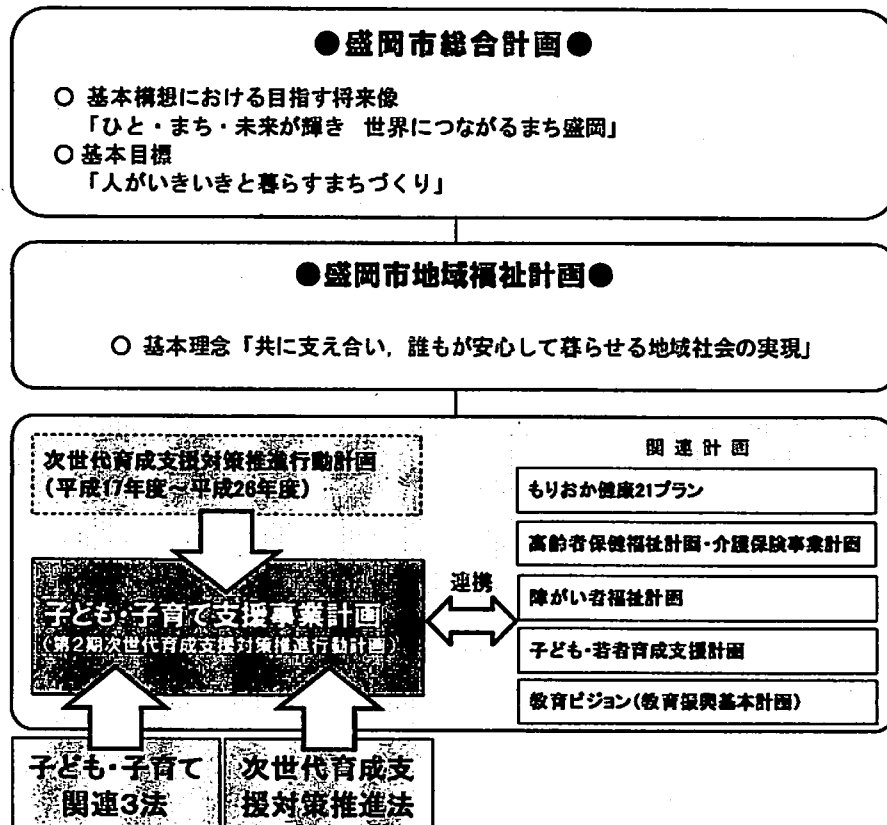
③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）

2 計画の位置付け

この計画は、本市のまちづくりの基本指針である、盛岡市総合計画の基本構想に掲げる基本目標及び保健福祉分野を推進するための総括的な計画である、盛岡市地域福祉計画の基本理念をもとに、他の関連計画との整合を図り、本市の子ども・子育て支援及び次世代育成に関する具体的な施策を推進するための指針として策定するものであり、少子化対策の一端を担うものです。

また、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けるとともに、次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が平成37年（2025年）3月31日まで10年間延長されたことから、同法第8条に基づく「市町村行動計画」として位置付け、一体的な計画として策定するものとします。

図1 計画の位置付け



3 計画の期間

この計画は、平成27年度（2015年度）を初年度とし、平成31年度（2019年度）までの5年間で一期として策定します。

ただし、計画期間中であっても、市民ニーズや社会情勢の変化などを踏まえながら、必要に応じて見直しを図っていくこととします。

第2章 盛岡市の子育てを取り巻く現状と課題

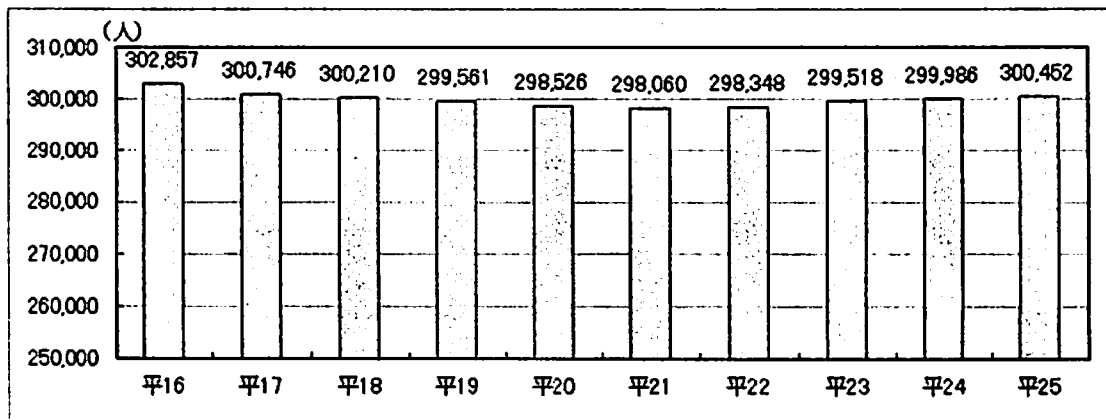
1 人口及び出生の状況

(1) 人口の推移と出生の動向

本市の人口は、減少傾向が続いていましたが、平成23年（2011年）以降は、転入が転出を上回る転入超過となり、増加傾向に転じています。

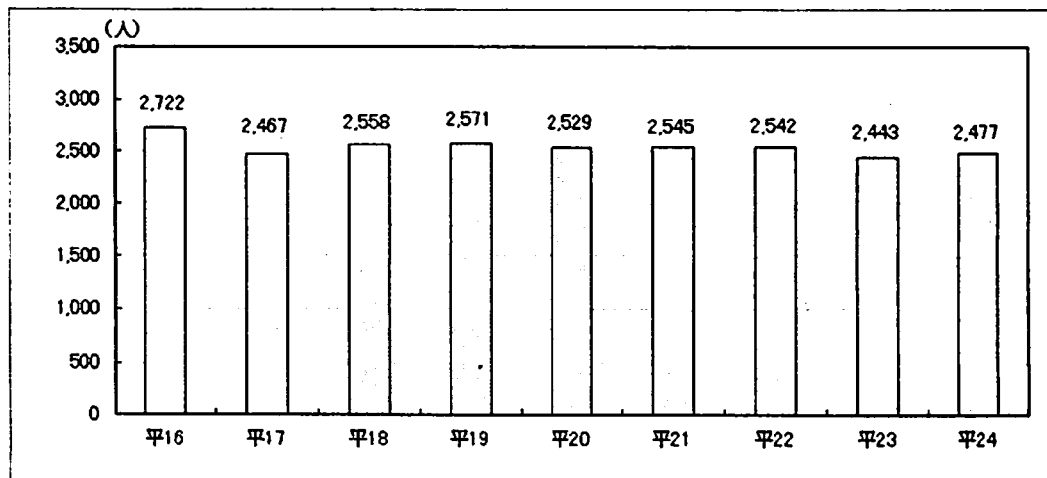
出生数は、わずかな増減を繰り返しながらも、推移をみると減少傾向となっています。合計特殊出生率*2は、平成16年（2004年）の1.27が最も低く、平成22年（2010年）以降は上昇を続け、平成24年（2012年）は1.35まで上昇していますが、全国及び岩手県の値を下回っています。合計特殊出生率の対象となる15歳から49歳までの女性の人数が減少していることから、合計特殊出生率が上昇しても、出生数は減少しているものと考えられます。

□ 人口の推移



資料：国勢調査人口及び推計人口（毎年10月1日現在）

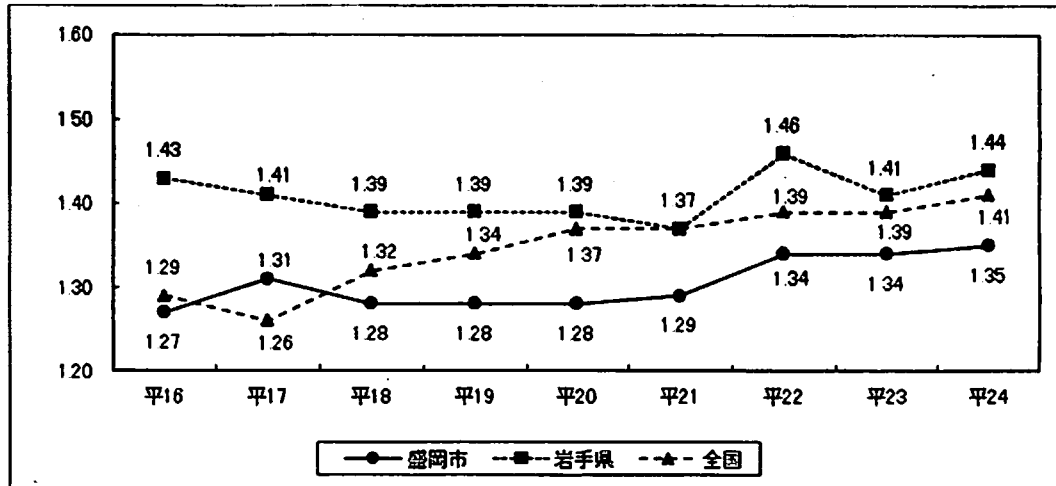
□ 出生数の推移



資料：岩手県保健福祉年報

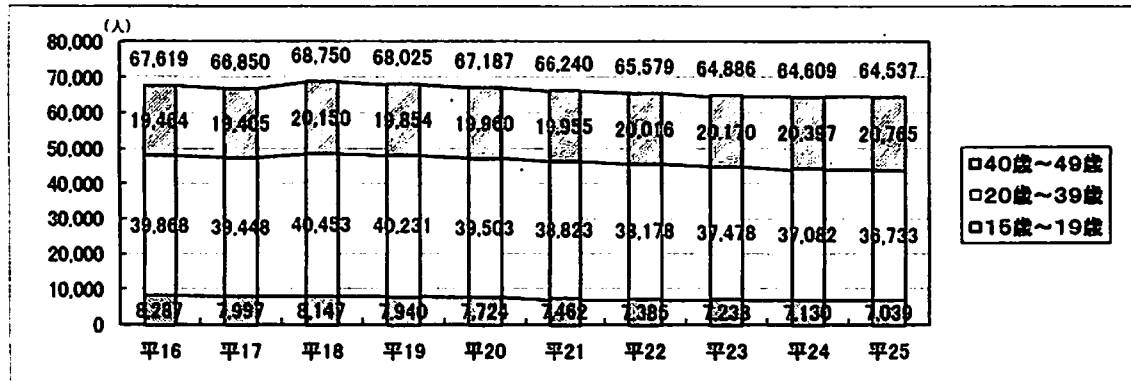
*2 合計特殊出生率 … 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生の間に生む子どもの数を表します。

□ 合計特殊出生率の推移（全国、岩手県、盛岡市）



資料：岩手県保健福祉年報，厚生労働省「人口動態統計」

□ 女性人口（15～49歳）の推移



資料：住民基本台帳人口（毎年3月末日現在）
 ※平成16, 17年度は旧玉山村分の数値を含まない。

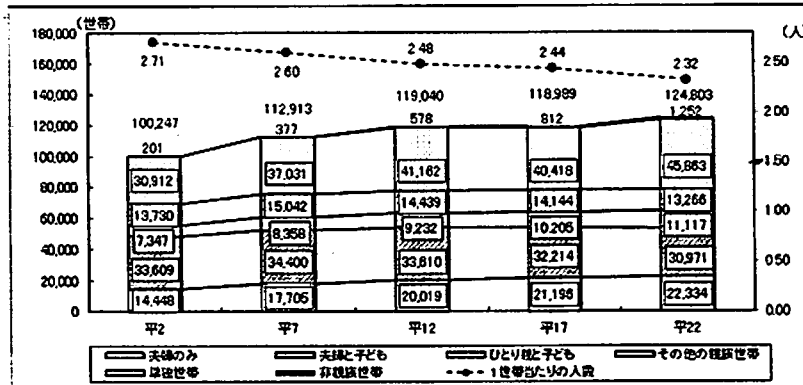
2 家庭の状況

(1) 世帯の状況

本市の世帯状況は、世帯数の増加と1世帯当たりの人数の減少が続いています。世帯数は、平成2年（1990年）の100,247世帯から平成22年（2010年）には124,803世帯へ24,556世帯増加しています。1世帯当たりの人数は、平成2年（1990年）の2.71人から平成22年（2010年）には2.32人に減少しています。

また、世帯構成については、「ひとり親と子ども世帯」が7,347世帯（平成2年（1990年））から11,117世帯（平成22年（2010年））と大きく増加する一方で、「夫婦と子ども世帯」や三世帯同居が含まれる「その他の親族世帯」が年々減少しており、子どもがいる世帯において、子育て経験を持つ祖父母との同居が少なくなっています。

□ 一般世帯の家族類型別世帯数と1世帯当たりの世帯人数の推移



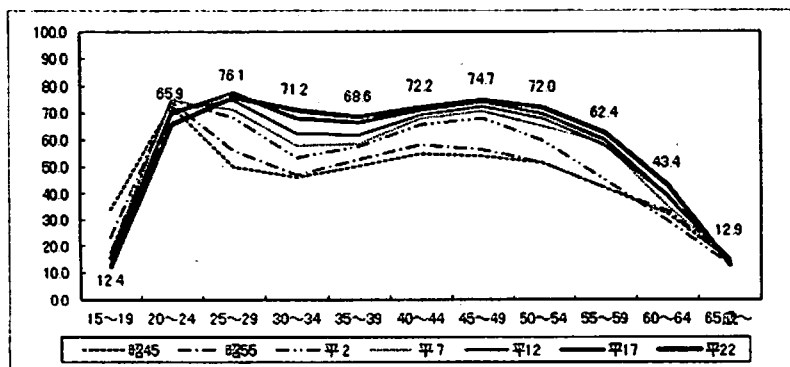
資料：国勢調査

※平成2年度は旧玉山村分の数値を含まない。

(2) 就労をめぐる動向

本市の女性の労働力率*3は、20～24歳で急増し、25～29歳でピークを迎え、30歳代でいったん落ち込み、その後、45～49歳で次のピークを迎える「M字カーブ」を表していましたが、30歳代の就業率が上昇傾向にあり、徐々にM字カーブから台形状に形が変わり、結婚や出産を迎える年代で働き続ける女性が増えていることが読み取れます。

□ 女性の年齢階級別労働力率の推移



資料：国勢調査

※昭和45年度～平成2年度は旧玉山村分の数値を含まない。

*3 労働力率 … 15歳以上人口に対する労働力人口の割合

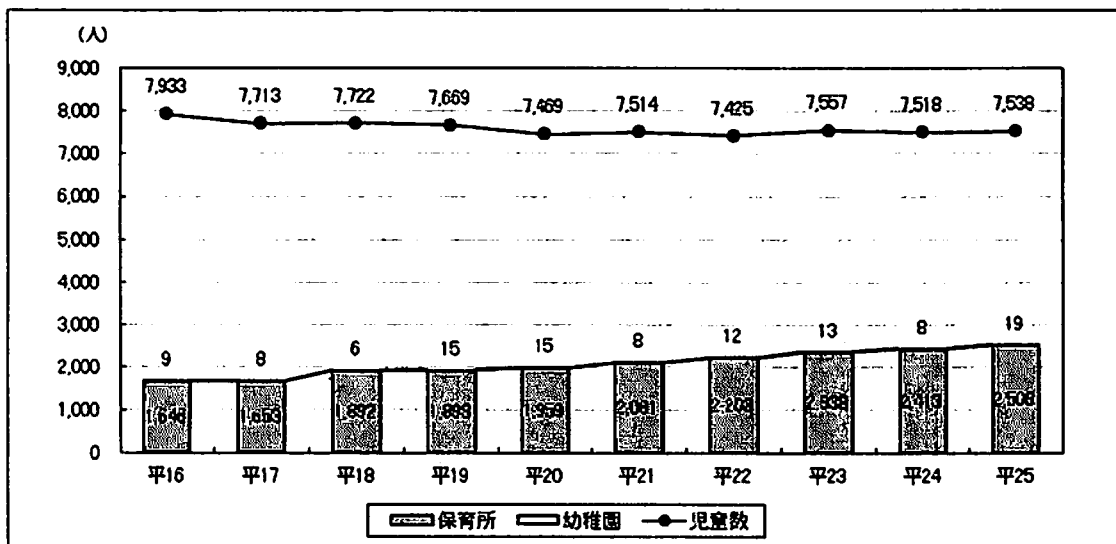
3 子育て支援の状況

(1) 就学前児童の幼児教育・保育の利用状況

3歳未満児の児童数は、平成20年度（2008年度）以降、横ばい傾向にありますが、保育所利用者数は、一貫して増加傾向にあり、平成25年度（2013年度）には、2,500人を超えています。

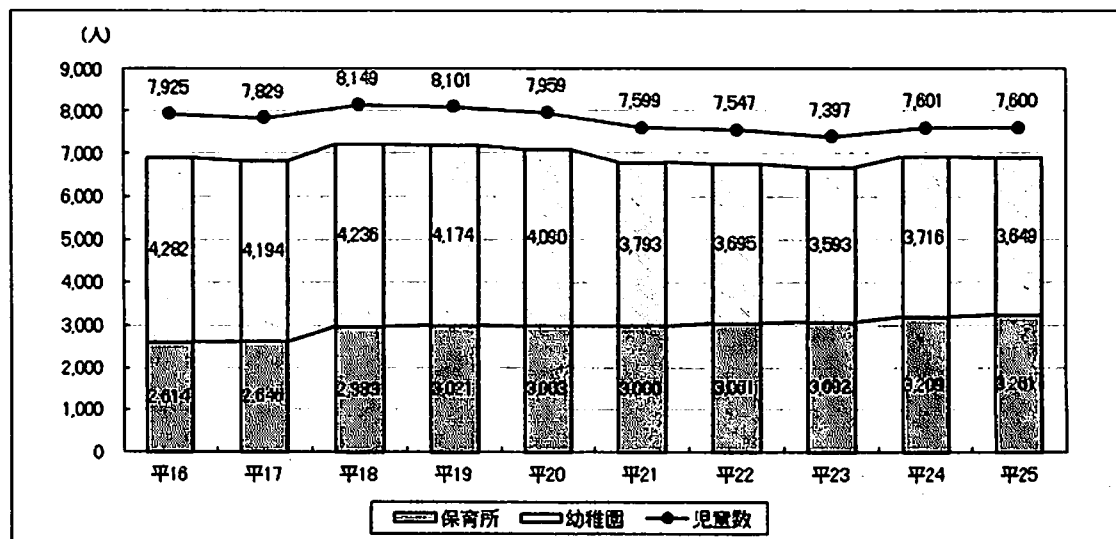
3歳以上児の保育所利用者数は、微増傾向が続いていますが、幼稚園利用者は、平成21年度（2009年度）に4,000人を下回り、以降は3,700人前後で推移しています。

□ 認可保育所及び幼稚園利用者数の推移（0～2歳）



資料：学務教職員課，子ども未来課

□ 認可保育所及び幼稚園利用者数の推移（3～5歳）



資料：学務教職員課，子ども未来課

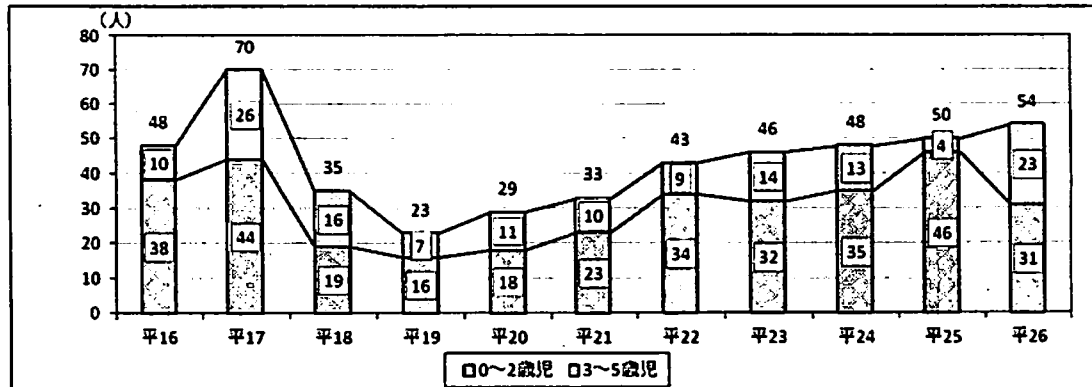
(2) 保育サービス等に関すること

仕事と子育ての両立を支えるためのサービスのほか、子育ての負担感を軽減することを目的に、多様なニーズにきめ細かく対応する子育て支援体制づくりに努め、保育サービス等の充実を図ってきました。

認可保育所については、平成21年度（2009年度）から平成25年度（2013年度）までの5年間で全体の定員を770人増やしてきました。本市の待機児童*4の状況は、平成17年（2005年）4月1日の70人をピークに、減少に転じましたが、再び増加傾向が続き、平成26年（2014年）4月1日の待機児童数は54人となっています。特に3歳未満児の待機児童数が多く、解消に向けた取組が必要です。

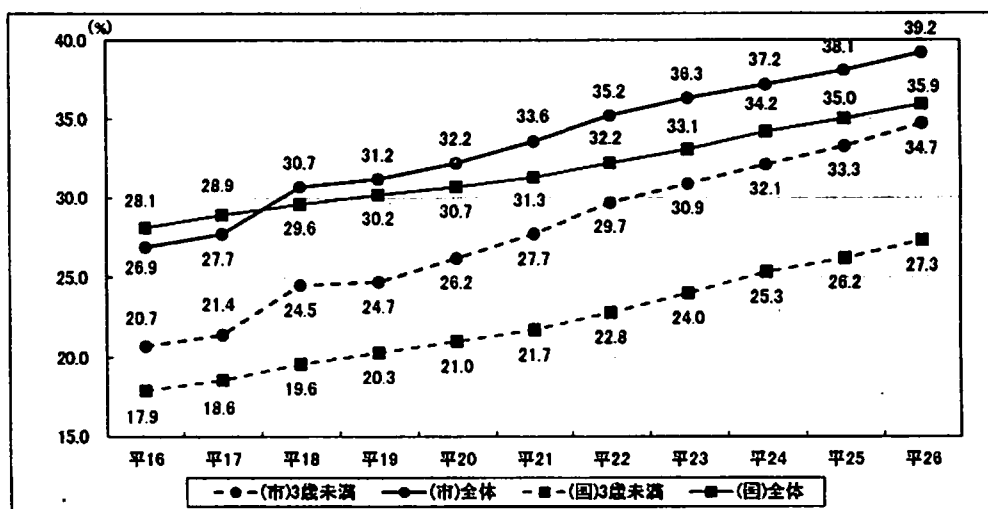
保育所利用率*5は、満3歳未満、満3歳以上ともに上昇傾向にあります。平成26年度（2014年度）の利用率を全国平均と比較すると、満3歳未満で7.4ポイント、全体では3.3ポイント上回っており、本市において、待機児童が多い要因の一つと考えられます。

□ 待機児童の推移（各年度4月1日現在）



資料：子ども未来課

□ 保育所利用率（満3歳未満・全体）の推移（全国，盛岡市）



資料：厚生労働省「保育所関連状況とりまとめ」、子ども未来課

*4 待機児童 … 入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが入所していない児童
 *5 保育所利用率 … 当該年齢の保育所利用児童数÷当該年齢の就学前児童数

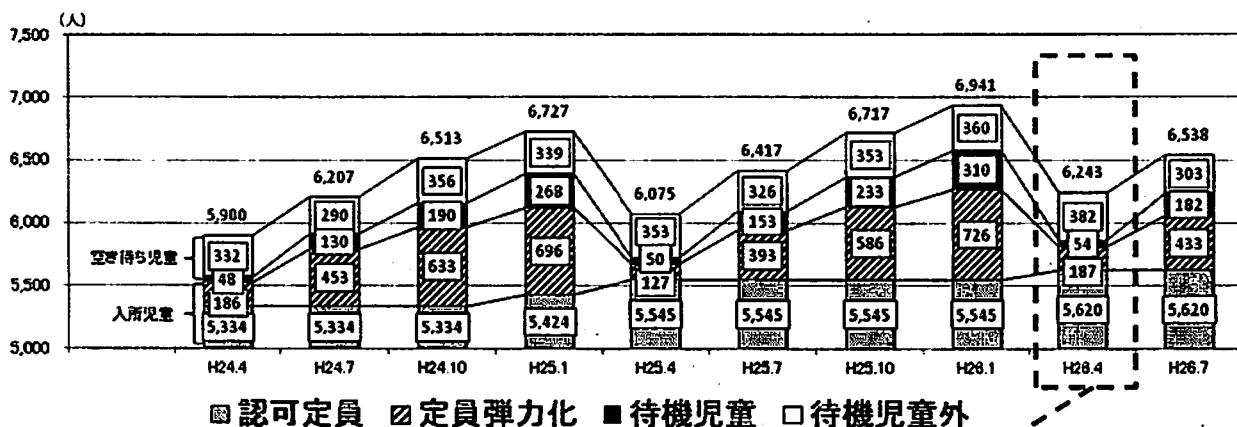
■ 待機児童の状況

本市では、待機児童の解消に向けて認可保育所の新設などにより定員の増加を図っていますが、保育需要の高まりに追いついていないことから、待機児童が発生しています。

待機児童数は、5歳児の卒園に伴い4月に減少しますが、年度末に向けて増加していきます。これは上記の原因に加えて、年度途中で育児休業からの復帰などによる利用申込みがあることが考えられます。年度途中の児童の入所は定員の弾力化*6によって対応していますが、待機児童が常に発生している状況であるため、年度当初に既に定員の弾力化を行い児童の受け入れを行っており、年度途中に入所できる児童の数が少なくなっています。

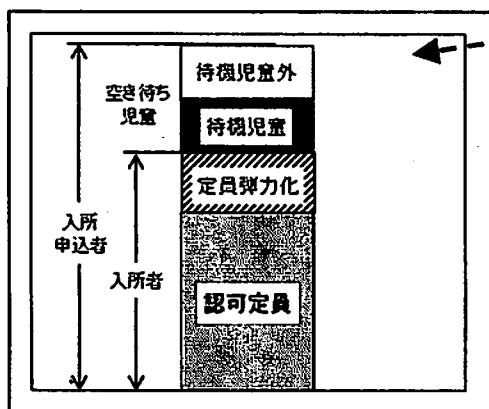
平成26年度（2014年度）には、保育所の新設や幼稚園の認定こども園化を行い、定員数を約250人増員していますが、待機児童の解消に向けては、潜在的な保育需要を含めた受け入れ枠を確保することが必要です。

□ 入所児童と空き待ち児童*7（待機児童+待機児童外*8）の推移



■ 認可定員 ■ 定員弾力化 ■ 待機児童 □ 待機児童外

資料：子ども未来課



卒園する5歳児に比べ、新たに入園する児童（主に0歳児）は育児休業を取得しているなどの理由により少ないため、年度当初は入所児童数が減少します。定員の弾力化による受け入れや待機児童も少なくなりますが、どちらもゼロには至っていません。

- *6 定員の弾力化 … 認可定員を超えて設備運営基準を踏はず範囲内で児童の受け入れをすること。
- *7 空き待ち児童 … 保育所へ入所申込みをしているが、入所できない児童。待機児童のほかに保護者が未就労（母子・父子家庭を除く）の児童や特定の保育所のみへの入所を希望している児童などをいう。
- *8 待機児童外 … 保護者が未就労（母子・父子家庭を除く）の児童や特定の保育所のみへの入所を希望している児童など、空き待ち児童のうち待機児童以外の児童

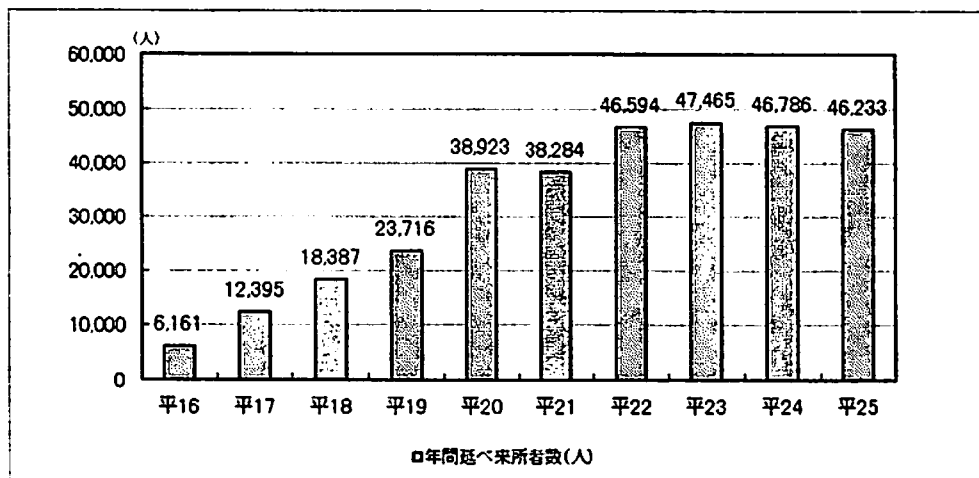
(3) 地域の子育て支援事業の状況

① 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センターは、子育て中の親子が集まって過ごしたり、相談や情報提供を受けられる場所として、現在、市内7箇所の保育園に設置しています。利用状況は、増加傾向が続き、最も利用者が多い平成23年度（2011年度）は47,465人となっていますが、以降は横ばいとなっています。

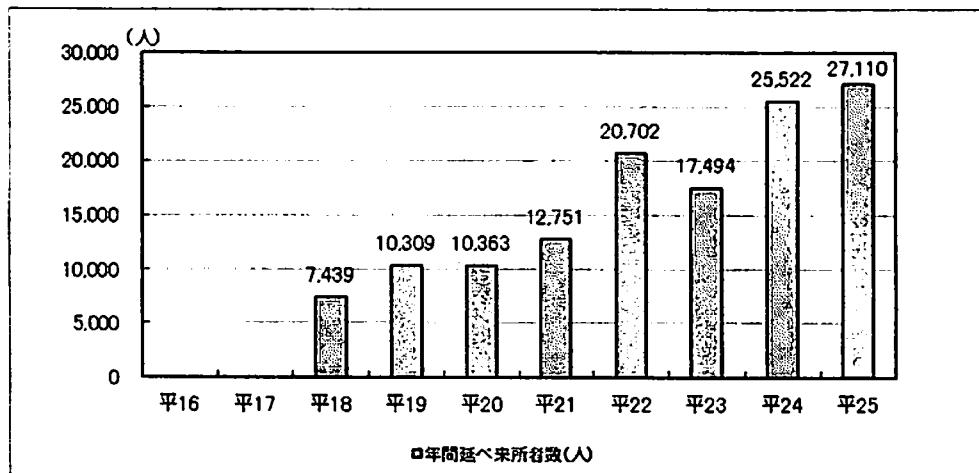
中心市街地における子育て中の親子の居場所づくりとして取り組んでいるつどいの広場は、平成18年（2006年）に「KOKKO（こっこ）」、平成22年（2010年）には2箇所目の拠点として「にこっこ」を開設し、子育て中の親子が気軽に利用できる拠点整備を進めており、延べ利用者数は増加傾向にあります。平成23年度（2011年度）に利用者数が減っていますが、東日本大震災等の影響により、「にこっこ」が一時的に閉鎖・移転した影響によるものであり、「にこっこ」は、平成24年（2012年）10月、従来の場所で事業を再開しています。

□ 地域子育て支援センター延べ利用者数の推移



資料：子ども未来課

□ つどいの広場延べ利用者数の推移



資料：子ども未来課

② 放課後の児童の健全育成の状況

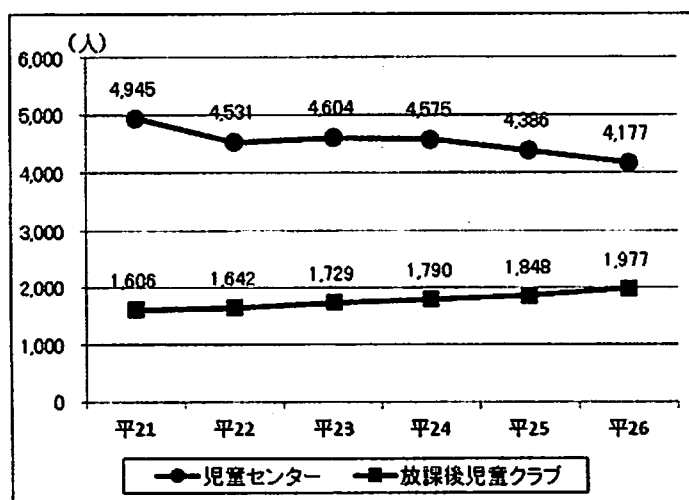
児童館・児童センター*⁹の設置を進めるとともに、放課後児童クラブ*¹⁰や放課後子供教室*¹¹を実施し、児童の健全育成に取り組んできました。

児童館、児童センターの登録児童数は、児童数の減少により平成21年（2009年）以降減少傾向が続いています。

一方で、放課後児童クラブの登録児童数は、増加を続け、平成26年（2014年）5月1日の登録児童数は1,977人となっています。女性の社会進出や、共働き家庭が増加したことなどにより、登録児童数が増加しているものと考えられます。

また、新制度の実施にあわせ、新たに放課後児童クラブの設備及び運営の基準を定めましたが、基準を満たすことができない既存クラブがあるのが現状です。

□ 児童館・児童センター、放課後児童クラブ～各年5月1日の登録児童数の推移



資料：子ども未来課

*9 児童館・児童センター … 主に小学生が楽しく安全に放課後を過ごすための施設であり、児童厚生員や専門の講師が遊びなどを指導します。

*10 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） … 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（放課後児童）に対して、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。

*11 放課後子供教室 … 地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業です。

4 母子保健の状況

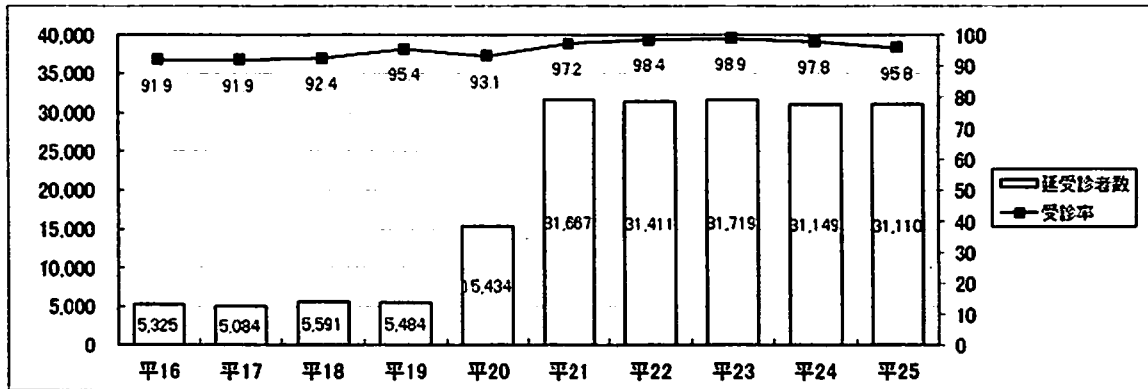
(1) 妊婦健康診査の状況

母子保健における支援は、妊娠期から始まり、出産・子育てへのライフサイクルを通じた切れ目ない支援体制を構築することが重要です。

本市では、妊娠届により母子健康手帳及び妊婦健診票を交付し、出産までの母体と胎児の健康の確保を図るとともに、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、関係機関と連携の下、支援を行っています。

妊婦健診については、平成21年度（2009年度）から現在の14回に拡充されて以降、延べ受診者数は31,000人を超え、受診率は90%台後半で推移しています。

□ 妊婦健診 延べ受診者数及び受診率の推移



資料：健康推進課

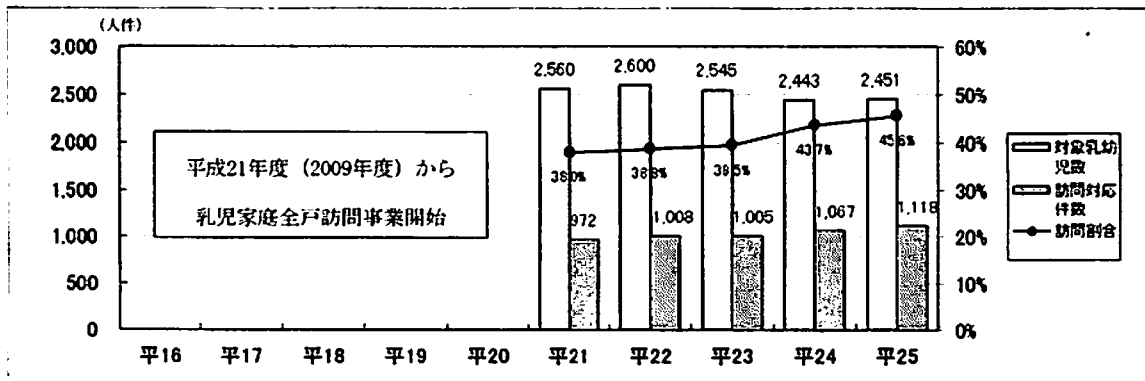
※平成16,17年度は旧玉山村分の数値を含まない。

(2) 乳児家庭全戸訪問事業の状況

出産後は、生後4か月までの乳児がいる家庭を対象に、産婦及び乳児の心身の状況と子育てに関する助言等を行う乳児家庭全戸訪問事業を実施しています。

対象となる全ての家庭を訪問するまでには至っていませんが、徐々に訪問件数を増やしており、平成25年度（2013年度）の訪問割合は、45.6%になっています。

□ 乳児家庭全戸訪問事業 訪問対応件数及び訪問割合の推移



資料：健康推進課

(3) 乳幼児健康診査の状況

乳幼児期には、乳幼児健診8回及び幼児歯科健診6回を実施し、子どもの発育・発達や母親の育児不安・育児ストレスの状況を把握し、家庭訪問等で継続した支援を行っています。

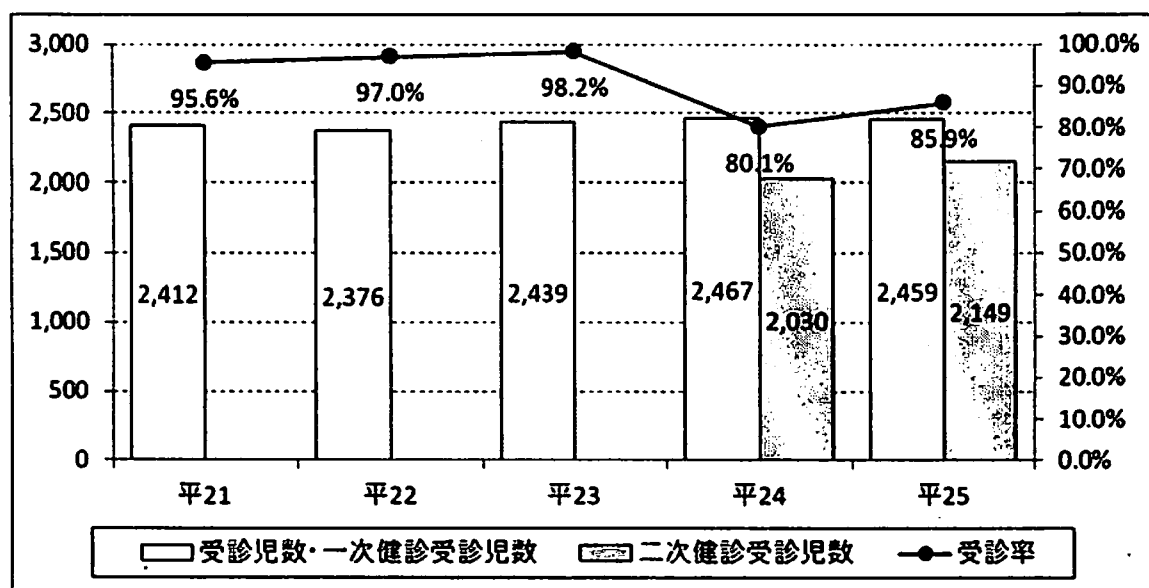
また、発達に課題がある乳幼児については、乳幼児総合診査事業及び親子教室により関係機関と連携し、早期に療育支援を行っています。

3歳児健診については、平成23年度（2011年度）までは、保健所等で集団健診を行っていましたが、平成24年度（2012年度）から、集団健診（一次健診）を受診した後、指定医療機関で個別健診（二次健診）を受診する方法としています。

平成23年度以前の受診率は、集団健診のみの受診割合により算出しており、90%台後半で推移していましたが、平成24年度以降は、一次健診と二次健診両方を受診した割合で算出しており、個別健診の受診率が低いため、80%台にとどまっています。

乳幼児健診は、子どもの発育や育児に関する相談や、虐待の発生予防の観点からも重要となることから、一次健診・二次健診両方を受診するよう、勧奨を行っています。

□ 3歳児健診の受診率の推移



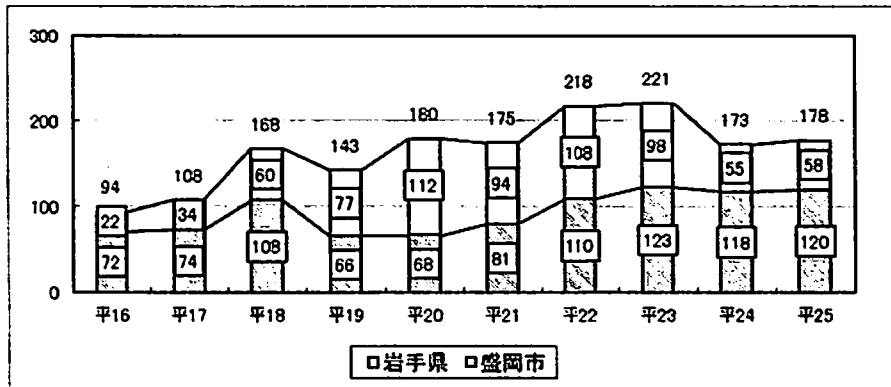
※平成24年度（2012年度）から一次健診（小児科診察・尿検査を除く集団検診）、二次健診（小児科診察・尿検査を委託検診）として実施。
資料：盛岡市保健所概要

5 特別な支援を必要とする子どもの状況

(1) 児童虐待相談の状況

盛岡市内における児童虐待相談は、子ども未来課と岩手県福祉総合相談センターで受け付けています。相談件数は、平成22年（2010年）に200件を超えましたが、平成24年（2012年）以降は、170件台で推移しています。

□ 盛岡市内における児童虐待相談受案件数の推移



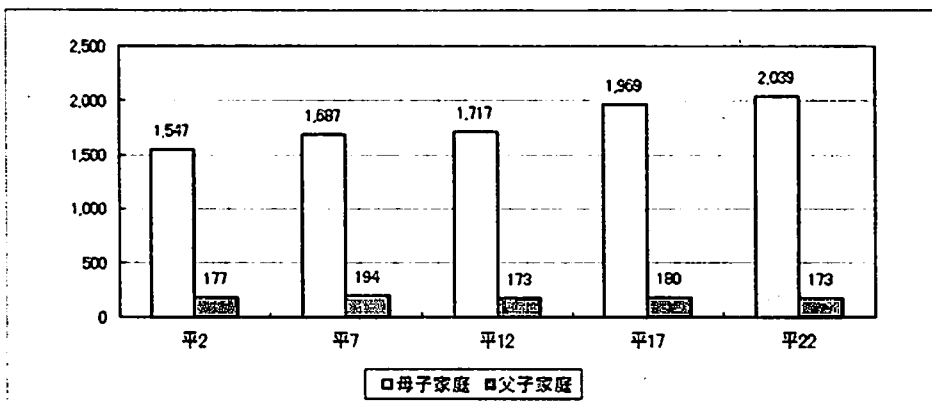
資料：子ども未来課

(2) ひとり親家庭^{*12}の状況

本市の母子家庭の世帯数は、増加傾向にあり、平成22年（2010年）には2,000世帯を超えています。

父子家庭の世帯数は、ほぼ横ばいで推移しており、200世帯未満となっています。

□ ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

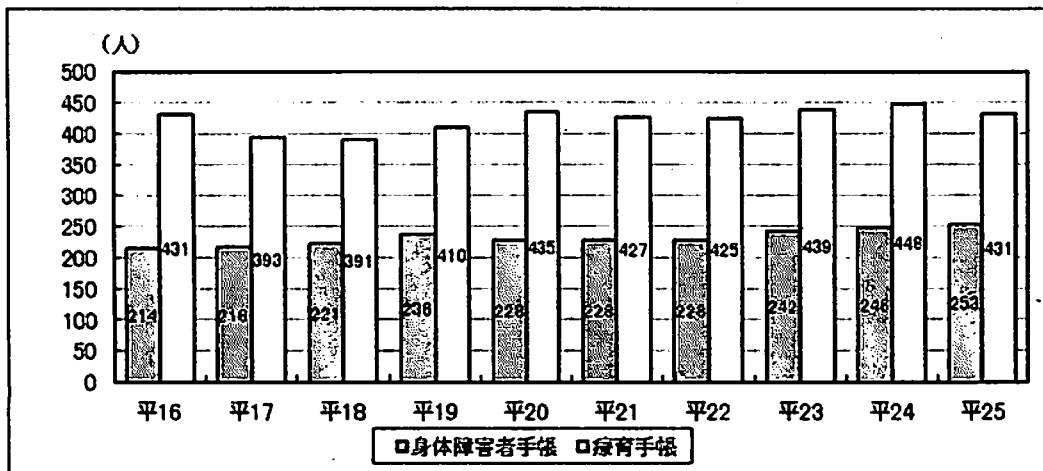
*12 ひとり親家庭 … 母子家庭（配偶者のない女子で20歳未満の児童を扶養している者とその児童からなる家庭）及び父子家庭（配偶者のない男子で20歳未満の児童を扶養している者とその児童からなる家庭）の総称をいいます。ただし、施策によって支援の対象となる子どもの年齢が異なる場合があります。

(3) 障がい児の状況

① 18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳の所持者数

本市における18歳未満の子どもの身体障害者手帳の所持者数は、横ばい傾向にあります。知的障がいにかかる療育手帳の所持者数は、微増傾向にあります。

□ 18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳の所持者数の推移



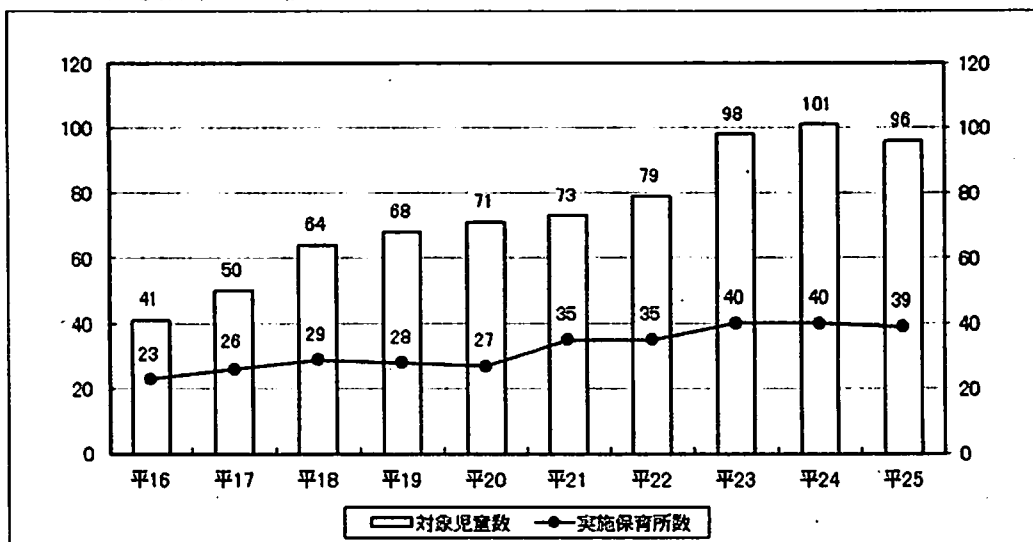
資料：障がい福祉課

② 発達支援保育の状況

保護者が仕事や病気などで保育ができない発達に遅れのある子どもや軽度の障がいを
持つ子どもで、集団保育が可能とされた子どもについては、保育所において発達支援保
育を実施しています。

発達支援児は年々増加傾向にあり、実施保育所数も増えています。対応には専門的な
知識が必要とされ、子どもの状況によっては、職員を加配しています。

□ 発達支援保育の推移



資料：子ども未来課

※平成16年度は旧玉山村分の数値を含まない。

6 「子ども・子育てに関するニーズ調査（平成25年度(2013年度)）」の状況

本計画の策定に当たり、幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望、本市の子育て支援に関する意見を把握することを目的として、子育て世帯を対象としたニーズ調査を実施しました。

(1) 調査の概要

- ① 調査名称：子ども・子育てに関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）
- ② 調査方法：郵送による無記名回答方式
- ③ 調査期間：平成25年（2013年）12月1日（日）から12月13日（金）まで
- ④ 調査対象：就学前児童の保護者：3,824人

小学校就学児童の保護者：3,875人

（平成25年（2013年）11月1日時点の住民基本台帳から無作為抽出）

⑤ 回収状況

| 調査対象 | 回収数 | 回収率 |
|-------------|-------|-------|
| 就学前児童の保護者 | 1,843 | 48.2% |
| 小学校就学児童の保護者 | 2,121 | 54.7% |

【児童の年齢別の回収状況】

■ 就学前児童

| 年齢 | 抽出数 | 回収数 | 回収率 |
|-----|-----|-----|-------|
| 0歳 | 636 | 326 | 51.3% |
| 1歳 | 636 | 295 | 46.4% |
| 2歳 | 639 | 295 | 46.2% |
| 3歳 | 638 | 312 | 48.9% |
| 4歳 | 638 | 267 | 41.8% |
| 5歳 | 637 | 310 | 48.7% |
| 無回答 | | 38 | |

■ 小学校就学児童

| 年齢 | 抽出数 | 回収数 | 回収率 |
|-----|-----|-----|-------|
| 6歳 | 645 | 384 | 59.5% |
| 7歳 | 639 | 344 | 53.8% |
| 8歳 | 645 | 342 | 53.0% |
| 9歳 | 647 | 335 | 51.8% |
| 10歳 | 650 | 345 | 53.1% |
| 11歳 | 649 | 345 | 53.2% |
| 無回答 | | 26 | |

⑥ 結果の表示の仕方

- ・グラフに表示しているN値は、回答者数です。
- ・回答は、各質問のN値を基数とした百分率（%）で示しています。なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答の質問の場合には、各回答の割合を合計すると100.0%を超えます。

(2) ニーズ調査における子ども・子育てを取り巻く状況

ニーズ調査結果における子ども・子育てを取り巻く状況は、次のとおりです。

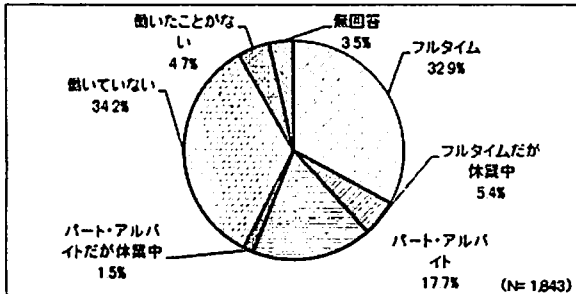
① 母親の就労状況

母親の就労状況を見ると、「フルタイムで働いている」と回答した割合は、就学前が38.3%、就学児が39.5%であり、「パート・アルバイトなどで働いている」と回答した割合は、就学前が19.2%、就学児が32.0%、「働いていない・働いたことがない」と回答した割合は、就学前が38.9%、就学児が23.4%となっています。

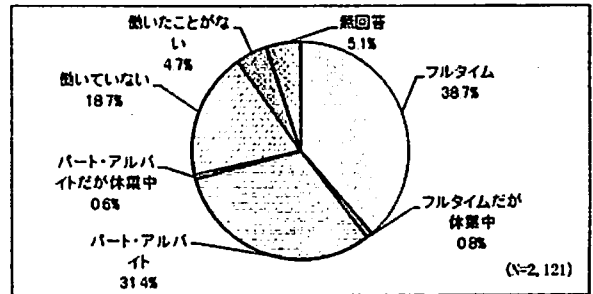
「パート・アルバイトなどで働いている」と回答した人に対して、フルタイム就労への転換希望を尋ねた結果、「フルタイム就労転換の希望があり、実現の見込みがある」、「フルタイム就労転換の希望があるが、実現の見込みはない」の合計では、就学前の40.3%、就学児の33.5%がフルタイム就労への転換を希望しています。また、「働いていない・働いたことがない」と回答した人に対して、就労意向を尋ねた結果をみると、就学前の68.4%、就学児の62.5%が就労を希望しています。

□ 母親の就労状況

・就学前

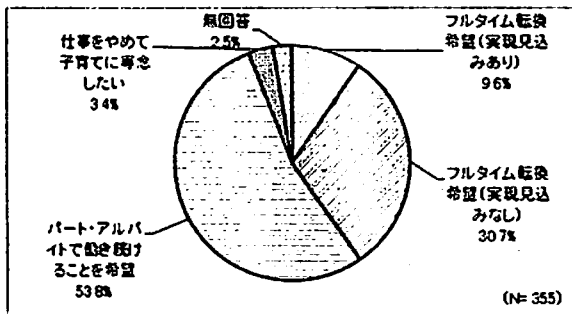


・就学児

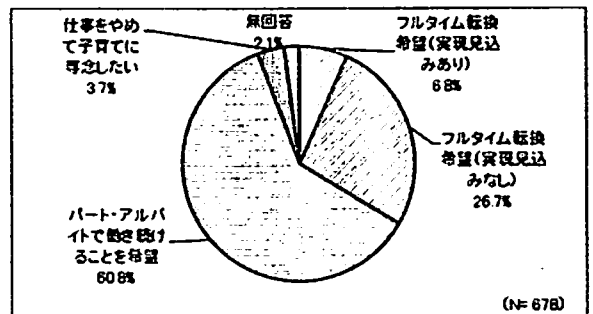


□ パート・アルバイト就労からフルタイム就労への転換希望

・就学前

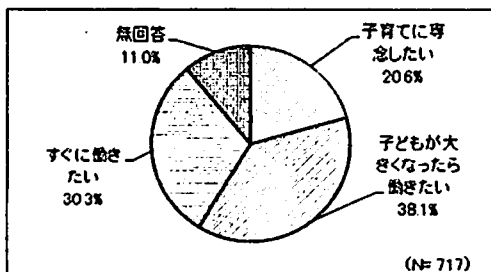


・就学児

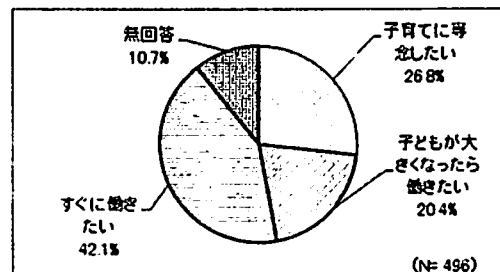


□ 母親の就労希望（就労していない人）

・就学前



・就学児



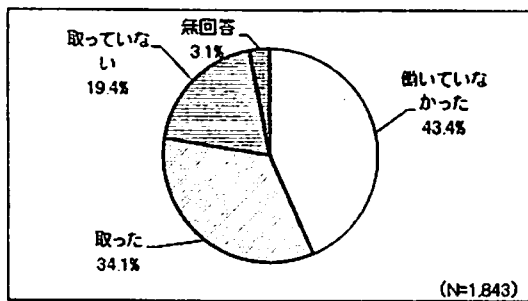
② 育児休業の状況

就学前児童の母親の育児休業の取得状況をみると、母親の34.1%が「育児休業を取った、あるいは今取っている」と回答していますが、父親では、「育児休業を取った、あるいは今取っている」と回答した人は0.8%にとどまっています。

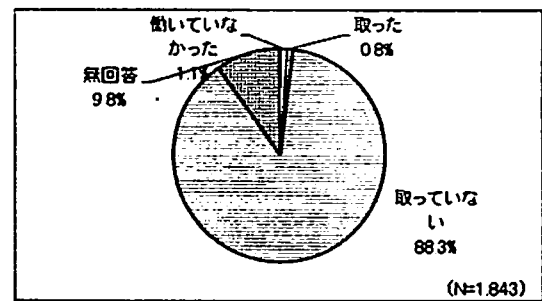
育児休業を取得していない理由を尋ねた結果をみると、母親は、「子育てや家事に専念するため退職」、「職場に育児休業の制度がなかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」を選択した割合が高くなっています。父親は、「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「配偶者が育児休業制度を利用した」、「昇給・昇格が遅れそうだった」を選択した割合が高くなっています。

女性は育児と仕事の両立が困難な状況にあること、男性は仕事の忙しさや、育児休業を取りにくい雰囲気のため、取得が進んでいません。

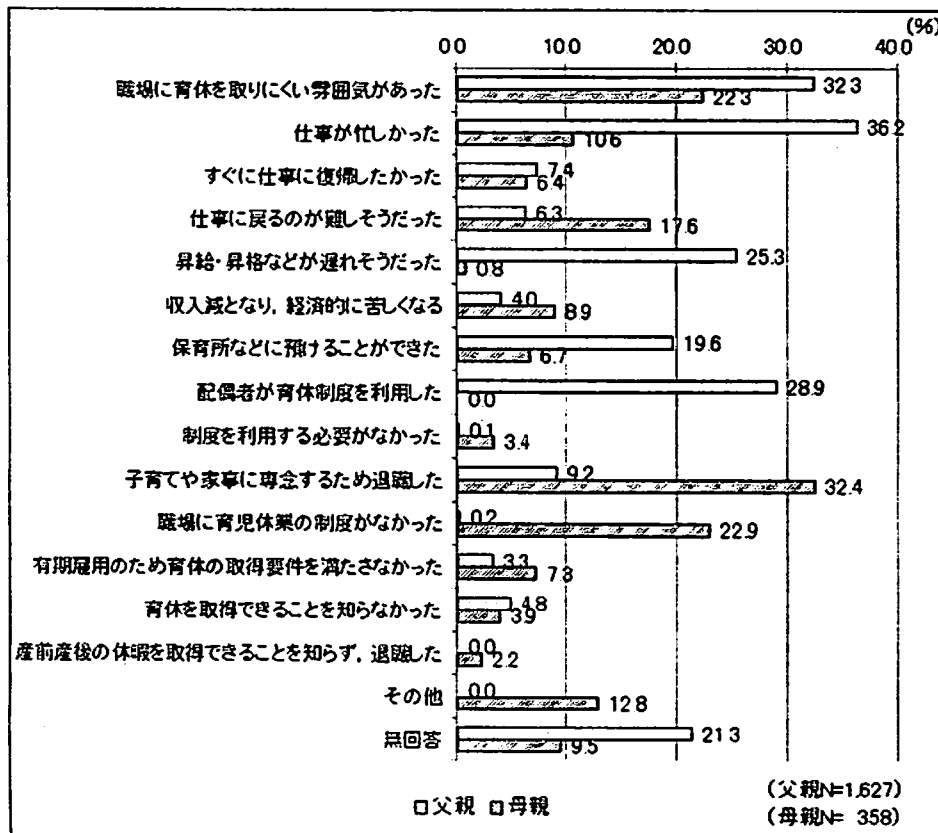
□ 母親（就学前児童）



□ 父親（就学前児童）



□ 育児休業を取得していない理由（就学前児童）（複数回答）

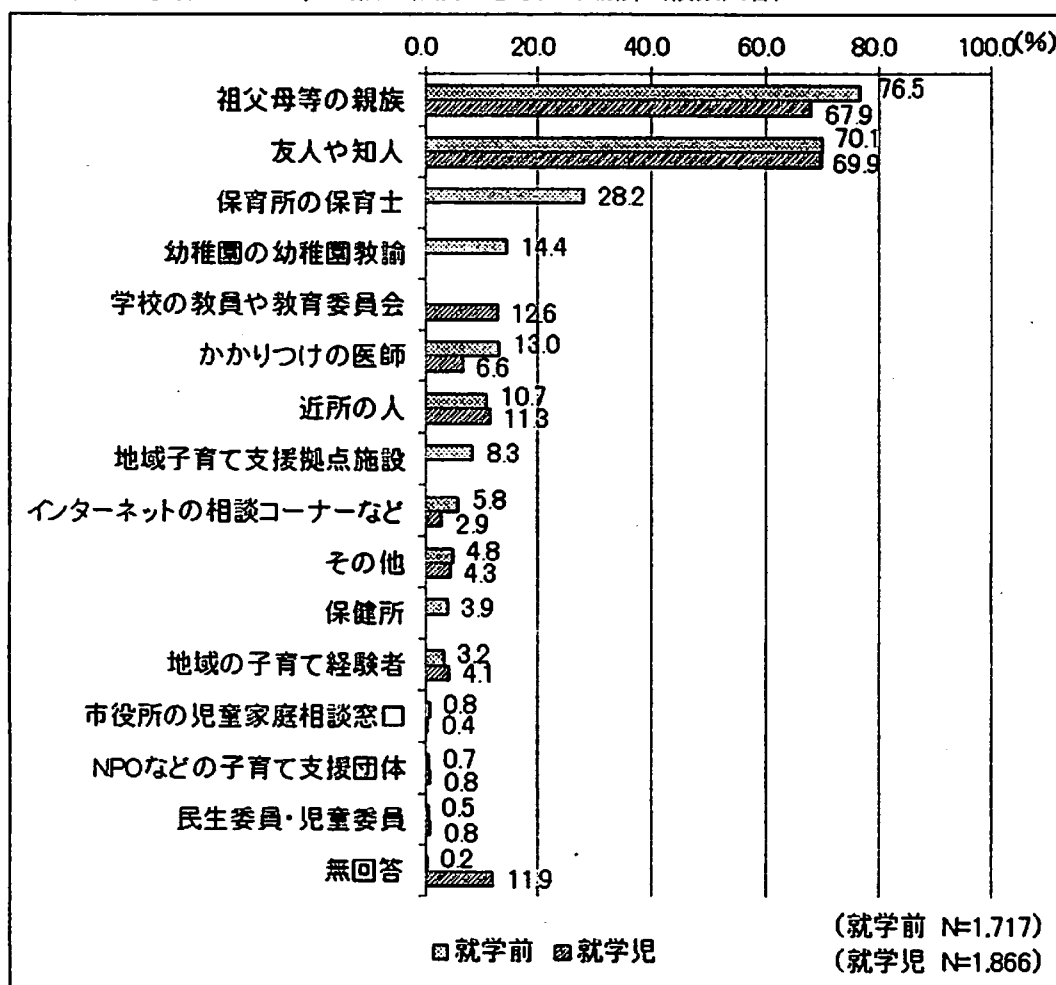


③ 子育てに関する悩みの相談相手について

子育てや教育について気軽に相談できる人や場所を尋ねた設問の結果をみると、就学前児童の保護者は、「祖父母等の親族」が76.5%と最も多く、次に「友人や知人」が70.1%と続きます。就学児童の保護者では、「友人や知人」が69.9%と最も多く、「祖父母等の親族」が67.9%という結果となっています。就学前、就学児童のいずれも、親族や友人など身近な人に子育てに関する悩みを相談していることが分かります。また、就学前児童では、保育士や幼稚園教諭など、日頃利用している教育・保育施設で相談している人もいます。

一方で、「民生委員・児童委員」, 「NPOなどの子育て支援団体」, 「市役所の児童家庭相談窓口」などの地域で子育て支援に携わっている個人や団体、行政機関を相談相手として選択した割合は、低くなっています。

□ 子育てや教育について、気軽に相談できる人や場所（複数回答）



④ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

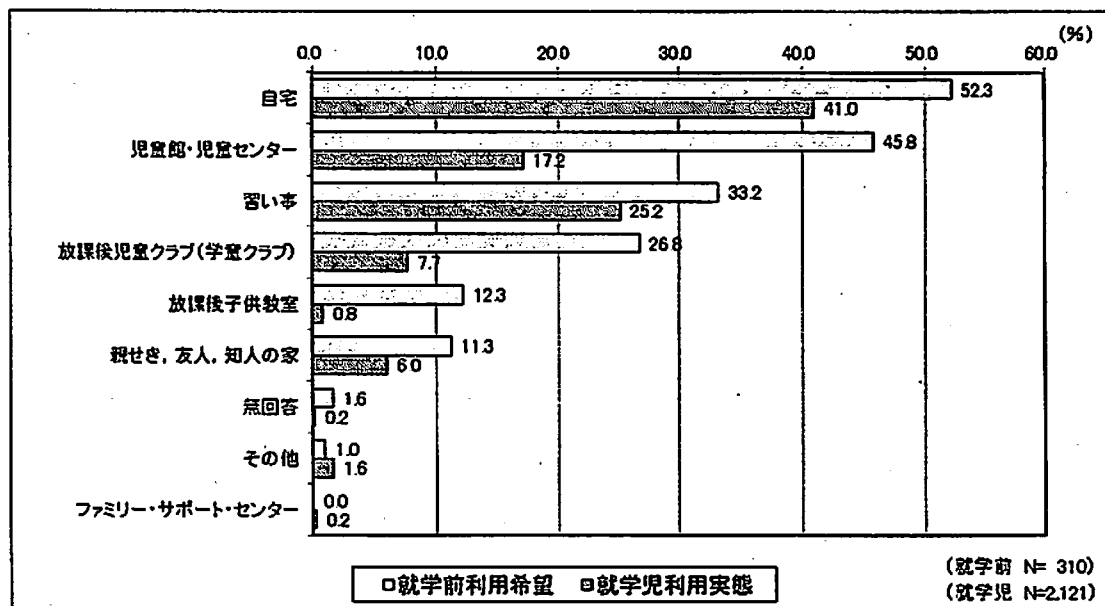
就学前児童及び就学児童の保護者を対象に、小学校低学年の放課後の過ごし方について、就学前児童のうち5歳児が小学校低学年になった場合の利用希望と、就学児童のうち小学校低学年の利用実態を調査しました。

就学児童の利用実態で最も多いのは「自宅」の41.0%、次いで「習い事」が25.2%、「児童館・児童センター」が17.2%、保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童の健全育成を目的とした「放課後児童クラブ」が7.7%となっています。

就学前児童の利用希望で最も多いのは、就学児童と同様に「自宅」の52.3%、次いで「児童館・児童センター」が45.8%、「習い事」が33.2%、「放課後児童クラブ」が26.8%となっています。

利用希望と利用実態を比較すると、「児童館・児童センター」と「放課後児童クラブ」において、利用希望が利用実態を大きく上回っています。

□ 小学校就学後（1～3年）の放課後の過ごし方（就学前児童の希望と就学児童の実態）

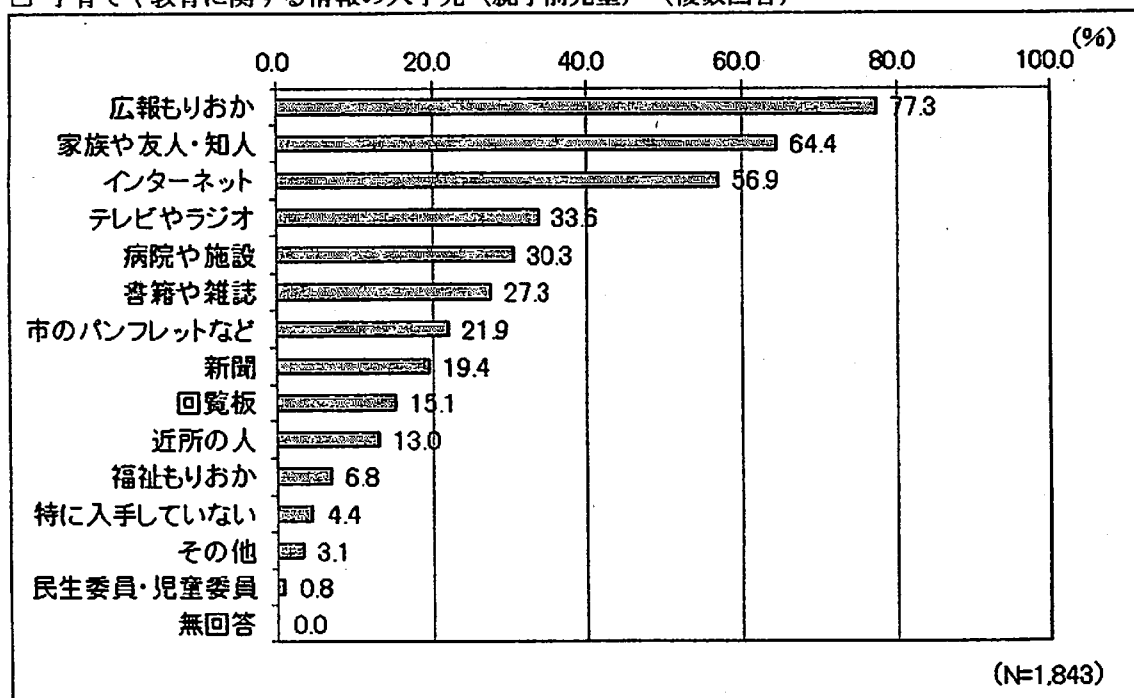


⑤ 子育てや教育に関する情報の入手先

就学前児童の保護者を対象に子育てや教育に関する情報を入手する手段を尋ねたところ、「広報もりおか」を選択した割合が77.3%と最も多い結果となっています。以下、「家族や友人・知人」が64.4%、「インターネット」が56.9%、「テレビやラジオ」が33.6%と続きます。

この結果から、公的な情報源である広報もりおかと、家族や友人・知人などの身近な人の双方から情報を得ていること、さらに、インターネットやテレビ・ラジオなどのメディアからも情報を得ている現状がわかります。

□ 子育てや教育に関する情報の入手先（就学前児童）（複数回答）



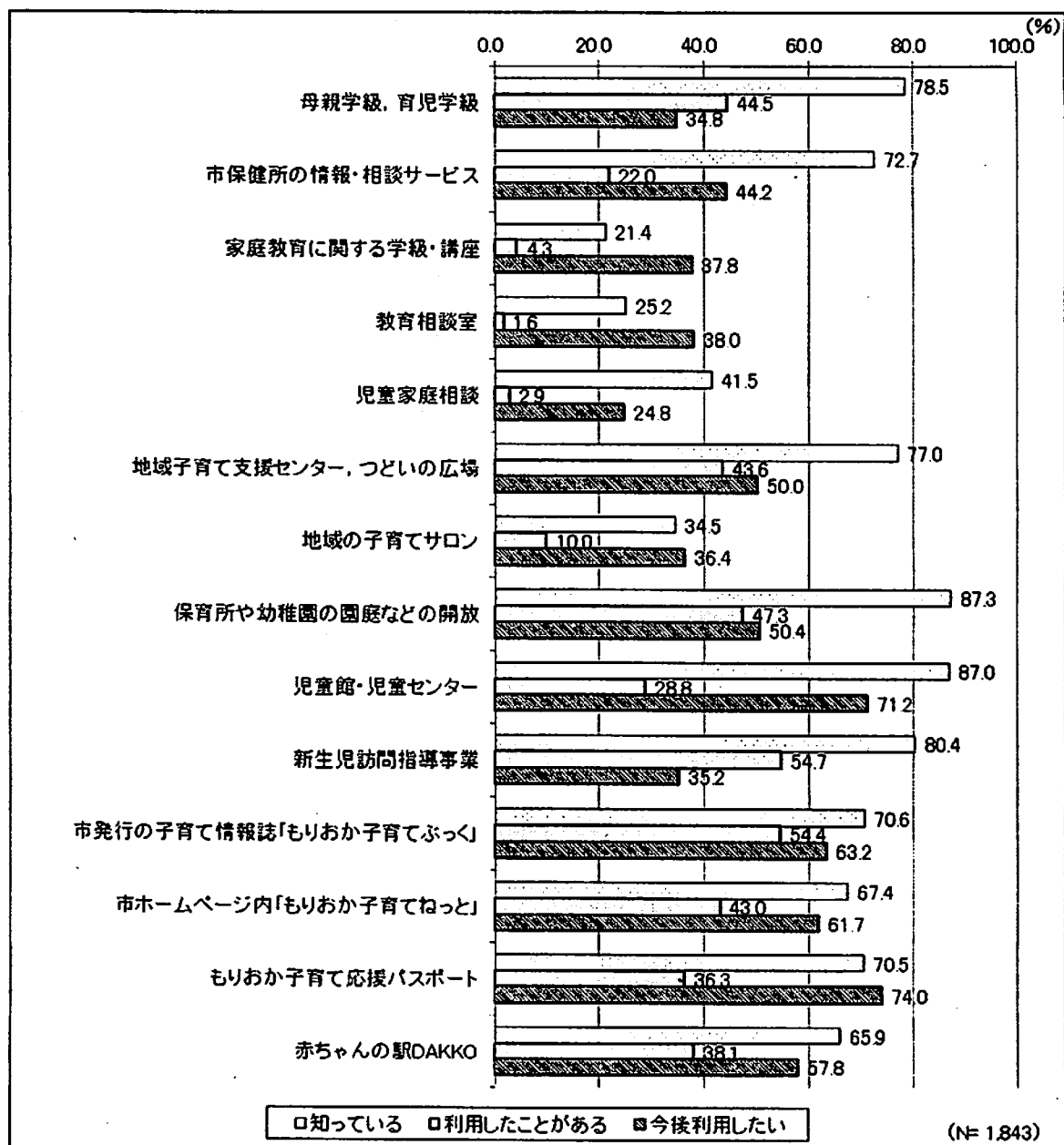
⑥ 子育て支援サービスの認知度と利用希望

就学前児童の保護者を対象に、市が実施している子育て支援サービスの認知度を尋ねたところ、「保育所や幼稚園の園庭などの開放」、「児童館・児童センター」、保健師が出産後の家庭を訪問する「新生児訪問指導事業」の認知度がいずれも80%を超えています。

また、市発行の子育て情報誌である「もりおか子育てぶっく」や、「新生児訪問指導事業」は、認知度、利用度がともに50%を超えています。

一方で、「保育所や幼稚園の園庭などの開放」は認知度が87.3%と今回の調査結果では最も高い結果となっていますが、利用度は47.3%となっています。なお、「家庭教育に関する学級・講座」、「教育相談室」などは、認知度、利用度ともに低い結果となっています。

□ 子育て支援サービスの認知度と利用希望

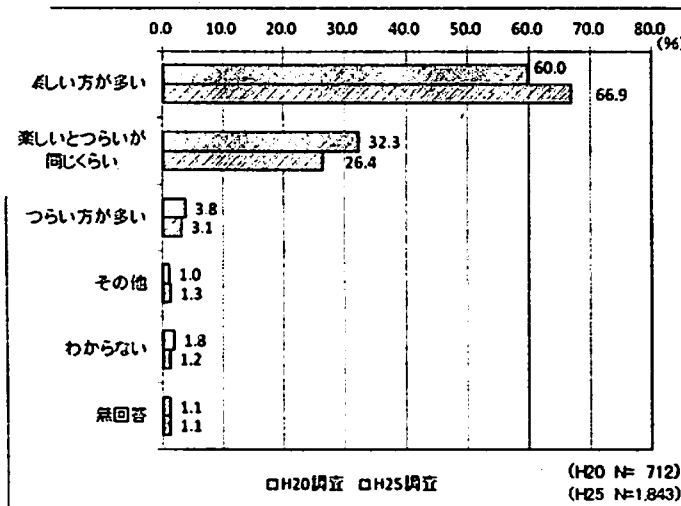


⑦ 子育ての楽しさ・大変さ（就学前児童，就学児童，全体）

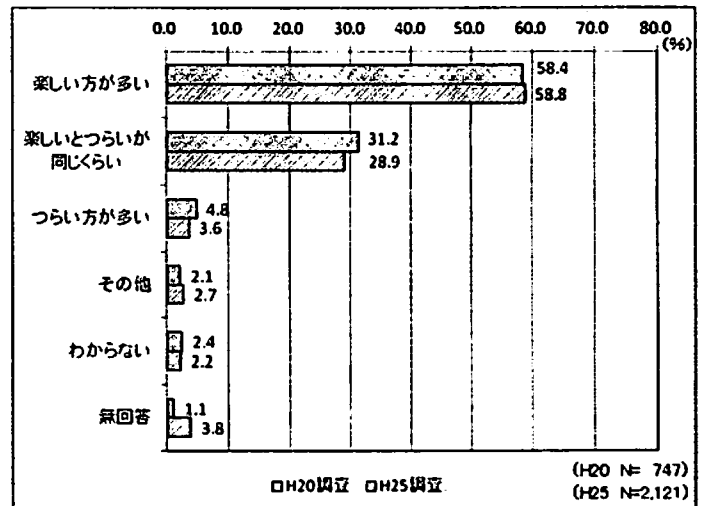
就学前児童，就学児童の保護者に「子育てに対する気持ち」について尋ねたところ，「楽しいと感じることの方が多い」と回答した割合は，就学前児童が66.9%，就学児童が58.8%という結果になっています。就学前，就学児童を合わせた割合は，62.6%となっています。一方で，「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」と「つらいと感じることの方が多い」を合わせると，就学前，就学児童の31.1%が「子育てをつらい」と感じているという結果となっています。

平成20年度（2008年度）に実施した「盛岡市次世代育成支援に関するニーズ調査」における結果と比較すると，就学前児童の保護者はこの5年間で，「楽しいと感じることの方が多い」と回答した割合は6.9ポイント（60.0%→66.9%）上昇していますが，就学児童では，横ばいとなっています。「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」と「つらいと感じることの方が多い」を合計した割合は，就学前児童は6.6ポイント（36.1%→29.5%），就学児童では3.5ポイント（36.0%→32.5%）減少しています。就学前，就学児童の合計では，4.9ポイント（36.0%→31.1%）減少しています。

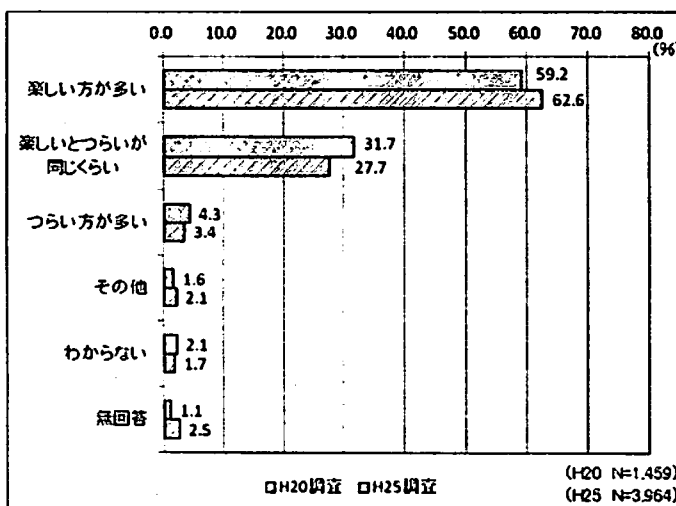
□ 就学前児童



□ 就学児童



□ 合計



（盛岡市次世代育成支援に関するニーズ調査）

盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画・後期行動計画の策定に向けて，子育て支援に関する市民の生活実態や要望，意見などを把握するため，平成20年度（2008年度）に実施しました。

・調査対象

就学前及び就学児童のいる保護者 2,475人

・回収数及び回収率

就学前児童 712通（回収率59.48%）

就学児童 747通（回収率58.45%）

⑧ 市に対して充実を望む子育て支援策

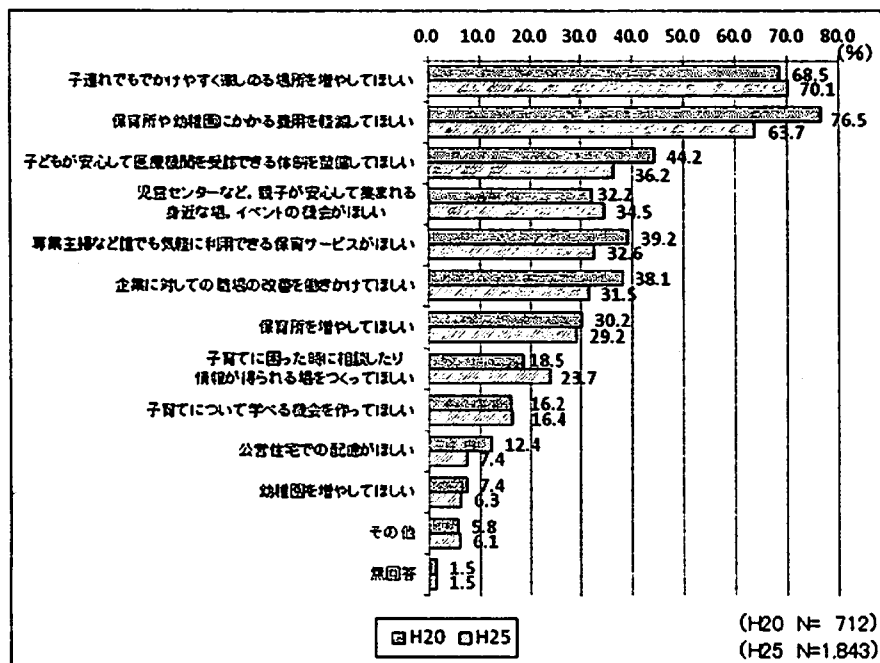
就学前児童，就学児童の保護者に「市に対して充実を望む子育て支援策」を尋ねたところ，就学前児童においては，「子連れでもでかけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が最も多く（70.1%），「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」（63.7%），「子どもが安心して医療機関を受診できる体制を整備してほしい」（36.2%），「児童センターなど，親子が安心して集まれる身近な場，イベントの機会がほしい」（34.5%）と続きます。

就学児童においては，「子どもが安心して医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が最も多く（51.9%），「子連れでもでかけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」（41.4%），「企業に対しての職場の改善を働きかけてほしい」（36.4%），「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」（36.2%）となっています。

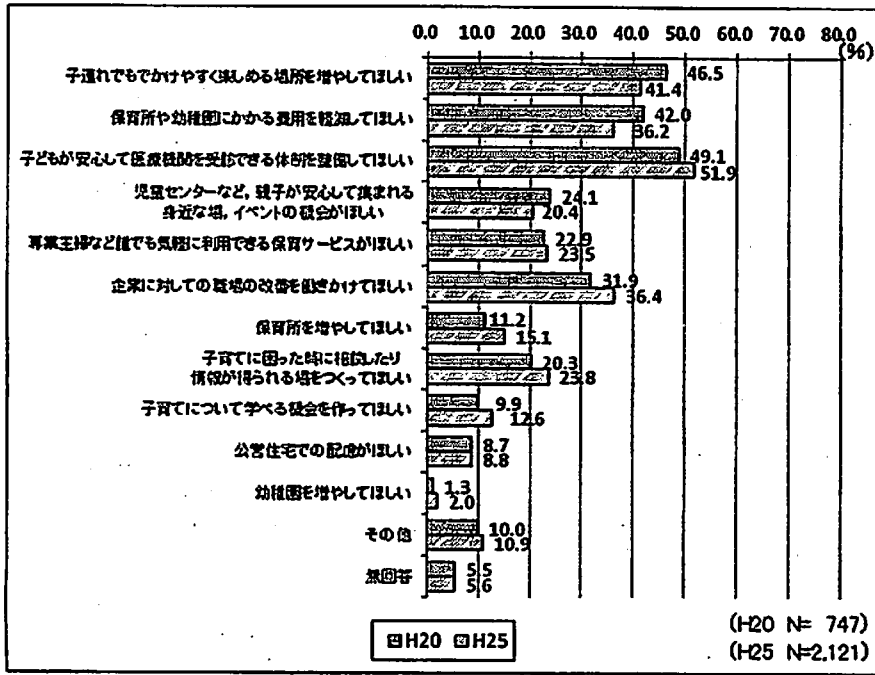
また，平成20年度（2008年度）に実施した「盛岡市次世代育成支援に関するニーズ調査」の結果と比較すると，就学前児童においては，「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」が12.8ポイント低下（76.5%→63.7%）し，保育所保育料の軽減等の取組により，保護者の負担軽減が図られているものと考えられます。「子育てに困った時に相談したり情報が得られる場をつくってほしい」が5.2ポイント（18.5%→23.7%）増加しています。

就学児童においては，就学前児童と同様に，「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」が，5.8ポイント（42.0%→36.2%）減少しています。「企業に対しての職場の改善を働きかけてほしい」が，4.5ポイント（31.9%→36.4%）上昇していることから，仕事と子育ての両立が可能となるような職場づくりの働きかけを求める保護者が増加しています。

□ 市に対して充実を望む子育て支援策（複数回答可） 就学前児童



□ 市に対して充実を望む子育て支援策（複数回答可） 就学児童



7 次世代育成支援対策推進行動計画の取組状況

盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画（第1期）は、平成17年度（2005年度）から平成26年度（2014年度）までを計画期間とし、平成17年度（2005年度）から平成21年度（2009年度）までを前期行動計画、平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）までを後期行動計画の計画期間として、計画の実現に向け、各種事業に取り組んでいます。

○ 施策の基本的方向1 地域における子育ての支援

子育てをする全ての家庭が安心して子育てができるよう、認可保育所の新設や定員増加を進めました。待機児童の解消を目指すとともに、病児・病後児保育や一時預かりなど、保護者のニーズに応じた保育サービスの充実や、河南地区へのつどいの広場を整備しました。

実施施策の評価指標（3項目）については、市民アンケート調査における「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実している」と感じる市民の割合の上昇や、地域子育て支援センターの利用者数が増加し、達成度A、B合せて2項目となっており、おおむね計画どおりに進んでいますが、「待機児童数」については、達成度Dとなっています。

在宅の子育て家庭への支援やネットワークづくりは計画どおりに進んでいます。保育サービスの充実の面においては、認可保育所の新設などにより定員の増加を図っていますが、保育需要の高まりに追いついていないことから、待機児童の解消に至っていないものと考えられます。

【評価指標】

子育て支援サービスの充実・子どもの健全育成

| 評価指標 | H21年度現状値 (計画策定時見込値) | H21年度 実績値 | H22年度 実績値 | H23年度 実績値 | H24年度 実績値 | H25年度 実績値 | H26年度 目標値 | 達成度 | |
|---|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|---|
| 市民アンケート調査で「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」市民の割合 | ↑ | 16.2% | 16.0% | 15.9% | 14.6% | 17.9% | 17.0% | 19.4% | B |

保育サービスの充実

| 評価指標 | H21年度現状値 (計画策定時見込値) | H21年度 実績値 | H22年度 実績値 | H23年度 実績値 | H24年度 実績値 | H25年度 実績値 | H26年度 目標値 | 達成度 | |
|-------|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----|---|
| 待機児童数 | ↓ | 33人 | 33人 | 43人 | 46人 | 48人 | 50人 | 10人 | D |

子育て支援のネットワークづくり

| 評価指標 | H21年度現状値 (計画策定時見込値) | H21年度 実績値 | H22年度 実績値 | H23年度 実績値 | H24年度 実績値 | H25年度 実績値 | H26年度 目標値 | 達成度 | |
|-----------------------------|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------|---|
| 地域子育て支援センター事業とつどいの広場の延べ利用者数 | ↑ | 49,286人 | 51,035人 | 67,296人 | 64,959人 | 72,308人 | 70,179人 | *41,503人 | A |

【目標値に対する達成度】

- A … 100%以上(計画を上回った)
 - B … 80%以上100%未満(達成はできなかったがほぼ計画どおり)
 - C … 60%以上80%未満(計画を少し下回った)
 - D … 60%未満(計画を大きく下回った)
- 以上を目安に指標の性格に応じて総合的に判断。

※評価指標右横の矢印(↑/↓/→)は、指標の目標とする方向を示します。

※H26年度目標値に*がついている指標は、計画策定時に目標値を達成していましたが、盛岡市総合計画との整合を図り、総合計画の目標値と同一の値としたものです。

○ 施策の基本的方向2 母と子どもの健康の確保・増進

妊娠・出産・子育てを安心してできるよう、各種健康診査や育児相談、きめ細かな育児情報提供により母子の健康の確保を図るとともに、思春期における心身の健康づくりを推進しました。また、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成などを目指し、生涯にわたり育成される食育の基礎を培うための取組を推進しました。

これらの取組により、実施施策の評価指標（5項目）については、全ての項目が達成度A、Bとなっていることから、「妊娠出産に対する満足度」が徐々に向上しており、母子の健康の確保が図られているものと考えられます。

【評価指標】

子どもや母親の健康の確保

| 評価指標 | H21年度現状値 (計画期定時見込値) | H21年度 実績値 | H22年度 実績値 | H23年度 実績値 | H24年度 実績値 | H25年度 実績値 | H26年度 目標値 | 達成度 | |
|----------------------|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|---|
| 妊娠出産に対する満足度 | ↑ | — | — | 84.3% | 82.6% | 87.2% | 89.8% | 95.0% | A |
| 家庭訪問により育児不安が少なくなった割合 | ↑ | — | — | 100.0% | 95.8% | 99.1% | 99.0% | 93.0% | A |

「食育」の推進

| 評価指標 | H21年度現状値 (計画期定時見込値) | H21年度 実績値 | H22年度 実績値 | H23年度 実績値 | H24年度 実績値 | H25年度 実績値 | H26年度 目標値 | 達成度 | |
|------------------|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|---|
| 毎日朝食を食べている3歳児の割合 | ↑ | 95.2% | 95.2% | 96.4% | 95.9% | 95.1% | 95.6% | 98.0% | B |

思春期保健対策の充実

| 評価指標 | H21年度現状値 (計画期定時見込値) | H21年度 実績値 | H22年度 実績値 | H23年度 実績値 | H24年度 実績値 | H25年度 実績値 | H26年度 目標値 | 達成度 | |
|---------------------|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|---|
| 赤ちゃんを抱いたことがある中高生の割合 | ↑ | — | — | 85.3% | 83.3% | 62.7% | — | 77.0% | B |

※ H25年度はアンケート未実施

小児医療の充実

| 評価指標 | H21年度現状値 (計画期定時見込値) | H21年度 実績値 | H22年度 実績値 | H23年度 実績値 | H24年度 実績値 | H25年度 実績値 | H26年度 目標値 | 達成度 | |
|-------------------------------------|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|---|
| 市民アンケートで「いつでも受診できる医療機関がある」と答えた市民の割合 | ↑ | 89.2% | 89.2% | 88.1% | 90.9% | 91.3% | 90.9% | 90.0% | A |

○ 施策の基本的方向3 子どもの教育環境の整備

次代の担い手である子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、小中学校へのスクールアシスタント^{*13}の配置や、家庭教育支援事業など、学校・家庭・地域が共に教育力を高めることにより社会全体の教育力の向上を図りました。

また、子どもたちが将来、あたたかい家庭を築き、夢を持って子育てができるよう、高校生を対象としたふれあい看護体験の実施など、子どもを産み育てることの喜びを実感できる取組を推進しました。実施施策の評価指標（14項目）については、達成度A、B合せて11項目となっており、おおむね計画どおり進んでいますが、「小中学生の体力運動能力」と「補導件数」は、達成度Cとなっています。

校内体制の整備や不登校等対策相談員^{*14}の活用により、中学校の不登校生徒が減少しており、不登校の初期段階や別室登校生徒への適切な対応が図られていると考えることができます。

一方で、「補導件数」については、巡回活動時間の見直しにより少年と接する機会が増えたことが件数増加の要因として考えられますが、補導は刑法犯少年を未然に防ぐ役割もあることから、同施策の評価指標である刑法犯少年件数が減少していることと合わせて評価すると、子どもの安全の確保に結びついているものと考えられます。

【評価指標】

次代の親の育成

| 評価指標 | H21年度現状値 (計画期定時見込値) | H21年度 実績値 | H22年度 実績値 | H23年度 実績値 | H24年度 実績値 | H25年度 実績値 | H26年度 目標値 | 達成度 | |
|---------------------------------------|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|---|
| 高校生が乳幼児とのふれあい体験を通して子育ての楽しさや大変さがわかった割合 | ↑ | 87.5% | 87.5% | 90.2% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 90.0% | A |

学校の教育環境等の整備

| 評価指標 | H21年度現状値 (計画期定時見込値) | H21年度 実績値 | H22年度 実績値 | H23年度 実績値 | H24年度 実績値 | H25年度 実績値 | H26年度 目標値 | 達成度 | |
|---|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----------|---|
| 小中学校学力検査の全国水準(100)との比較(小学校4年生:国語) | ↑ | 110.4ポイント | 110.4ポイント | 109.4ポイント | 109.2ポイント | 111.8ポイント | 110.6ポイント | 112.0ポイント | B |
| 小中学校学力検査の全国水準(100)との比較(小学校4年生:算数) | ↑ | 107.8ポイント | 108.0ポイント | 108.0ポイント | 110.4ポイント | 107.8ポイント | 108.4ポイント | 112.0ポイント | B |
| 小中学校学力検査の全国水準(100)との比較(中学校2年生:国語) | ↑ | 109.2ポイント | 109.6ポイント | 108.0ポイント | 107.6ポイント | 106.2ポイント | 103.8ポイント | 112.0ポイント | B |
| 小中学校学力検査の全国水準(100)との比較(中学校2年生:数学) | ↑ | 100.6ポイント | 100.6ポイント | 101.8ポイント | 102.8ポイント | 102.2ポイント | 102.2ポイント | 108.0ポイント | B |
| 問題行動調査(不登校)の出現率(小学校) | ↓ | 0.28ポイント | 0.23ポイント | 0.17ポイント | 0.12ポイント | 0.15ポイント | 0.20ポイント | 0.31ポイント | A |
| 問題行動調査(不登校)の出現率(中学校) | ↓ | 2.66ポイント | 2.31ポイント | 2.54ポイント | 2.24ポイント | 1.99ポイント | 2.17ポイント | 2.64ポイント | A |
| 体力運動能力(走・跳・投)の全国水準を上回っている種目の数(小学校96種目中) | ↑ | 49種目 | 47種目 | 49種目 | 39種目 | 39種目 | 39種目 | 61種目 | C |
| 体力運動能力(走・跳・投)の全国水準を上回っている種目の数(中学校48種目中) | ↑ | 37種目 | 40種目 | 41種目 | 40種目 | 26種目 | 33種目 | 43種目 | C |

家庭や地域の教育力の向上

| 評価指標 | H21年度現状値 (計画期定時見込値) | H21年度 実績値 | H22年度 実績値 | H23年度 実績値 | H24年度 実績値 | H25年度 実績値 | H26年度 目標値 | 達成度 | |
|-----------------|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------|---|
| 家庭教育支援事業の参加者数 | ↑ | 6,251人 | 6,848人 | 6,954人 | 5,492人 | 5,908人 | 6,402人 | 6,500人 | A |
| 家庭教育支援事業参加者の満足度 | ↑ | 96.0% | 100.0% | 83.1% | 89.8% | 92.0% | 92.0% | 100.0% | B |
| 学校支援ボランティア登録者数 | ↑ | 649人 | 825人 | 761人 | 523人 | 656人 | 1,809人 | 700人 | A |

*13 スクールアシスタント…学校生活の中で支援が必要な児童・生徒に対して、個別に必要な支援を行う市費負担職員

*14 不登校等対策相談員…保健室や相談室等に登校する不登校傾向の児童・生徒に対して、個別に必要な支援を行う市費負担職員

子どもを取り巻く有害環境対策の推進

| 評価指標 | H21年度現状値 (計画策定時見込値) | H21年度 実績値 | H22年度 実績値 | H23年度 実績値 | H24年度 実績値 | H25年度 実績値 | H26年度 目標値 | 達成度 |
|---------|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----|
| 補導件数 | ↓ | 74件 | 76件 | 68件 | 44件 | 96件 | * 150件 | C |
| 刑法犯少年件数 | ↓ | 241件 | 247件 | 177件 | 144件 | 140件 | * 282件 | A |

○ 施策の基本的方向 4 子育てを支援する生活環境の整備

歩道や自転車走行空間、通学路の夜間照明の整備による安全対策など、道路交通環境の充実に努めるとともに、商業施設等への赤ちゃんの駅を設置を支援し、親子で安心して外出できるような環境の整備を推進しました。また、公営住宅の建替えに伴いバリアフリー化を進め、居住環境の整備に取り組みました。

これらの取組により、実施施策の評価指標（6項目）については、全ての項目が達成度A、Bとなっており、ほぼ計画どおりに進んでいます。

交通環境の整備により、無違反の歩行者・自転車が事故にあった件数が減少しており、親子が安心して外出できる環境整備が進んでいるものと考えられます。

【評価指標】

良好な住宅の確保

| 評価指標 | H21年度現状値 (計画策定時見込値) | H21年度 実績値 | H22年度 実績値 | H23年度 実績値 | H24年度 実績値 | H25年度 実績値 | H26年度 目標値 | 達成度 |
|------------|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----|
| 市営住宅の実質入居率 | ↑ | 94.0% | 94.0% | 92.5% | 93.5% | 93.2% | 92.5% | B |

良好な居住環境の確保

| 評価指標 | H21年度現状値 (計画策定時見込値) | H21年度 実績値 | H22年度 実績値 | H23年度 実績値 | H24年度 実績値 | H25年度 実績値 | H26年度 目標値 | 達成度 |
|---------------------------------|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----|
| 市営住宅全戸のうちバリアフリー化された戸数の割合 | ↑ | 33.0% | 36.0% | 37.6% | 38.0% | 38.0% | 41.4% | A |
| 市民アンケート調査で「快適な居住環境である」と答えた市民の割合 | ↑ | 47.7% | 46.0% | 46.0% | 45.5% | 46.2% | 47.4% | B |

安全な道路交通環境の整備

| 評価指標 | H21年度現状値 (計画策定時見込値) | H21年度 実績値 | H22年度 実績値 | H23年度 実績値 | H24年度 実績値 | H25年度 実績値 | H26年度 目標値 | 達成度 |
|----------------------|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----|
| 無違反の歩行者・自転車が事故にあった件数 | ↓ | 292件 | 345件 | 314件 | 279件 | 226件 | 195件 | A |

安心して外出できる環境の整備

| 評価指標 | H21年度現状値 (計画策定時見込値) | H21年度 実績値 | H22年度 実績値 | H23年度 実績値 | H24年度 実績値 | H25年度 実績値 | H26年度 目標値 | 達成度 |
|---|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----|
| 市道改良率 | ↑ | 73.0% | 73.0% | 73.3% | 73.4% | 73.5% | 73.6% | A |
| 市民アンケート調査で「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合 | ↑ | 16.2% | 16.0% | 15.9% | 14.6% | 17.9% | 17.0% | B |

○ 施策の基本的方向5 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育ての両立の実現を図るため、広報もりおかを通じて、男女が共に家庭や地域活動に参加し子育てを地域全体で支えるための意識啓発を行うとともに、多様な働き方の実現や職業意識の醸成のため、小学校、中学校及び高校において、職業体験や就業体験の機会を提供しました。また、認可保育所の整備や定員増加など、保育サービスの充実に取り組みました。

実施施策の評価指標（3項目）については、「待機児童数」が達成度Dとなっています。

「育児休業取得率（女性，男性）」については、平成22年（2010年）以降、調査が実施されなかったため、評価ができていませんが、この実施施策の具体事業（男女共同参画情報等提供事業ほか3事業）の達成度をみると、全てAとなっています。

「子ども・子育てに関するニーズ調査」の結果をみると、男性の育児休業の取得は進んでおらず、就学前・就学児ともに3割を超える人が、企業に対して職場環境の改善の働きかけを求めており、男女が共に子育てに向き合いながら、仕事と子育ての調和が図られるような環境整備が十分ではないと考えることができます。

【評価指標】

多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直し

| 評価指標 | | H21年度現状値 (計画固定時見込値) | H21年度 実績値 | H22年度 実績値 | H23年度 実績値 | H24年度 実績値 | H25年度 実績値 | H26年度 目標値 | 達成度 |
|-------------|---|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----|
| 育児休業取得率(女性) | ↑ | 84.5% | 84.5% | — | — | — | — | 90.0% | — |
| 育児休業取得率(男性) | ↑ | 2.1% | 2.1% | — | — | — | — | 5.0% | — |

仕事と子育ての両立の推進

| 評価指標 | | H21年度現状値 (計画固定時見込値) | H21年度 実績値 | H22年度 実績値 | H23年度 実績値 | H24年度 実績値 | H25年度 実績値 | H26年度 目標値 | 達成度 |
|-------|---|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----|
| 待機児童数 | ↓ | 33人 | 33人 | 43人 | 46人 | 48人 | 50人 | 10人 | D |

【参考】多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直しにおける具体事業

| 評価指標 | | H21年度現状値 (計画固定時見込値) | H21年度 実績値 | H22年度 実績値 | H23年度 実績値 | H24年度 実績値 | H25年度 実績値 | H26年度 目標値 | 達成度 |
|-----------------------------------|---|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----|
| 男女共同参画情報等提供事業 (男女共同参画情報紙の発行部数) | → | 138,000部 | 139,800部 | 139,700部 | 140,600部 | 140,550部 | 141,540部 | 138,000部 | A |
| 就労支援制度の普及活動 (育児休業取得率:女性) | ↑ | 84.5% | 84.5% | — | — | — | — | 90.0% | — |
| (育児休業取得率:男性) | ↑ | 2.1% | 2.1% | — | — | — | — | 5.0% | — |
| 小中学生職業体験事業 (実施対象校) | → | 1校 | 1校 | 1校 | 1校 | 1校 | 1校 | 1校 | A |
| (実施回数) | → | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | A |
| 盛岡市高校生インターンシップ事業 (就業体験者数) | → | 100人 | 104人 | 117人 | 96人 | 81人 | 158人 | 100人 | A |
| 高校生スキルアップ支援事業 (参加者数) | → | 100人 | 87人 | 156人 | 120人 | 128人 | 116人 | 100人 | A |

○ 施策の基本的方向 6 子どもの安全の確保

子どもを事故や犯罪、情報化の進展に伴う有害環境等から守るための取組を推進しました。また、交通安全の確保や公園等の遊具の点検、修繕による環境整備を進めるとともに、関係機関と連携した情報提供や広報啓発活動を推進しました。

これらの取組の結果、実施施策の評価指標（4項目）については、達成度Aが3項目となっており、ほぼ計画どおりに進んでいますが、「補導件数」は、達成度Cとなっています。

小学校のほか、子供会や児童センター等でも交通安全教室を開催したことによる交通事故発生件数の減少や、計画的な遊具修繕の取組により、子どもの安全の確保が図られていると考えることができます。

【評価指標】

子どもの交通安全の確保

| 評価指標 | H21年度現状値 (計画設定時見込値) | H21年度 実績値 | H22年度 実績値 | H23年度 実績値 | H24年度 実績値 | H25年度 実績値 | H26年度 目標値 | 達成度 |
|-------------------------|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----|
| 市内での幼児・小中学生における交通事故発生件数 | ↓ | 82件 | 72件 | 58件 | 66件 | 56件 | 70件 | A |

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

| 評価指標 | H21年度現状値 (計画設定時見込値) | H21年度 実績値 | H22年度 実績値 | H23年度 実績値 | H24年度 実績値 | H25年度 実績値 | H26年度 目標値 | 達成度 |
|---------|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----|
| 補導件数 | ↓ | 74件 | 76件 | 68件 | 44件 | 96件 | * 150件 | C |
| 刑法犯少年件数 | ↓ | 241件 | 247件 | 177件 | 144件 | 140件 | * 282件 | A |

子どもの安全対策

| 評価指標 | H21年度現状値 (計画設定時見込値) | H21年度 実績値 | H22年度 実績値 | H23年度 実績値 | H24年度 実績値 | H25年度 実績値 | H26年度 目標値 | 達成度 |
|----------------------------|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----|
| 公園や小中学校の遊具等が要因となった子どもの事故件数 | → | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 3件 | 0件 | A |

○ 施策の基本的方向7 保護を必要とする子どもへの取組の推進

児童虐待の防止及び早期発見のため、関係機関と連携して児童虐待防止ネットワークの構築を進めたほか、父子家庭を含めたひとり親家庭等に対し、自立支援プログラムの策定や、ひとり親家庭の就労支援講座の開催など、自立支援策の充実を図りました。また、障がい児施策については、児童発達支援センターにおける指導や、障がい児相談支援事業、保育所等の訪問指導を行うなど、適切な対応や支援を推進しました。

これらの取組により、実施施策の評価指標（4項目）については、全ての項目が達成度A、Bとなっており、ほぼ計画どおりに進んでいます。

虐待相談が解決した割合の増加や、母子家庭の就業支援により就業した割合が増加するなど、特別な支援が必要な子どもや家庭に対する取組が図られています。

【評価指標】

児童虐待防止対策の充実

| 評価指標 | H21年度現状値 (計画決定時見込値) | H21年度 実績値 | H22年度 実績値 | H23年度 実績値 | H24年度 実績値 | H25年度 実績値 | H26年度 目標値 | 達成度 | |
|-------------|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|---|
| 虐待相談が解決した割合 | ↑ | 35.0% | 32.8% | 48.9% | 44.2% | 73.7% | 57.5% | 38.5% | A |

ひとり親家庭の自立支援の推進

| 評価指標 | H21年度現状値 (計画決定時見込値) | H21年度 実績値 | H22年度 実績値 | H23年度 実績値 | H24年度 実績値 | H25年度 実績値 | H26年度 目標値 | 達成度 | |
|----------------------|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|---|
| 母子家庭の就業支援事業参加人数 | ↑ | 21人 | 35人 | 61人 | 64人 | 61人 | 44人 | 54人 | B |
| 母子家庭の就業支援事業により就業した割合 | ↑ | 47.6% | 31.4% | 67.6% | 85.9% | 83.6% | 79.5% | 75.8% | A |

障がい児施策の充実

| 評価指標 | H21年度現状値 (計画決定時見込値) | H21年度 実績値 | H22年度 実績値 | H23年度 実績値 | H24年度 実績値 | H25年度 実績値 | H26年度 目標値 | 達成度 | |
|---|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|---|
| 18歳未満の障がい福祉サービス受給者数/障害者手帳所持者数(身体・療育・精神) | ↑ | 45.9% | 48.7% | 50.0% | 49.5% | 59.6% | 57.8% | 50.0% | A |

8 子ども・子育てを取り巻く課題

これまで述べてきた現状やニーズ調査の結果などから、盛岡市の子ども・子育てを取り巻く課題を次のとおり整理します。

(1) 地域における子育ての支援

ア 保育サービスの充実

待機児童の解消が急務となっています。現在の保育需要に加え、ニーズ調査の結果に基づく潜在的な保育需要も踏まえて、提供体制を確保していかなければなりません。

また、保育現場から保育士の確保が難しくなっているとの声が寄せられていることから、保育士の人材確保にも取り組み、保育の質の維持・向上を図ることが必要です。

イ 子育て支援サービスの充実

子育て世帯を取り巻く社会環境は、少子化や共働き世帯の増加、家族形態の変化による子育て世帯の孤立化など大きく変化しています。ニーズ調査の結果によると、子育てについて「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」と「つらいと感じることの方が多し」を合わせると、就学前児童及び就学児童の保護者の30%を超えています。地域で身近に利用できる子育て拠点の充実を図り、子育てに関する悩みの共有や負担軽減、保護者同士の交流などとともに、子育てに関する助言や援助、情報提供などの機能を一層強化し、子育ての楽しさを感じることができる環境づくりが必要です。

また、子育て支援サービスの認知度と利用度において、認知度が低いサービスが多いことや認知度と利用度に差がみられることから、保護者が必要としているサービスが適切に利用できるよう支援を行うとともに、事業の認知度の向上や利用しやすい事業を実施することが必要です。

ウ 子どもの健全育成

放課後児童クラブについては、年々登録児童数が増加しており、ニーズ調査における就学前児童の利用希望も高い値となっていることを踏まえて、仕事と子育ての両立を支え、子育てを支援するための学齢期における保育サービスとして、放課後児童クラブの充実が必要です。

また、新制度実施に合わせ、新たに放課後児童クラブの設備及び運営の基準条例を定めましたが、基準を満たすことができない既存クラブがあることから、運営主体からの要望も踏まえ、基準に対応した運営ができるよう支援策を講じる必要があります。

児童館・児童センターについては、設置されていない学区があり、保護者等から早期整備の要望があることから、小学校区ごとの整備を進める必要があります。

(2) 母と子どもの健康の確保・増進

産後うつや母親の育児不安、孤立した育児の問題等が増加しており、関係機関との連携による切れ目のない支援が求められています。

引き続き、妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を進めるとともに、虐待の発生予防の観点からも、乳児家庭全戸訪問事業を実施し、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、適切な支援につなげていくことが必要です。

(3) 子どもの教育環境の整備

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を推進するため、認定こども園の普及を図ることが必要です。幼稚園教諭等について、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。

子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばしていくためには、学校の教育環境等の整備や家庭や地域の教育力の向上などが必要であり、子どもの教育環境の整備について継続した取組が必要です。

放課後子供教室などの小学生の学び・遊びの場の確保に向けた取組が必要です。

※教育環境の整備については、「盛岡市教育振興基本計画」において、計画に沿った取組を進めます。

(4) 職業生活と家庭生活との両立の推進

結婚や出産を経ても働き続ける女性が増えるとともに、母親の就労希望も高まっており、子育てと仕事の両立の実現が求められています。

多様な働き方に対応した保育サービスの提供体制の確保、就学児童の放課後における安全・安心な居場所の確保を進める必要があります。

また、保護者のみならず、企業や社会が長時間労働の見直しや育児休業の取得促進などに積極的に取り組み、男女が共に子ども・子育てに関わる時間を増やし、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^{*15}）を実現することが必要です。

(5) 子ども・子育て家庭が暮らしやすい生活環境の整備

道路交通環境の整備や交通安全、子どもを犯罪等の被害から守る取組など、子育て家庭が暮らしやすい安全な環境の整備について、継続した取組が必要です。

また、公園の遊具の改善等により、子どもの遊び場や親子の憩い・ふれあいの場として、より安全で魅力ある生活環境を整備するとともに、乳幼児を連れた保護者が授乳やおむつ交換で気軽に立ち寄ることができる施設整備を進めるなど、子育てにやさしい環境づくりが必要です。

*15 ワーク・ライフ・バランス … 働くすべての人が、「仕事」と育児や介護趣味や学習、地域活動などの「仕事以外の活動」との調和を図り、その両方を実現させる働き方・生き方。

(6) 特別な支援を必要とする子どもへの取組の推進

ア 児童虐待の防止

児童虐待相談の受理件数は、平成22年（2010年）に200件を超えましたが、平成24年（2012年）以降は、170件台で推移しており、引き続き、保健・医療・福祉・教育委員会・警察・児童養護施設などの関係機関と連携して早期発見・早期対応による虐待の防止に努める必要があります。

イ ひとり親家庭への支援

平成2年（1990年）以降、父子家庭の世帯数は横ばいとなっていますが、母子家庭の世帯数は一貫して増加傾向にあります。

ひとり親家庭に対し、きめ細かな福祉サービスを提供しつつ、自立支援を推進していくためには、事業の周知を図るとともに、総合的な支援体制を整えていくことが必要です。

ウ 発達に遅れや障がいがある子どもへの支援

発達に遅れや障がいがある子どもについては、地域で安心して生活できるように、保健・医療・福祉・教育等の連携により、切れ目のない総合的な支援を行うことが必要です。

発達支援保育については、児童数が増加傾向にあり、対応には専門的な知識を必要とすることから、専門知識を有する者による巡回指導や、発達支援保育に対応する保育士配置に対する補助などにより、支援を行っていくことが求められています。

1 基本理念

あふれる子どもの笑顔と育てる喜び、支えるみんなのあったかな手

子どもは、社会の希望であり、未来を創る、かけがえのない大切な存在です。そして、「子どもの最善の利益」の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

また、子どもの「今」は社会の「未来」であり、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の担い手を育成するための重要な未来への投資でもあります。

子どもを産み育てたいと思う人々の希望がかなえられ、安心して子育てができるようにするためには、子育てについての第一義的責任は、保護者が有するという基本認識の下に、市民、地域、企業、行政等社会のあらゆる構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

地域の人々の優しさに包まれて子どもが健やかに育ち、その笑顔がまちにあふれ、保護者は子育てを通して喜びや生きがいを感じ、みんなで子育ての喜びを分かちあうことができる社会の実現を目指して、市は、市民、地域、企業等と力を合わせて子ども・子育て支援を推進します。

2 基本目標

本計画の策定に当たっては、次の3点を基本目標とします。

(1) 全ての子どもが健やかに育つ環境づくり

全ての子どもが健やかに成長していくためには、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供することが必要です。

子ども一人一人が、かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感をもって育まれるよう、全ての子どもと家庭を対象として、その個性や成長、ニーズに応じた支援を行い、健やかな成長の実現を目指します。

(2) 安心して産み、育てられる環境づくり

世帯構成の変化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、保護者や家庭を取り巻く状況は変化しており、出産や子育てに対する不安や負担、孤立感などを和らげる支援が必要です。

妊娠・出産期からの継続的な支援により、親の負担・不安を軽減するとともに、子どもの成長過程や多様なニーズに対応した子育て支援を行い、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができ、親としても成長できるような社会の実現を目指します。

(3) みんなで子ども・子育てを支える環境づくり

次代の担い手である子どもは、社会の希望であり、市民、地域、企業、行政等社会のあらゆる構成員が、子どもや子育て支援について、関心と理解を深め、連携・協働してそれぞれの役割を果たすことが必要です。

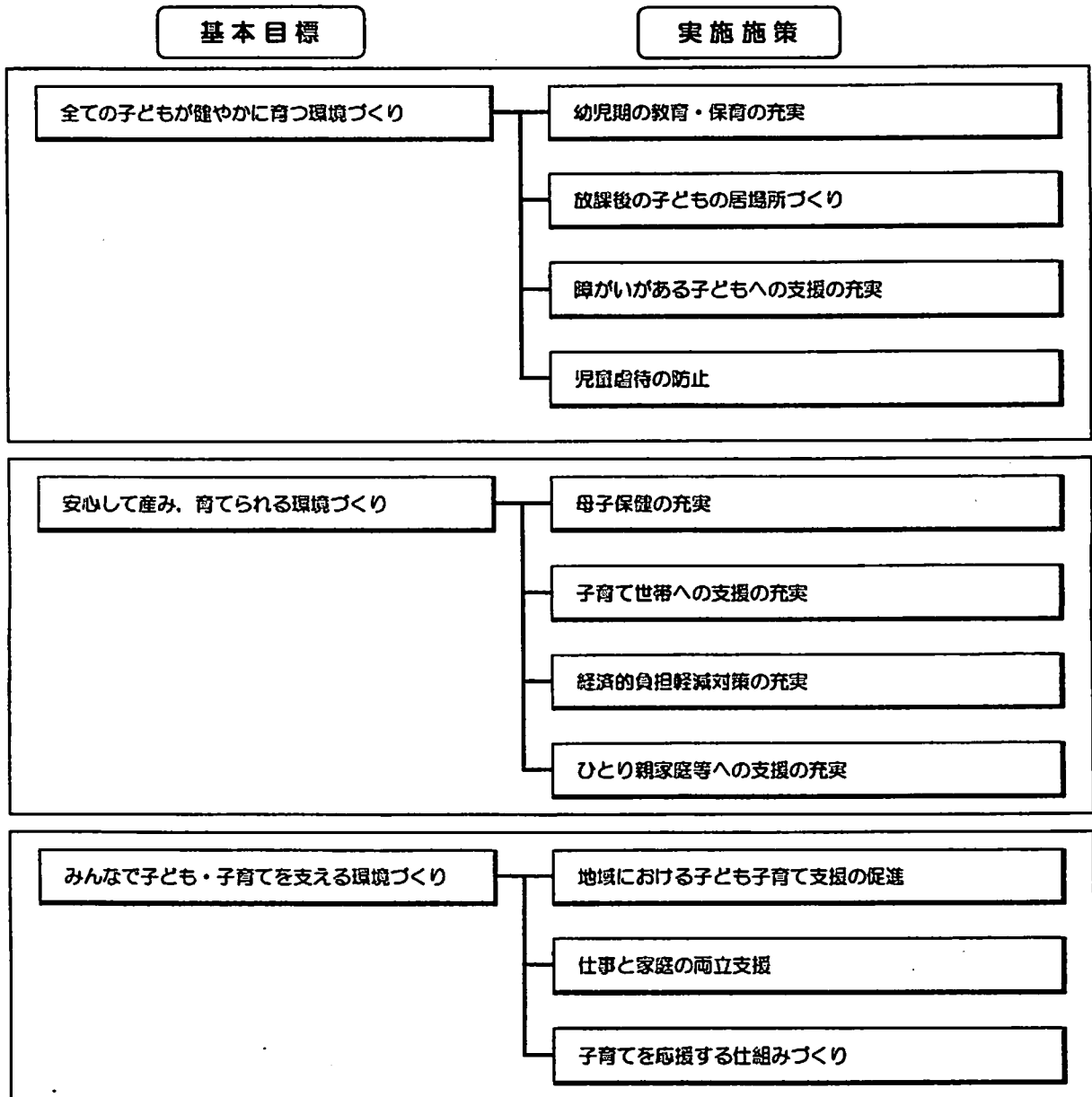
子育て支援の活動を行う個人・団体など地域の社会資源の十分な活用に努めながら、地域及び社会全体で子ども・子育てを支援する社会の実現を目指します。

併せて、子育てと仕事が両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

3 施策の体系

本計画では、基本理念と3つの基本目標を踏まえつつ、次のような体系を構成し、施策を展開します。

図 2 施策体系図



第4章 施策の展開

本計画の基本理念「あふれる子どもの笑顔と育てる喜び、支えるみんなのあったかな手」の実現のために定めた3つの基本目標を達成するため、施策の展開に取り組みます。

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法及び同法に基づく基本指針において、市町村が子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、地域の子どもが教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を効果的・効率的に利用できるよう、現在の利用状況及び利用希望を把握し、地域の実情に応じて、計画期間内における量の見込みを設定することとされています。

また、量の見込みに対応するために実施しようとする教育・保育並びに地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされていることから、教育・保育提供区域の設定内容を次のように定めることとし、量の見込みと提供体制の内容については、それぞれの実施策の項目において記載しています。

(1) 提供区域の設定の考え方

量の見込みと確保方策の策定に当たっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件など地域の実情に応じて提供区域を設定することとなっています。

本市においては、現在の教育・保育の利用状況、提供のための施設の整備状況などを総合的に勘案し、事業ごとに下記のとおり提供区域を設定します。

① 教育・保育

教育・保育については、児童の送迎に園バスや自家用車など交通用具を使用することが多く、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」は広く捉えることが妥当であるため、都南地区及び玉山区の各区域並びに盛岡地区を4地区に分割した合計6地区に区分したものを提供区域に設定します。

なお、この区分は、本市において待機児童算出の際の地域区分に使用しているものもあります。

② 延長保育事業

市内の全保育所が事業を実施していることから、「①教育・保育」と同じ提供区域を設定します。

③ 一時預かり事業

保護者や子どもが居宅から通える区域とし、教育・保育施設において事業を実施していることから、「①教育・保育」と同じ提供区域を設定します。

④ 地域子育て支援拠点事業

保護者や子どもが居宅から通える区域とし、保育所併設型の施設があることから、「①教育・保育」と同じ提供区域を設定します。

⑤ 放課後児童健全育成事業

小学生が自分の通学する小学校区内にある施設を利用する例がほとんどであることから、小学校区を提供区域に設定します。

⑥ 病児・病後児保育事業

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

⑧ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

一時的、不定期に利用する事業であり、一定の区域内に利用者を特定することが困難であることから、市全域を提供区域に設定します。

⑨ 妊婦健康診査

健診は市内全域の医療機関で受診可能であり、細かな区域設定はなじまないことから、市全域を提供区域に設定します。

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

⑪ 養育支援訪問事業

乳児のいる家庭又は養育支援を必要とする家庭を対象とした訪問型の事業であり、細かな区域設定はなじまないことから、市全域を提供区域に設定します。

⑫ 利用者支援事業

市内全域の施設やサービスの情報を集約し、利用者支援、連絡調整等を実施することから、市全域を提供区域に設定します。

表 各事業の提供区域

| 事業 | | 提供区域 | |
|---------------|-----------------------------------|------|------------------------|
| ①教育・保育 | | 6区域 | 河北, 河南, 厨川, 盛南, 都南, 玉山 |
| 地域子ども・子育て支援事業 | ②延長保育事業 | | |
| | ③一時預かり事業 | | |
| | ④地域子育て支援拠点事業 | | |
| | ⑤放課後児童健全育成事業 | 44区域 | 小学校区 |
| | ⑥病児・病後児保育事業 | 1区域 | 市全域 |
| | ⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) | | |
| | ⑧子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ) | | |
| | ⑨妊婦健康診査 | | |
| | ⑩乳児家庭全戸訪問事業 | | |
| | ⑪養育支援訪問事業 | | |
| | ⑫利用者支援事業 | | |

【参考】事業内容一覧

○ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

○ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

○ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

○ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業

○ 病児・病後児保育事業

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業

○ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

○ 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ))

○ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

○ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

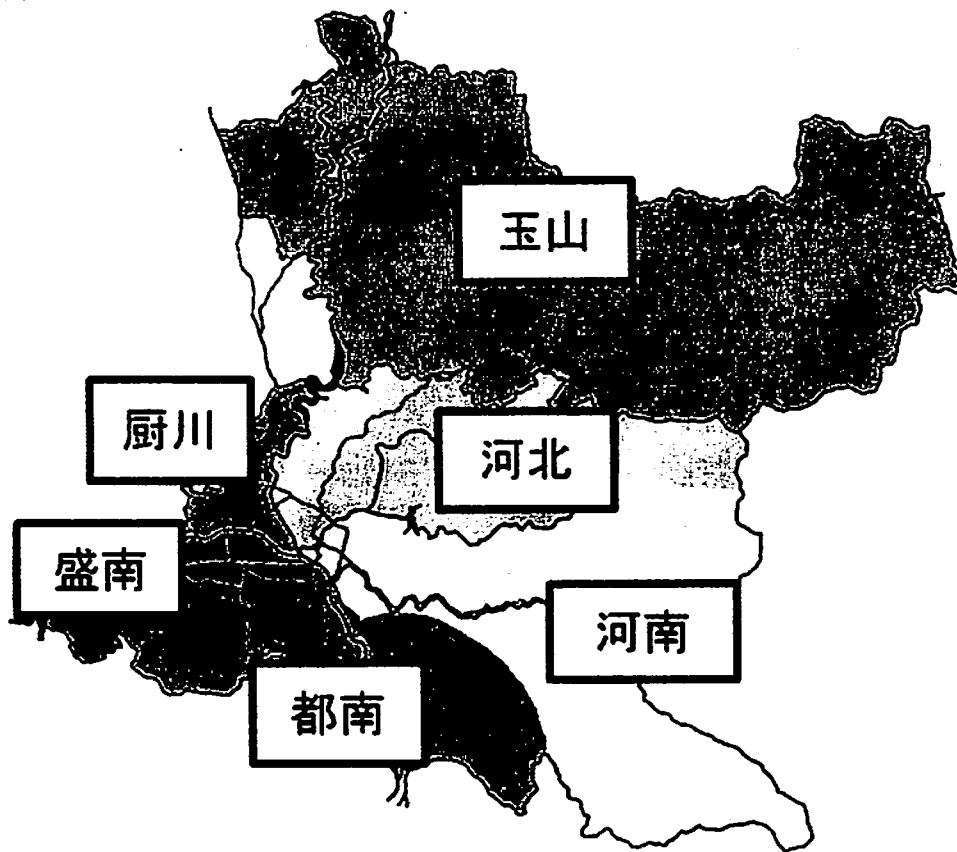
○ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

○ 利用者支援事業

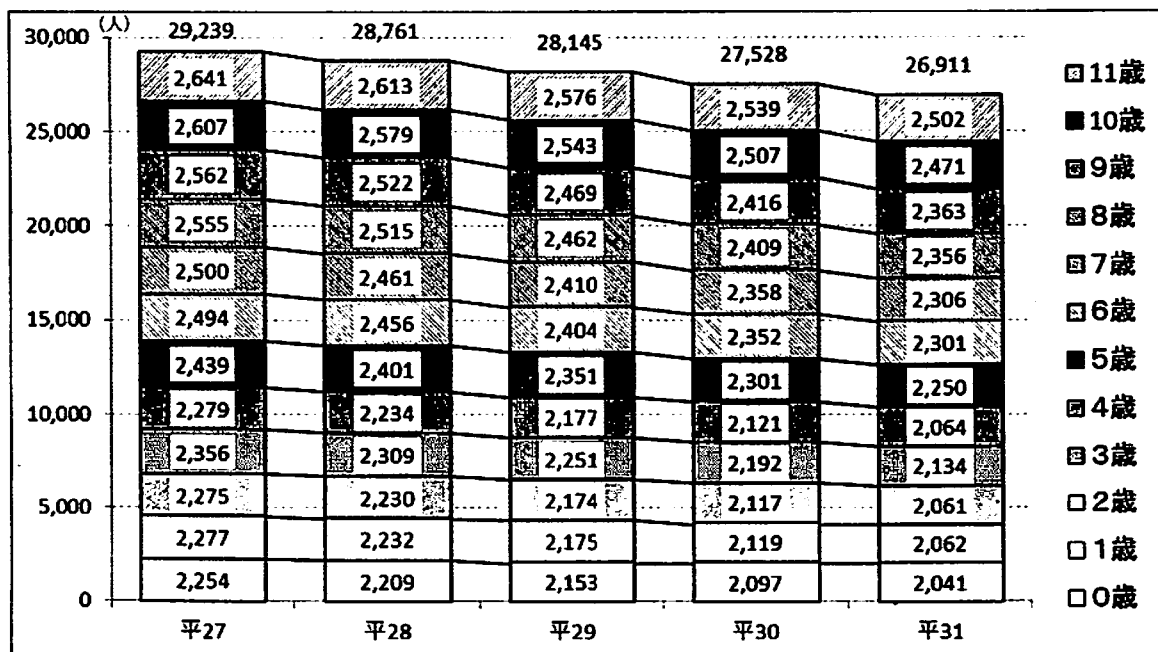
子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

図 3 提供区域のイメージ



<参考> 計画期間中の児童数（推計人口）

盛岡市総合計画における推計人口を基に、計画期間（平成27年度（2015年度）～平成31年度（2019年度））中の年度別・年齢別の推計人口を算出すると、下表のとおりとなります。



資料：企画調整課「盛岡市総合計画推計人口」（年度別、年齢別は子ども未来課が算出）

2 基本目標ごとの事業内容

基本目標1 全ての子どもが健やかに育つ環境づくり

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供することが重要です。

認定こども園や幼稚園、保育所、放課後児童クラブなどの量と質を確保し、安全で安心して過ごせる居場所として、それぞれの成長に応じた適切な教育・保育が行われるよう、各施設と連携を密にし、安定的な運営に向けた財政支援などに努めます。

また、児童虐待や発達障がいなど特別な支援を必要とする子どもについても適切な対応や支援を一層推進し、全ての子どもが健やかに育つ環境づくりを進めます。

実施施策(1) 幼児期の教育・保育の充実

実施施策(2) 放課後の子どもの居場所づくり

実施施策(3) 障がいがある子どもへの支援の充実

実施施策(4) 児童虐待の防止

実施施策(1) 幼児期の教育・保育の充実

[取組の方向性]

- ▶ 子育てをしている人が安心して働くことができるよう、保育ニーズに対応した必要な提供体制を確保し、待機児童の解消を図ります。特に、保育ニーズが多い3歳未満児の入所定員の拡充を図るため、認可保育所の整備等に係る支援や認定こども園の普及、地域型保育事業の導入等を推進します。
- ▶ 認定こども園^{*16}や幼稚園、保育所、地域型保育事業^{*17}などにおいて、発達段階に応じた質の高い幼児期の教育・保育が提供されるよう、各種研修を実施し、職員の専門性の向上を図ります。
- ▶ 認定こども園は、教育・保育を一体的に提供するという特徴を活かし、私立幼稚園に対し、余裕スペースの活用などによる認定こども園への移行を働きかけます。
- ▶ 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校との交流研修会を開催するなど、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

*16 認定こども園 … 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労の有無に関わりなく利用することができます。各施設の認可状況により、幼保連携型、幼稚園型など4つの類型があり、都道府県が認定します。

*17 地域型保育事業 … 新制度において、新たに市町村の認可事業とされた、少人数の単位で3歳未満の乳児・幼児を預かる事業。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの類型があります。

【教育・保育施設】

○認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、小学校就学前の子どもへの教育や保育、保護者に対する子育て支援を総合的に提供する施設です。

平成27年（2015年）3月現在、私立の認定こども園が6施設（幼保連携型^{*18}4施設、幼稚園型^{*19}2施設）あります。

○幼稚園

・幼児にふさわしい環境の中で、幼児の健やかな成長を促すことを目的に、義務教育及びその後の教育の基礎を培うための教育を行う学校です。保護者の就労状況にかかわらず、幼児が就学前に教育を受ける機会を提供する役割を果たしています。

平成27年（2015年）3月現在、私立の幼稚園が25施設（うち認定こども園6施設（幼保連携型4施設、幼稚園型2施設））、国立幼稚園が1施設、市立幼稚園が4施設あります。

○保育所

保育所は、保護者の就労や病気などのために、家庭において十分に保育することができない児童を保護者にかわって、養護と教育を一体的に行うことを特性とし、保育所の環境を通して子どもの保育を総合的に実施するとともに、保護者に対する支援を行う役割を担っています。

平成27年（2015年）3月現在、私立の保育所が49施設（うち幼保連携型認定こども園4施設）、市立保育所が13施設あります。

[成果指標]

| 成果指標 | | 平成26年度 現状値 | 平成31年度 目標値 |
|---------------|---|---------------|---------------|
| 待機児童数（1月1日現在） | ↓ | 310人 | 0人 |

*18 幼保連携型認定こども園 … 認可幼稚園と認可保育所との組み合わせによる認定こども園。新制度では、単一の施設として認可や指導監督が一本化され、認可は都道府県・政令市・中核市が行うこととなります。

*19 幼稚園型認定こども園 … 認可幼稚園が保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす類型の認定こども園。

[主な取組]

(1) 待機児童の解消（量の確保）

市はこれまで、保育所の新規開設や増築等による定員増、入所円滑化による定員弾力化などにより定員の拡大に取り組んできましたが、いまだ待機児童の解消には至っておらず、特に3歳未満児に待機児童が多いことが課題となっています。

子ども・子育て支援において最優先の課題である待機児童の解消については、これまでの取組に加え、認定こども園の一層の普及、地域型保育事業の導入などに取り組み、平成27年度（2015年度）には年度当初の待機児童解消、平成29年度（2017年度）末までには年間の待機児童解消を目指します。

確保方策① 保育所の新設・改修

保育所の新設や改修などを希望する事業者との協議を進め、施設整備に係る財政支援などを行い、定員の拡充を図ります。

確保方策② 認定こども園の普及

地域の状況や必要性などを考慮し、その普及に取り組めます。特に、3歳未満児の待機児童の解消を図るため、私立幼稚園からの移行について働きかけや助言を行います。

確保方策③ 地域型保育事業の導入【新規】

待機児童が多い3歳未満児を対象としていることから、保育の質の確保を図るとともに、卒園後の継続した保育が可能となるよう、連携施設を確保した地域型保育事業の導入を進めます。

確保方策④ 認可外保育施設の認可保育所等への移行支援【拡充】

認可保育所や地域型保育事業への移行を希望する認可外保育施設に対し、移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導を行うほか、国の補助制度の活用による財政的な支援などを行います。

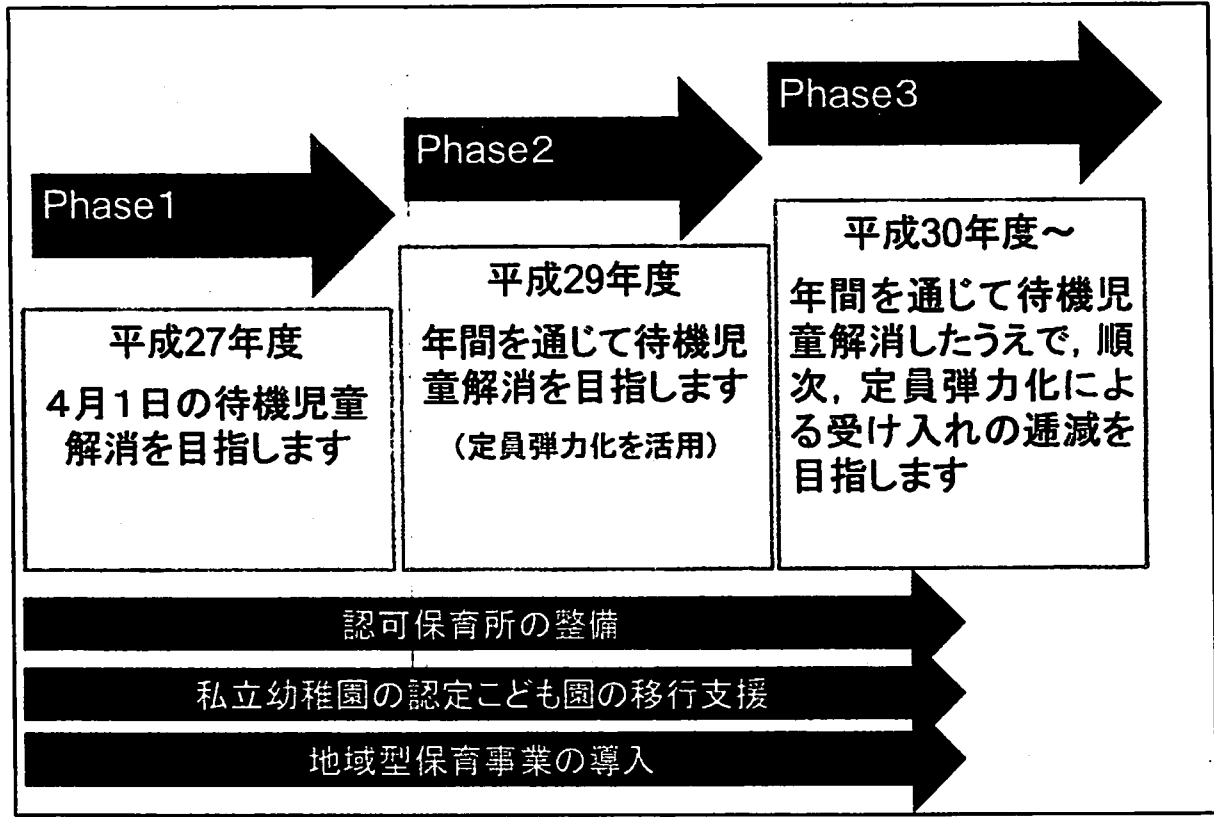
確保方策⑤ 保育士の確保【拡充】

保育の担い手である保育士を確保するため、職員給与の改善等の処遇改善に取り組むとともに、国が策定した「保育士確保プラン*20」を踏まえ、岩手県保育士・保育所支援センターや指定保育士養成施設等の関係機関と連携を図りながら、人材育成、就業継続支援、再就職支援、働く職場の環境改善等の取組を進めます。

*20 保育士確保プラン … 国において、地方公共団体の計画を踏まえ、国全体で必要となる保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示し、人材育成・再就職支援等の工程表をプランとして策定したもの。

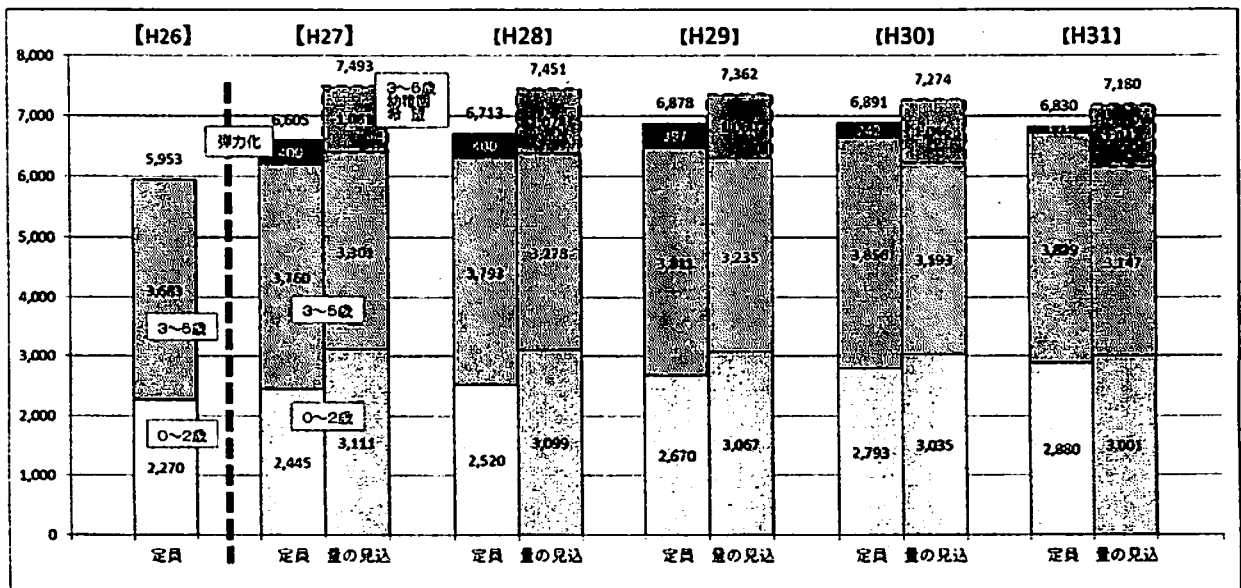
[待機児童解消に向けた工程表]

平成29年度（2017年度）末までに年間の待機児童解消を図ります。



幼稚園の認定こども園移行や認可保育所の整備、地域型保育事業の導入等により、計画期間内に約500名の定員増を行います。3歳以上児については量の見込みが定員数を上回っていますが、ニーズ調査によれば「幼稚園を希望する子ども」が相当程度いることから、幼稚園の利用により不足は生じない見込みです。3歳未満児については、定員増と定員弾力化により、平成29年度（2017年度）には、必要とされる量の見込みが確保される見込みです。

□ 保育を必要とする子どもに係る保育所定員と量の見込み



■ 0～5歳 (単位:人)

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(A) | | 7,493 | 7,451 | 7,362 | 7,274 | 7,180 |
| 年度当初の受入枠(B=C+D) | | 6,605 | 6,713 | 6,878 | 6,891 | 6,830 |
| 年度当初の定員(C) | 5,953 | 6,205 | 6,313 | 6,481 | 6,649 | 6,709 |
| 定員の弾力化(D) | | 400 | 400 | 397 | 242 | 121 |
| 不足(E=A-B) | | 888 | 738 | 484 | 383 | 350 |

□ うち3～5歳 (単位:人)

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(A1) | | 4,382 | 4,352 | 4,295 | 4,239 | 4,179 |
| 年度当初の受入枠(B1=C1) | | 3,760 | 3,793 | 3,811 | 3,856 | 3,829 |
| 年度当初の定員(C1) | 3,683 | 3,760 | 3,793 | 3,811 | 3,856 | 3,829 |
| 定員の弾力化(D1) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 不足(E1=A1-B1) | | 622 | 559 | 484 | 383 | 350 |

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|-------------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(A1)のうち 幼稚園希望の子ども(F1) | | 1,081 | 1,074 | 1,060 | 1,046 | 1,032 |

□ うち0～2歳 (単位:人)

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(A2) | | 3,111 | 3,099 | 3,067 | 3,035 | 3,001 |
| 年度当初の受入枠(B2=C2+D2) | | 2,845 | 2,920 | 3,067 | 3,035 | 3,001 |
| 年度当初の定員(C2) | 2,270 | 2,445 | 2,520 | 2,670 | 2,793 | 2,880 |
| 0～2歳定員の弾力化(D2) | | 400 | 400 | 397 | 242 | 121 |
| 不足(E2=A2-B2) | | 266 | 179 | 0 | 0 | 0 |

■ 整備の内訳(0～5歳) (単位:人)

| 区分 | H26 | | H27 | | H28 | | H29 | | H30 | | 合計 | |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|
| | 箇所数 | 人数 | 箇所数 | 人数 | 箇所数 | 人数 | 箇所数 | 人数 | 箇所数 | 人数 | 箇所数 | 人数 |
| 認定こども園移行 | 8 | 91 | 1 | 30 | 2 | 60 | 3 | 90 | 2 | 60 | 8 | 240 |
| 認可保育所新設等 | 3 | 161 | 1 | 60 | 1 | 90 | 1 | 60 | | | 3 | 210 |
| 地域型保育事業 | | | 1 | 18 | 1 | 18 | 1 | 18 | | | 3 | 54 |
| 定員のフラット化*21 | | | | | 1 | 0 | | | 1 | 0 | 2 | 0 |
| 合計 | 11 | 252 | 3 | 108 | 5 | 168 | 5 | 168 | 3 | 60 | 16 | 504 |

教育・保育の必要な量の見込みと確保方策

計画期間における必要な量の見込みと確保方策は、次ページ以降のとおりです。

【用語解説】

| | |
|---------|--|
| 1号認定子ども | 満3歳以上で保育の必要がない就学前の子ども。 主な利用施設は、幼稚園、認定こども園。 |
| 2号認定子ども | 満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども。 主な利用施設は、保育園、認定こども園。 |
| 3号認定子ども | 満3歳未満で保育の必要性の認定を受けた子ども。 主な利用施設は、保育園、認定こども園、地域型保育事業。 |

*21 定員のフラット化 … 各年齢区分の定員数を見直し、区分ごとの定員数を同数にすること。

① 市全域（各地区の合計）

1号認定子どもの量の見込みに対しては、計画期間を通して提供体制を確保できる見込みです。

2号認定子どもの量の見込みに対しては、計画期間を通して提供体制に不足を生じますが、「幼稚園希望」の子どもについては、幼稚園の利用が想定されることから、1号認定子どもの確保方策と併せて対応します。

3号認定子どもの量の見込みに対しては、現在の提供体制を上回ることから、保育所の新設や認定こども園の普及、地域型保育事業などにより提供体制の確保を進めます。

(単位：人)

| | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
|----|------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| 1号 | 量の見込み(①) | 2,316 | | 2,231 | | 2,135 | | 2,045 | | 1,954 | |
| | 確保方策(②) | 3,656 | | 3,656 | | 3,656 | | 3,656 | | 3,656 | |
| | 特定教育・保育施設 | 1,016 | | 1,306 | | 1,881 | | 2,656 | | 3,178 | |
| | 確認を受けない幼稚園 | 2,640 | | 2,350 | | 1,775 | | 1,000 | | 478 | |
| | 差(②-①) | 1,340 | | 1,425 | | 1,521 | | 1,611 | | 1,702 | |
| 2号 | 量の見込み(③) | 4,382 | | 4,352 | | 4,295 | | 4,239 | | 4,179 | |
| | 幼稚園希望 | 1,081 | | 1,074 | | 1,060 | | 1,046 | | 1,032 | |
| | 上記以外 | 3,301 | | 3,278 | | 3,235 | | 3,193 | | 3,147 | |
| | 確保方策(④) | 3,760 | | 3,793 | | 3,811 | | 3,841 | | 3,814 | |
| | 特定教育・保育施設 | 3,760 | | 3,793 | | 3,811 | | 3,841 | | 3,814 | |
| | 差(④-③) | △622 | | △559 | | △484 | | △398 | | △365 | |
| 3号 | 年齢区分 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 |
| | 量の見込み(⑤) | 817 | 2,294 | 819 | 2,280 | 813 | 2,254 | 807 | 2,228 | 804 | 2,197 |
| | 確保方策(⑥) | 611 | 1,834 | 636 | 1,884 | 692 | 1,978 | 738 | 2,070 | 773 | 2,122 |
| | 特定教育・保育施設 | 611 | 1,834 | 630 | 1,872 | 680 | 1,954 | 720 | 2,034 | 755 | 2,086 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 6 | 12 | 12 | 24 | 18 | 36 | 18 | 36 |
| | 差(⑥-⑤) | △206 | △460 | △183 | △396 | △121 | △276 | △69 | △158 | △31 | △75 |
| | 保育利用率 | 45.7% | | 46.5% | | 47.2% | | 47.9% | | 48.7% | |

② 河北地区

平成27年（2015年）3月現在、私立認定こども園3施設、私立幼稚園12施設、市立幼稚園1施設、私立保育所13施設、市立保育所2施設があります。

2号認定子どもの量の見込みに対しては、平成29年度（2017年度）まで提供体制に不足を生じますが、平成30年度（2018年度）以降は提供体制が確保できる見込みです。

3号認定子どもの量の見込みが提供体制を上回ることから、認定こども園の普及、地域型保育事業などにより提供体制の確保を進めます。

(単位：人)

| | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
|----|------------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
| 1号 | 量の見込み(①) | 798 | | 769 | | 736 | | 705 | | 673 | |
| | 確保方策(②) | 1,219 | | 1,219 | | 1,219 | | 1,219 | | 1,219 | |
| | 特定教育・保育施設 | 250 | | 250 | | 520 | | 925 | | 1,177 | |
| | 認定を受けない幼稚園 | 969 | | 969 | | 699 | | 294 | | 42 | |
| | 差(②-①) | 421 | | 450 | | 483 | | 514 | | 546 | |
| 2号 | 量の見込み(③) | 907 | | 900 | | 888 | | 876 | | 865 | |
| | 幼稚園希望 | 224 | | 222 | | 219 | | 216 | | 214 | |
| | 上記以外 | 683 | | 678 | | 669 | | 660 | | 651 | |
| | 確保方策(④) | 880 | | 880 | | 880 | | 880 | | 880 | |
| | 特定教育・保育施設 | 880 | | 880 | | 880 | | 880 | | 880 | |
| | 差(④-③) | △27 | | △20 | | △8 | | 4 | | 15 | |
| 3号 | 年齢区分 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 |
| | 量の見込み(⑤) | 196 | 555 | 196 | 559 | 196 | 542 | 194 | 536 | 193 | 529 |
| | 確保方策(⑥) | 135 | 428 | 141 | 440 | 151 | 460 | 161 | 480 | 171 | 500 |
| | 特定教育・保育施設 | 135 | 428 | 135 | 428 | 145 | 448 | 155 | 468 | 165 | 488 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 6 | 12 | 6 | 12 | 6 | 12 | 6 | 12 |
| | 差(⑥-⑤) | △61 | △127 | △55 | △119 | △45 | △82 | △33 | △56 | △22 | △29 |
| | 保育利用率 | 45.7% | | 46.5% | | 47.2% | | 47.9% | | 48.7% | |

[各年度の追加確保方策]

(単位：人)

| 年度 | 内容 | 2号 | 3号 | |
|--------|---------------------|----|----|------|
| | | | 0歳 | 1・2歳 |
| 平成27年度 | 地域型保育事業の実施(1か所) | 0 | 6 | 12 |
| 平成28年度 | 私立幼稚園の認定こども園移行(1か所) | 0 | 10 | 20 |
| 平成29年度 | 私立幼稚園の認定こども園移行(1か所) | 0 | 10 | 20 |
| 平成30年度 | 私立幼稚園の認定こども園移行(1か所) | 0 | 10 | 20 |

③ 河南地区

平成27年（2015年）3月現在、私立幼稚園2施設、国立幼稚園1施設、私立保育所7施設、市立保育所1施設があります。

2号認定子どもの量の見込みに対しては、計画期間を通して提供体制に不足を生じますが、「幼稚園希望」の子どもについては、幼稚園の利用が想定されることから、1号認定子どもの確保方策と併せて対応します。

3号認定子どもの量の見込みが提供体制を上回ることから、認定こども園の普及などにより提供体制の確保を進めます。

(単位：人)

| | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
|----|------------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
| 1号 | 量の見込み(①) | 191 | | 184 | | 176 | | 169 | | 161 | |
| | 確保方策(②) | 306 | | 306 | | 306 | | 306 | | 306 | |
| | 特定教育・保育施設 | 0 | | 60 | | 60 | | 60 | | 190 | |
| | 確認を受けない幼稚園 | 306 | | 246 | | 246 | | 246 | | 116 | |
| | 差(②-①) | 115 | | 122 | | 130 | | 137 | | 145 | |
| 2号 | 量の見込み(③) | 589 | | 585 | | 577 | | 570 | | 562 | |
| | 幼稚園希望 | 145 | | 144 | | 142 | | 141 | | 139 | |
| | 上記以外 | 444 | | 441 | | 435 | | 429 | | 423 | |
| | 確保方策(④) | 447 | | 447 | | 447 | | 447 | | 447 | |
| | 特定教育・保育施設 | 447 | | 447 | | 447 | | 447 | | 447 | |
| | 差(④-③) | △142 | | △138 | | △130 | | △123 | | △115 | |
| 3号 | 年齢区分 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 |
| | 量の見込み(⑤) | 110 | 305 | 110 | 301 | 109 | 302 | 108 | 298 | 108 | 294 |
| | 確保方策(⑥) | 96 | 257 | 96 | 257 | 96 | 257 | 106 | 277 | 106 | 277 |
| | 特定教育・保育施設 | 96 | 257 | 96 | 257 | 96 | 257 | 106 | 277 | 106 | 277 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 差(⑥-⑤) | △14 | △48 | △14 | △44 | △13 | △45 | △2 | △21 | △2 | △17 |
| | 保育利用率 | 45.8% | | 46.4% | | 47.2% | | 47.9% | | 48.7% | |

[各年度の追加確保方策]

(単位：人)

| 年度 | 内容 | 2号 | 3号 | |
|--------|---------------------|----|----|------|
| | | | 0歳 | 1・2歳 |
| 平成29年度 | 私立幼稚園の認定こども園移行(1か所) | 0 | 10 | 20 |

④ 厨川地区

平成27年（2015年）3月現在、私立認定こども園3施設、私立幼稚園5施設、私立保育所9施設、市立保育所4施設があります。

2号認定子どもの量の見込みに対しては、計画期間を通して提供体制に不足を生じますが、「幼稚園希望」の子どもについては、幼稚園の利用が想定されることから、1号認定子どもの確保方策と併せて対応します。

3号認定子どもの量の見込みが提供体制を上回ることから、保育所の新設や認定こども園の普及、地域型保育事業などにより提供体制の確保を進めます。

(単位：人)

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | | | |
|----|------------|--------|--------|--------|--------|--------|------|-------|------|-------|------|
| 1号 | 量の見込み(①) | 366 | 352 | 337 | 323 | 309 | | | | | |
| | 確保方策(②) | 541 | 541 | 541 | 541 | 541 | | | | | |
| | 特定教育・保育施設 | 401 | 401 | 401 | 401 | 541 | | | | | |
| | 確認を受けない幼稚園 | 140 | 140 | 140 | 140 | 0 | | | | | |
| | 差(②-①) | 175 | 189 | 204 | 218 | 232 | | | | | |
| 2号 | 量の見込み(③) | 1,017 | 1,010 | 997 | 984 | 969 | | | | | |
| | 幼稚園希望 | 251 | 249 | 246 | 243 | 239 | | | | | |
| | 上記以外 | 766 | 761 | 751 | 741 | 730 | | | | | |
| | 確保方策(④) | 883 | 883 | 883 | 913 | 913 | | | | | |
| | 特定教育・保育施設 | 883 | 883 | 883 | 913 | 913 | | | | | |
| | 差(④-③) | △134 | △127 | △114 | △71 | △56 | | | | | |
| 3号 | 年齢区分 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 |
| | 量の見込み(⑤) | 174 | 485 | 175 | 479 | 173 | 481 | 172 | 475 | 171 | 468 |
| | 確保方策(⑥) | 146 | 417 | 146 | 417 | 152 | 429 | 168 | 461 | 178 | 481 |
| | 特定教育・保育施設 | 146 | 417 | 146 | 417 | 146 | 417 | 156 | 437 | 166 | 457 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 12 | 12 | 24 | 12 | 24 |
| | 差(⑥-⑤) | △28 | △68 | △29 | △62 | △21 | △52 | △4 | △14 | 7 | 13 |
| | 保育利用率 | 45.7% | | 46.4% | | 47.2% | | 47.9% | | 48.6% | |

[各年度の追加確保方策]

(単位：人)

| 年度 | 内容 | 2号 | 3号 | |
|--------|---------------------|----|----|------|
| | | | 0歳 | 1・2歳 |
| 平成28年度 | 地域型保育事業の実施(1か所) | 0 | 6 | 12 |
| 平成29年度 | 認可保育所の新設(1か所) | 30 | 10 | 20 |
| 平成29年度 | 地域型保育事業の実施(1か所) | 0 | 6 | 12 |
| 平成30年度 | 私立幼稚園の認定こども園移行(1か所) | 0 | 10 | 20 |

⑤ 盛南地区

平成27年（2015年）3月現在、私立幼稚園3施設、市立幼稚園2施設、私立保育所9施設、市立保育所1施設があります。

2号認定子どもの量の見込みに対しては、計画期間を通して提供体制に不足を生じますが、「幼稚園希望」の子どもについては、幼稚園の利用が想定されることから、1号認定子どもの確保方策と併せて対応します。

3号認定子どもの量の見込みが提供体制を上回ることから、保育所の新設や認定こども園の普及、地域型保育事業などにより提供体制の確保を進めます。

(単位：人)

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | | | |
|----|------------|--------|--------|--------|--------|--------|------|-------|------|-------|------|
| 1号 | 量の見込み(①) | 478 | 461 | 441 | 422 | 404 | | | | | |
| | 確保方策(②) | 765 | 765 | 765 | 765 | 765 | | | | | |
| | 特定教育・保育施設 | 75 | 75 | 75 | 445 | 445 | | | | | |
| | 確認を受けない幼稚園 | 690 | 690 | 690 | 320 | 320 | | | | | |
| | 差(②-①) | 287 | 304 | 324 | 343 | 361 | | | | | |
| 2号 | 量の見込み(③) | 750 | 745 | 736 | 726 | 716 | | | | | |
| | 幼稚園希望 | 185 | 184 | 182 | 179 | 177 | | | | | |
| | 上記以外 | 565 | 561 | 554 | 547 | 539 | | | | | |
| | 確保方策(④) | 574 | 607 | 652 | 652 | 652 | | | | | |
| | 特定教育・保育施設 | 574 | 607 | 652 | 652 | 652 | | | | | |
| | 差(④-③) | △176 | △138 | △84 | △74 | △64 | | | | | |
| 3号 | 年齢区分 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 |
| | 量の見込み(⑤) | 158 | 436 | 158 | 438 | 156 | 434 | 155 | 429 | 155 | 423 |
| | 確保方策(⑥) | 120 | 316 | 129 | 334 | 144 | 364 | 154 | 384 | 154 | 384 |
| | 特定教育・保育施設 | 120 | 316 | 129 | 334 | 144 | 364 | 154 | 384 | 154 | 384 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 差(⑥-⑤) | △38 | △120 | △29 | △104 | △12 | △70 | △1 | △45 | △1 | △39 |
| | 保育利用率 | 45.7% | | 46.5% | | 47.1% | | 47.9% | | 48.7% | |

[各年度の追加確保方策]

(単位：人)

| 年度 | 内容 | 2号 | 3号 | |
|--------|---------------------|----|----|------|
| | | | 0歳 | 1・2歳 |
| 平成27年度 | 認可保育所の新設(1か所) | 33 | 9 | 18 |
| 平成28年度 | 認可保育所の新設(1か所) | 45 | 15 | 30 |
| 平成29年度 | 私立幼稚園の認定こども園移行(1か所) | 0 | 10 | 20 |

⑥ 都南地区

平成27年（2015年）3月現在、私立幼稚園3施設、私立保育所6施設、市立保育所5施設があります。

2号認定子どもの量の見込みに対しては、計画期間を通して提供体制に不足を生じますが、「幼稚園希望」の子どもについては、幼稚園の利用が想定されることから、1号認定子どもの確保方策と併せて対応します。

3号認定子どもの量の見込みが提供体制を上回ることから、認定こども園の普及などにより提供体制の確保を進めます。

(単位：人)

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | | | |
|----|------------|--------|--------|--------|--------|--------|------|-------|------|-------|------|
| 1号 | 量の見込み(①) | 458 | 441 | 422 | 404 | 386 | | | | | |
| | 確保方策(②) | 755 | 755 | 755 | 755 | 755 | | | | | |
| | 特定教育・保育施設 | 220 | 450 | 755 | 755 | 755 | | | | | |
| | 確認を受けない幼稚園 | 535 | 305 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| | 差(②-①) | 297 | 314 | 333 | 351 | 369 | | | | | |
| 2号 | 量の見込み(③) | 871 | 866 | 854 | 843 | 831 | | | | | |
| | 幼稚園希望 | 215 | 214 | 211 | 208 | 205 | | | | | |
| | 上記以外 | 656 | 652 | 643 | 635 | 626 | | | | | |
| | 確保方策(④) | 775 | 775 | 748 | 748 | 721 | | | | | |
| | 特定教育・保育施設 | 775 | 775 | 748 | 748 | 721 | | | | | |
| | 差(④-③) | △96 | △91 | △106 | △95 | △110 | | | | | |
| 3号 | 年齢区分 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 |
| | 量の見込み(⑤) | 155 | 445 | 156 | 437 | 155 | 429 | 154 | 424 | 153 | 418 |
| | 確保方策(⑥) | 86 | 330 | 96 | 350 | 121 | 382 | 121 | 382 | 136 | 394 |
| | 特定教育・保育施設 | 86 | 330 | 96 | 350 | 121 | 382 | 121 | 382 | 136 | 394 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 差(⑥-⑤) | △69 | △115 | △60 | △87 | △34 | △47 | △33 | △42 | △17 | △24 |
| | 保育利用率 | 45.7% | | 46.5% | | 47.2% | | 48.0% | | 48.7% | |

[各年度の追加確保方策]

(単位：人)

| 年度 | 内容 | 2号 | 3号 | |
|--------|---------------------|-----|----|------|
| | | | 0歳 | 1・2歳 |
| 平成27年度 | 私立幼稚園の認定こども園移行(1か所) | 0 | 10 | 20 |
| 平成28年度 | 私立幼稚園の認定こども園移行(1か所) | 0 | 10 | 20 |
| | 認可定員の変更 | △27 | 15 | 12 |
| 平成30年度 | 認可定員の変更 | △27 | 15 | 12 |

⑦ 玉山地区

平成27年（2015年）3月現在、市立幼稚園1施設、私立保育所5施設があります。

2号認定子どもの量の見込みに対しては、計画期間を通して提供体制に不足を生じますが、「幼稚園希望」の子どもについては、幼稚園の利用が想定されることから、1号認定子どもの確保方策と併せて対応します。

(単位：人)

| | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
|----|----------------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
| 1号 | 量の見込み(①) | 25 | | 24 | | 23 | | 22 | | 21 | |
| | 確保方策(②) | 70 | | 70 | | 70 | | 70 | | 70 | |
| | 特定教育・ 保育施設 | 70 | | 70 | | 70 | | 70 | | 70 | |
| | 確認を受け ない幼稚園 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| | 差(②-①) | 45 | | 46 | | 47 | | 48 | | 49 | |
| 2号 | 量の見込み(③) | 248 | | 246 | | 243 | | 240 | | 236 | |
| | 幼稚園希望 | 61 | | 61 | | 60 | | 59 | | 58 | |
| | 上記以外 | 187 | | 185 | | 183 | | 181 | | 178 | |
| | 確保方策(④) | 201 | | 201 | | 201 | | 201 | | 201 | |
| | 特定教育・ 保育施設 | 201 | | 201 | | 201 | | 201 | | 201 | |
| | 差(④-③) | △47 | | △45 | | △42 | | △39 | | △35 | |
| 3号 | 年齢区分 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 | 0歳 | 1・2歳 |
| | 量の見込み(⑤) | 24 | 68 | 24 | 66 | 24 | 66 | 24 | 66 | 24 | 65 |
| | 確保方策(⑥) | 28 | 86 | 28 | 86 | 28 | 86 | 28 | 86 | 28 | 86 |
| | 特定教育・ 保育施設 | 28 | 86 | 28 | 86 | 28 | 86 | 28 | 86 | 28 | 86 |
| | 地域型保育 事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 差(⑥-⑤) | 4 | 18 | 4 | 20 | 4 | 20 | 4 | 20 | 4 | 21 |
| | 保育利用率 | 45.8% | | 46.2% | | 46.9% | | 47.9% | | 48.9% | |

(2) 幼児期の教育・保育の充実

認定こども園や幼稚園、保育所などそれぞれの施設・事業の特性を生かしながら、質の高い幼児期の教育・保育の提供を図ります。

また、各施設との連携を密にし、新制度への円滑な移行、安定的な運営が図られるよう支援を行うとともに、職員給与の改善等の処遇改善などにも取り組みます。

○認定こども園

私学振興の観点から、私学振興補助を継続するとともに、認定こども園化により必要となる保育士資格の取得支援により保育の質の向上に取り組みます。

○幼稚園

私学振興の観点から、幼稚園就園奨励費補助及び私学振興補助について、継続して実施します。

○保育所

施設の健全かつ円滑な運営の確保を図るため、運営事業に対する補助を継続して実施します。

増加傾向にある保育ニーズに対応するため、保育の質の向上を図りながら定員の拡充を行います。

○設備及び運営の基準について

新制度において、市が認可を行うこととなる幼保連携型認定こども園、地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例において、保育の質の確保・向上を図るため、職員配置や設備について、国の基準を上回る基準を定めています。

【基準の一例】

・幼保連携型認定こども園

乳児室の面積基準 3.3㎡/人以上（国基準：1.65㎡/人以上）

・地域型保育事業

家庭的保育事業等における家庭的保育者を市町村長が行う研修を修了した保育士に限定。（国基準：保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者も可。）

小規模保育B型における保育に従事する職員のうち3分の2以上を保育士とする。（国基準：2分の1上を保育士とする。）

また、保育の必要性認定において、保護者の就労形態に幅広く対応するため、就労の下限時間を従来の60時間から48時間に変更しています。

○各種研修の実施による教育・保育の質の向上

教育・保育の質の向上を図るため、幼稚園教諭と保育士の合同研修など各種研修を実施し、職員の専門性の向上を図ります。

(3) 認可外保育施設への指導・支援

認可外保育施設において、適切な保育の実施、運営が図られるよう継続的に指導・助言を行います。

認可保育所や地域型保育事業への移行を希望する場合には、移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導を行うほか、国の補助制度の活用による財政的な支援などを行います。

(4) 認定こども園や幼稚園、保育所と小学校との連携

子どもの生活や発達の連続性を踏まえて、小学校との円滑な連携・接続を図り、一貫性のある教育・保育を提供するため、認定こども園や幼稚園、保育所の子どもと小学校の児童との交流を進めるとともに、子どもの実態や指導方法等について情報共有や相互理解を深める交流研修会の開催などの支援に取り組みます。

(5) 多様なニーズに対応する教育・保育サービスの提供

ア 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を行う事業です。

延長保育は、保育所に入所している児童を対象としており、現在、市内の全ての保育所で1時間もしくは2時間の延長保育を実施し、希望する保護者のニーズに対応して実施しています。

計画期間の量の見込みは、保育所の定員数に対して約30パーセント程度（現在は約15パーセント）のニーズとなっており、今後も職員体制の整備を図りながら、保護者のニーズに的確に対応していきます。

延長保育事業における必要な量の見込み

(単位：人)

| 区分 | 平成25年度実績 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①河北地区 | 利用人数 195 | 469 | 462 | 454 | 452 | 449 |
| ②河南地区 | 利用人数 179 | 252 | 254 | 255 | 251 | 247 |
| ③厨川地区 | 利用人数 173 | 402 | 406 | 400 | 399 | 394 |
| ④盛南地区 | 利用人数 223 | 368 | 366 | 366 | 360 | 357 |
| ⑤都南地区 | 利用人数 126 | 369 | 368 | 364 | 360 | 354 |
| ⑥玉山区 | 利用人数 43 | 65 | 62 | 59 | 55 | 55 |
| 計(市全域) | 利用人数 939 | 1,925 | 1,918 | 1,898 | 1,877 | 1,856 |

※利用人数は、延長保育を希望する利用者数。

イ 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望する者を対象に保育を行う事業であり、地域子ども・子育て支援事業の一つとして、新たに「一時預かり事業（幼稚園型）」を実施します。

幼稚園における預かり保育は、入園している児童を主な対象とするものであり、現在、市内29箇所の幼稚園で希望する保護者のニーズに対応しています。

計画期間の量の見込みは、幼稚園の定員数に対して約30パーセント程度のニーズとなっており、今後も職員体制の整備を図りながら、保護者のニーズに的確に対応していきます。

一時預かり事業（幼稚園型）における必要な量の見込み

(単位：人)

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①河北地区 延利用人数 | 58,963 | 56,986 | 56,092 | 56,112 | 55,833 |
| ②河南地区 延利用人数 | 30,890 | 31,568 | 31,660 | 31,009 | 30,442 |
| ③厨川地区 延利用人数 | 49,390 | 50,528 | 49,211 | 49,327 | 48,400 |
| ④盛南地区 延利用人数 | 45,996 | 45,204 | 45,388 | 44,440 | 44,062 |
| ⑤都南地区 延利用人数 | 45,860 | 45,891 | 45,527 | 44,827 | 43,849 |
| ⑥玉山地区 延利用人数 | 9,029 | 8,347 | 7,716 | 6,821 | 6,722 |
| 計(市全域) 延利用人数 | 240,128 | 238,524 | 235,594 | 232,536 | 229,308 |

※延利用人数は、「一時預かりを希望する利用者数×利用希望日数」。

ウ 病児・病後児保育事業（病児対応型・病後児対応型）

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院に付設された専用スペースなどにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業であり、現在、市内3箇所で実施しています。

計画期間の量の見込みは、年間の受入可能数（約4,320人（定員6人×3施設×約240日））からみると、量の見込に対応できる提供体制を確保していますが、時期により利用できない子どもが発生しており、ニーズ調査においては「自宅の近くに病児保育施設がほしい」という要望があります。今後は、病児保育の定員枠拡大等について、地域的なバランスと利用のしやすさを考慮しながら、ファミリー・サポート・センター事業との連携を含めて、今後のあり方について検討を進め、その結果を踏まえて関係機関に働きかけを行います。

病児・病後児保育事業（病児対応型・病後児対応型）における必要な量の見込み

(単位：人)

| 区分 | 平成25年度実績 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 市全域 延利用人数 | 2,067 | 2,344 | 2,322 | 2,307 | 2,281 | 2,253 |

エ 利用者支援事業【新規】

就学前の子どもの預け先に関する保護者の相談に応じ、認可保育所や一時預かり事業、幼稚園預かり保育など個別のニーズに合った保育サービスの情報を提供し、保育サービスを円滑に利用できるよう支援します。(⇒P. 73に再掲)

[取組の方向性]

- 子どもが心身ともに健やかに育ち、安全・安心に過ごせるよう、児童館や児童センター、放課後児童クラブ及び放課後子供教室のそれぞれの事業の特性を生かしながら、地域の拠点となる子どもの居場所づくりと環境整備を進めます。
- 放課後児童支援員*22等の人材育成に取り組むほか、放課後児童クラブの安定的な運営を支援します。

[成果指標]

| 成果指標 | | 平成26年度 現状値 | 平成31年度 目標値 |
|----------------------|---|---------------|---------------|
| 放課後児童クラブを利用できなかった児童数 | ↓ | 40人 | 0人 |
| 放課後子供教室の実施箇所数 | → | 5箇所 | 5箇所 |

[主な取組]

共働き家庭の児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所づくりと共に、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後対策を講じることが求められており、国が策定した「放課後子ども総合プラン*23」（以下「総合プラン」という。）においては、小学校の余裕教室を活用し、放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的に実施することを目指しています。

市においては、一部の地区で実施されている放課後子供教室や小学校区単位で整備を進めている児童館・児童センター、保護者会・社会福祉法人等が運営する放課後児童クラブなどの多様な取組内容を踏まえ、今後も引き続き施設整備・人材育成などの支援や環境づくりに努めていきます。

*22 放課後児童支援員 … 放課後児童健全育成クラブにおいて子どもの支援を行う必置の職員で、保育士や社会福祉士の資格を有する者をいう。

*23 放課後子ども総合プラン … 文部科学省と厚生労働省が協力して、一体型を中心とした放課後子供教室と放課後児童クラブの計画的な整備を進めることとして策定されたプラン。

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ等運営事業）

ア 放課後児童クラブの整備

放課後児童クラブについては、新たに条例で定めた設備等の基準を満たすことができないクラブや小学校区内にクラブが設置されていない未設置学区があります。

クラブの新設や移転・分割を行う際には、総合プランを踏まえて学校の余裕教室などを活用し、計画期間内の整備を目指します。

○設備及び運営の基準を満たすことができない放課後児童クラブ

平成26年度に既存のクラブを調査したところ、設備の基準（児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上）を満たすことができないクラブが7クラブ、集団の規模の基準（おおむね40人以下）を満たすことができないクラブが4クラブありました。

これらのクラブについては、運営主体と十分協議をしながら、その要望を踏まえて支援方を検討し、小学校の余裕教室の積極的な活用などを図りながら、計画期間内に基準を満たすことができるよう支援に努めます。

また、毎年度、登録児童の状況を確認し、基準を満たさないクラブが生じた場合は、基準を満たせない状況が継続する可能性について適切に判断した上で、整備の必要性を検討し、環境整備に努めます。

計画期間の量の見込みは、徐々に増加する傾向にあり、既存クラブの移転や分割などを支援しながら、環境整備に努めます。

放課後児童健全育成事業における必要な員の見込み

(単位：人)

| 区分 | | 平成26年度実績 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----|------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 市全域 | 利用人数 | 1,976 | 2,105 | 2,204 | 2,305 | 2,410 | 2,521 |

○未設置学区

未設置学区は16箇所あり、全児童数が100人未満の小規模学校区が5箇所、他学区の放課後児童クラブの利用実績がある学区が4箇所、利用実績がない学区が7箇所となっています。

未設置学区については、希望者の状況や今後の就学児童数の推移、近隣の放課後児童クラブ、児童館・児童センターの設置・利用状況等を踏まえて、設置の必要性を検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講じます。

イ 人材の育成、運営支援

放課後児童支援員等の専門性向上を図る研修の実施に引き続き取り組むとともに、放課後児童クラブの安定的な運営を支援するため、実施場所の家賃を負担するクラブへの家賃加算を継続するほか、障がい児の受け入れや小規模クラブの職員配置などへの財政支援の充実に努めます。

(2) 放課後子供教室推進事業

総合プランに基づき、多様な体験・活動の提供などに努めるため、学校施設や他の公共施設の活用について計画的な調整を行い、実情に応じて一体的または連携による事業に発展するよう努めます。

(3) 児童館管理運営事業

児童館・児童センターの設置箇所数（39館2分室）は、中核市トップクラスにあり、地域の拠点として、その優位性を活かしながら児童の健全育成を図ります。

小学校区単位での整備を進めていますが、未設置となっている小学校区への整備や利用児童の増加が見込まれる施設等の拡充については、現在の利用状況や児童数の推移などを踏まえて検討を行い、小学校施設の活用などを含めて計画的な整備を図ります。

また、地域における児童の健全育成を図るため、児童館や児童センターを活動拠点とした母親クラブの活動について引き続き支援を行います。

[取組の方向性]

- ▶ 障がいがある子どもについて、早期の気づき・支援につなげるため、乳幼児総合診査の充実を図るとともに、専門機関との連携を図りながら、保護者が子どもの特性について理解できるよう身近な地域での相談体制の充実に努めます。
- ▶ 保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、幼児期、学齢期等において切れ目のない支援が行われるよう、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進するとともに、児童発達支援センター*24や発達障がい者支援センター*25との連携を密にして、支援体制の整備に努めます。
- ▶ 発達障がいを含む障がいがある子どもには、障がいの状態に応じて、その子どもの可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を培うため、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上を図るとともに、一人一人の希望に応じた適切な支援を行います。
- ▶ 特別な教育的支援を要する児童生徒については、障がいの状態に応じて適切な教育支援を行います。

[成果指標]

| 成果指標 | | 平成26年度 現状値 | 平成31年度 目標値 |
|-------------------------|---|---------------|---------------|
| 乳幼児総合診査から療育につながった子どもの割合 | ↑ | 96.3% | 98.0% |

[主な取組]

(1) 乳幼児総合診査事業*26

乳児健診や1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査により、発達上の心配があり支援が必要な子どもの早期発見に努めます。

乳幼児総合診査において、発達等について課題があると思われる乳幼児を早期療育の視点から総合的に診査し、適切な療育の指導を行うなど関係機関と連携し支援を行います。

*24 児童発達支援センター（盛岡市立ひまわり学園） … 児童福祉法に基づく、発達に遅れのある子どもの通園施設です。遊びや運動、ことばなど日常生活及び社会生活に必要な発達支援を目的としています。

*25 発達障がい者支援センター（岩手県発達障がい者支援センター（通称 ウイズ）） … 発達障害者支援法に基づき、発達障がい者（児）への支援を総合的に行うことを目的とした専門機関であり、発達障がいのある方、家族、関係機関等に対し、医療機関や地域の相談機関、支援機関と連携し、生活に関する様々な相談を行います。

*26 乳幼児総合診査事業（もりっこ健診） … 発育や発達に心配のある就学前の児童に対し、専門の医師や心理相談員などが育児や療育のアドバイスを行い、健やかな成長が遂げられるよう支援する健診です。

図 4 乳幼児総合診査事業（もりっこ健診）

普段の健診とどう違うの？

◎約2時間で専門医等の診察がまとめて受けられます

<従事する専門員>

小児科医、小児神経医、整形外科医、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、心理相談員、保健師、栄養士

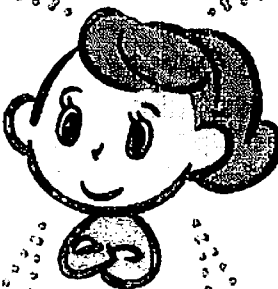
どんなことを相談できるの？

- ◎まだ上手に歩けない・・・
- ◎ことばが遅いかな？
- ◎聞こえは大丈夫かな？
- ◎落ち着きがなくて物事に集中できない・・・
- ◎お友達とうまく遊べない… etc

お子さんの発育や発達についての色々な心配について

どうすれば受けられるの？

- ◎まずは心配なことをかかりつけ医や保健師に相談しましょう
- ◎保健師が訪問し、必要事項を確認しながら日程等をご説明します
- ◎月1回土曜日午後1時に盛岡市保健所で実施します(完全予約制)



受けたあとはどうなるの？

- ◎健診終了後に専門員で療育等について話し合い、後日保健師から結果をご説明します。
- ◎発達を支援するために、親子教室や専門療育機関などをご紹介できます
- ◎身体のさらに詳しい検査が必要な場合には、専門医療機関をご紹介します

親子教室って何？

- ◎もりっこ健診で勧められたお子さんが参加できる親子の教室です
- ◎遊びを通してお子さんの発達を促し、お家でのお子さんへの接し方や遊び方等を確認できます(盛岡市保健所で実施)

(2) 障がい児個別支援ファイル作成事業【新規】

特別な支援を必要とする障がい児等について、保健、医療、教育等関連機関との連携により、幼児期、学齢期等のライフステージごとに支援者が変わっても切れ目のない支援が行われるための支援ツールである障がい児個別支援ファイルを開発し、関係機関による一貫した支援・サービスを受けられるよう取り組みます。

(3) 障がい児通所支援施設の整備

障がいがある子どもを支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障がい児通所支援施設（ひまわり学園）の施設整備について「盛岡市障がい福祉計画」に定め、計画に沿った取組を進めるよう支援を行います。

(4) 発達支援保育事業

発達支援が必要とされる児童について、お試し保育^{*27}や発達支援保育入所審査会^{*28}を迅速に行うとともに、職員を配置する際の支援などにより集団保育を行うことによって、児童の健全な成長を図ります。

また、発達支援保育を行っている保育所に対し、専門的な知識・経験を有する者による巡回指導などの支援を行います。

(5) 特別支援教育事業

小中学校の通常学級に在籍している、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）^{*29}や学習障がい（LD）^{*30}、高機能自閉症^{*31}が認められる児童生徒等に対し、学校への支援員の配置や特別支援教育チーム委員による巡回相談など教育的支援体制の整備を図ります。

*27 お試し保育 … 発達支援保育に先立ち、事前に発達を支援する保育の必要性や集団での保育が可能かどうかを確認するため、保育所で実施する3日程度の保育を行います。

*28 発達支援保育入所審査会 … 発達支援が必要とされる児童について、保育所への入所の可否その他の事項を審議するための審査会

*29 注意欠陥・多動性障がい（ADHD） … 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものをいいます。

*30 学習障がい（LD） … 基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものをいいます。

*31 高機能自閉症 … 3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。

[取組の方向性]

- 虐待の発生予防や早期発見、早期対応等のために、岩手県福祉総合相談センターとの連携強化を図るとともに、子どもの養育相談や盛岡市要保護児童対策地域協議会*32の取組の強化を図ります。
- 健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施などを通じて、妊娠や出産、育児期において、養育支援を必要とする子どもや妊婦がいる家庭の早期把握に努め、適切な支援につなげます。

[成果指標]

| 成果指標 | | 平成26年度 現状値 | 平成31年度 目標値 |
|---------------|---|---------------|---------------|
| 児童虐待相談が解決した割合 | ↑ | 57.5% | 65.0% |
| 児童虐待の実相談件数 | → | 178件 | 178件 |

[主な取組]

(1) 児童養育支援活動事業（児童虐待防止ネットワーク）

盛岡市要保護児童対策地域協議会と連携して、養育の悩みを抱える家庭の解決支援を図るとともに、児童虐待の防止・早期発見に取り組みます。

(2) 家庭相談員活動事業

窓口や電話での相談のほか、必要に応じて家庭訪問を行うなど、安心して相談できる環境づくりに努め、家庭での子どもの養育に関する相談への指導・援助を行います。

市内の児童虐待相談は、岩手県福祉総合相談センターにも寄せられているため、日頃から連携を密にして情報の共有を図るほか、関係機関が実施する研修への継続的な参加により、職員の専門性の向上を図り、児童虐待の防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

(3) 乳児家庭全戸訪問事業【拡充】

育児の孤立化を防止し、児童虐待の発生予防にも役立つ取組として、生後4か月を迎えるまでの乳児がいる全ての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組みます。（⇒ P. 67参照）

*32 要保護児童対策地域協議会 … 要保護児童等の早期発見や適切な保護等を図ることを目的とし、情報等の共有、連携・協力により適切な支援を行うため、保健・医療・福祉・教育委員会・警察・児童養護施設などの関係機関で構成する連絡会議

(4) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断された家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、子育てに関する悩みの解決の手助けをします。

計画期間の量の見込みは、直近5年間の訪問実績がおおむね横ばいであったことから、平成25年度の実績（248人）で見込んでおり、今後も保健師等の訪問により適切に対応していきます。

養育支援訪問事業における必要な量の見込み

| 区分 | | 平成25年度実績 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----|-------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 市全域 | 延訪問人数 | 248 | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 |

(単位：人)

(5) 通告義務・通告先の周知、地域における見守り

児童虐待の防止や通告義務・通告先の認知率向上のため、より広く効果的な広報啓発に努めます。

民生委員・児童委員や関係機関などと連携を図り、効果的な情報の提供と共有を行い、地域における見守りの充実に努めます。

(6) 子育て世代包括支援センター事業【新規】

子育て世代の支援を行うワンストップ拠点の設置について平成27年度（2015年度）に検討し、保健師等が必要なサービスを調整し、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援を実施します。また、相談等を通じ、支援が必要と判断された世帯には、支援プランを策定の上、安心して子育てができるよう支援を実施します。（⇒P.68参照）

基本目標2 安心して産み、育てられる環境づくり

妊娠、出産、子育てに関する負担や不安、孤立感を軽減し、安心して子どもを産み育てられるとともに、保護者がしっかりと子どもと向き合い、子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら子育てを楽しみ、子どもの育ちを支えることができる環境づくりを進めます。

- 実施施策(1) 母子保健の充実
- 実施施策(2) 子育て世帯への支援の充実
- 実施施策(3) 経済的負担軽減対策の充実
- 実施施策(4) ひとり親家庭等への支援の充実

実施施策(1) 母子保健の充実

[取組の方向性]

- 妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を進めるとともに、妊娠・出産から育児へと継続的な相談・指導体制の確立を図り、妊産婦の健康確保と子どもが健やかに育つ環境の整備を進めていきます。
- 児童虐待の発生予防の観点を含め、育児不安・育児ストレス等、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、適切な支援につなげるため、乳児家庭全戸訪問事業の実施率向上に努めます。
- 妊娠、出産、子育てとそれぞれの段階に応じた支援の連携を図り、切れ目のない支援を進めます。
- 安心して子どもを産み、健やかに育てるための環境づくりの基盤となる小児医療体制の充実を図ります。
- 感染症の発症や拡大を防止するため、予防接種の接種率の向上を図ります。

[成果指標]

| 成果指標 | | 平成26年度 現状値 | 平成31年度 目標値 |
|--------------------|---|---------------|---------------|
| 妊婦健康診査受診率 | ↑ | 95.8% | 96.0% |
| 3歳児健康診査受診率 | ↑ | 85.9% | 88.0% |
| 乳児家庭全戸訪問事業における訪問割合 | ↑ | 45.6% | 100.0% |

[主な取組]

(1) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康管理の充実と経済負担の軽減を図るため、市内の産科医療機関等において受診した妊婦健診14回分と子宮がん健診1回分について助成を行います。

計画期間の量の見込みは下表のとおりであり、平成25年度（2013年度）の実績が利用人数2,633人、延利用回数31,110回となっていることから、現行の体制により対応していきます。

妊婦健康診査事業における必要な量の見込み

| 区分 | | 平成25年度実績 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----|-------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 市全域 | 利用人数 | 2,633 | 2,479 | 2,430 | 2,368 | 2,307 | 2,245 |
| | 延健診回数 | 31,110 | 27,769 | 27,215 | 26,525 | 25,835 | 25,145 |

(単位：人)

(2) 乳児家庭全戸訪問事業【拡充】

子育ての孤立化を防ぐために、不安や悩みを聴き、情報を提供するとともに、支援が必要な家庭へ適切なサービスを提供するほか、地域で子どもが健やかに育つための環境整備を図るために、生後4か月の乳児がいる家庭を訪問します。

計画期間の量の見込みは下表のとおりで、現在、市の保健師及び非常勤助産師が訪問していますが、人員体制の不足から平成25年度（2013年度）の訪問割合は45.6%となっています。平成27年度から訪問する非常勤職員を1名増員し人員体制の充実を図るほか、在宅保健師・助産師等への委託により、平成29年度（2017年度）の訪問割合100%を目指します。

乳児家庭全戸訪問事業における必要な量の見込みと確保方策

| 区分 | | 平成25年度実績 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------|-------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 市全域 | 量の見込み | 1,118 | 2,254 | 2,209 | 2,153 | 2,097 | 2,041 |
| | 訪問人数 | | | | | | |
| 確保方策 | | 実施体制：保健師，非常勤助産師，在宅保健師等 実施機関：盛岡市（直営） | | | | | |

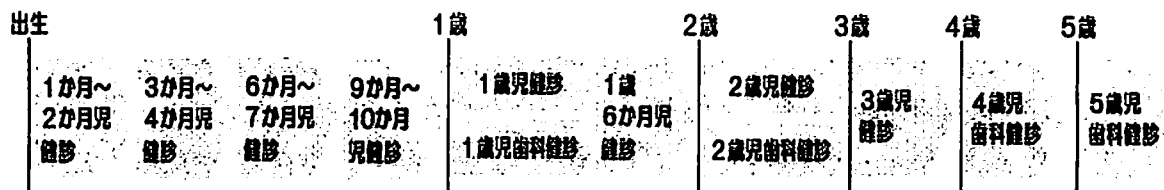
(単位：人)

(3) 乳幼児健康診査事業

乳幼児の健康の保持増進を図るために健康診査を行い、病気や発育発達及び育児環境上の問題を早期に発見し適切な支援・指導を行います。

また、3歳児健康診査の二次健診について、受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。

□ 乳幼児健康診査の体系



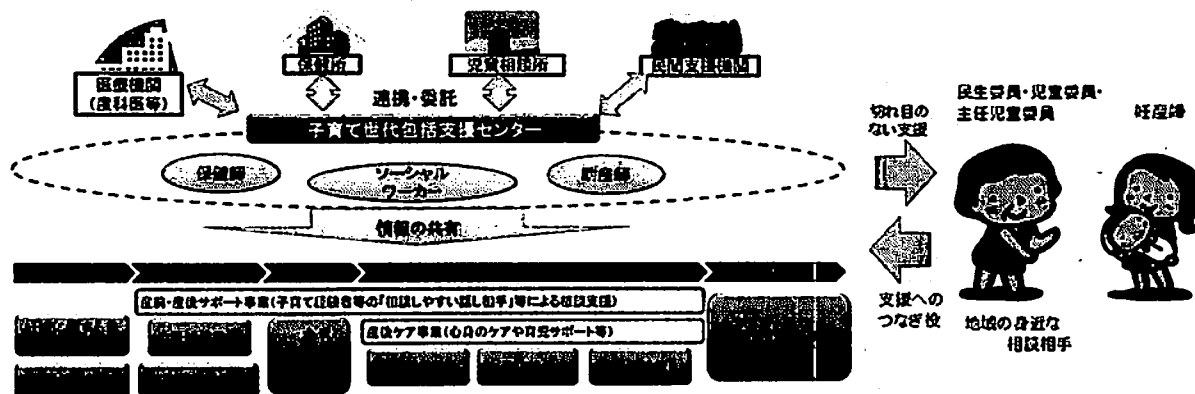
(4) 子育て世代包括支援センター事業【新規】

子育て世代の支援を行うワンストップ拠点の設置について平成27年度（2015年度）に検討し、保健師等が必要なサービスを調整し、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援体制の整備に取り組みます。また、相談等を通じ、支援が必要と判断された世帯には、支援プランを策定の上、安心して子育てができるよう支援を実施します。

さらに、住民の様々な福祉相談・支援のボランティアとして活動している民生委員・児童委員・主任児童委員が、産前・産後や子育てについて、気軽な相談相手となり、必要に応じて行政や関係機関へのつなぎ役となることで切れ目のない支援を行い、子育て世帯の孤立を防ぎ不安を軽減します。

□ 子育て世代包括支援センターと民生委員・児童委員・主任児童委員による妊産婦ワンストップ支援事業のイメージ

【子育て世代包括支援センターと民生委員・児童委員・主任児童委員による妊産婦ワンストップ支援事業のイメージ】



(妊産婦や相談時に情報提供に関する同意を得て、関係機関や地域の子育て支援者間で情報を共有します)

(5) 小児医療の充実

産科・小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てるための環境づくりの基盤となるものであることから、特に初期救急医療である市夜間急患診療所及び在宅当番医制^{*33}の維持、休日夜間における入院治療を必要とする重症患者の医療を確保するため小児救急輪番制病院について充実に努めます。

*33 在宅当番医制 … 休日の日中における、医科と歯科の初期救急医療を当番医の医療機関で実施する制度。

(6) 予防接種事業

乳幼児の発病予防のため予防接種法及び結核予防法に基づき、各種予防接種を行います。また、小学校就学前の乳幼児を対象にインフルエンザ予防接種に係る費用の一部を引き続き助成します。

(7) 食育の推進

発達段階に応じて子どもや親に対し、食に関する学習の機会や情報提供を行い、食を通じた豊かな人間性の形成と家族関係づくりを進めます。また、小中学校等においても給食を通じ、食への理解と関心を高める取組を行います。

[取組の方向性]

- 子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援します。
- 子どもやその保護者及び妊娠している人が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育て家庭に身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うほか、関係機関との連絡調整等を行います。
- さまざまな子育て支援事業の担い手を育成するため、高齢者や育児経験豊かな主婦、子育て支援活動に取り組んでいる人を対象として「子育て支援員」の養成などに取り組めます。

[成果指標]

| 成果指標 | | 平成26年度 現状値 | 平成31年度 目標値 |
|--|---|---------------|---------------|
| 市民アンケート調査「子育てをつらいと感じている」と答えた子どものいる親の割合 | ↓ | 19.3% | 14.5% |
| 市民アンケート調査「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合 | ↑ | 15.5% | 40.0% |

[主な取組]

(1) 地域子育て支援拠点事業【拡充】

親子の交流の場の提供や子育てに関する相談・援助，子育て情報の提供，講座の実施，子育てサークルへの支援等を行い，子育ての不安感等を緩和し，子どもの健やかな育ちを支援します。

計画期間の量の見込みは下表のとおりで，現在，盛南地区を除く市内10施設（地域子育て支援センター（保育所併設）8施設，つどいの広場2施設）で実施しており，平成25年度実績は9施設で延べ利用人数が73,343人，1施設当たり約8,149人が利用しています。

既存施設の地域子育て支援機能の充実に努めるとともに，子育て世帯が多い盛南地区については平成29年度（2017年度）を目途に地域子育て支援拠点の整備するほか，保護者のニーズに応じ，地域子育て支援拠点を整備します。

地域子育て支援拠点事業における必要な量の見込みと確保方策

(単位：人，箇所)

| 区分 | | 平成25年度実績 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|-------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①河北地区 | | | | | | | |
| 量の見込み | 延利用人数 | 19,698 | 22,728 | 22,068 | 20,892 | 19,992 | 19,116 |
| 確保方策 | 箇所数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ②河南地区 | | | | | | | |
| 量の見込み | 延利用人数 | 28,006 | 12,540 | 12,024 | 11,616 | 11,112 | 10,632 |
| 確保方策 | 箇所数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| ③厨川地区 | | | | | | | |
| 量の見込み | 延利用人数 | 18,392 | 19,932 | 19,152 | 18,516 | 17,724 | 16,944 |
| 確保方策 | 箇所数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ④盛南地区 | | | | | | | |
| 量の見込み | 延利用人数 | 0 | 17,976 | 17,424 | 16,728 | 16,008 | 15,300 |
| 確保方策 | 箇所数 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| ⑤都南地区 | | | | | | | |
| 量の見込み | 延利用人数 | 3,707 | 18,144 | 17,340 | 16,536 | 15,816 | 15,120 |
| 確保方策 | 箇所数 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ⑥玉山地区 | | | | | | | |
| 量の見込み | 延利用人数 | 3,540 | 2,784 | 2,652 | 2,568 | 2,472 | 2,352 |
| 確保方策 | 箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 計(市全域) | | | | | | | |
| 量の見込み | 延利用人数 | 73,343 | 96,888 | 93,312 | 89,424 | 85,596 | 81,816 |
| 確保方策 | 箇所数 | 9 | 10 | 10 | 11 | 11 | 11 |

(2) 一時預かり事業

保育所に入所していない子どもの家庭において、子どもの保育が一時的に困難になる場合や保護者の疾病等により緊急に子どもの保育を必要とする場合などに、子どもを一時的に保育所で保育し、保護者の心理的・身体的負担を緩和します。

計画期間の量の見込みは下表のとおりで、現在、市内15施設で実施しており、年間の受入可能数（約13,050人（3人×15施設×約290日））からみると、量の見込に対応できる提供体制を確保していることから、現行の体制により対応していきます。

一時預かり事業における必要な量の見込み

(単位：人)

| 区分 | | 平成25年度実績 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|-------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①河北地区 | 延利用人数 | 619 | 2,271 | 2,119 | 1,958 | 1,829 | 1,699 |
| ②河南地区 | 延利用人数 | 1,786 | 1,225 | 1,164 | 1,097 | 1,014 | 937 |
| ③厩川地区 | 延利用人数 | 480 | 1,952 | 1,857 | 1,728 | 1,615 | 1,491 |
| ④盛南地区 | 延利用人数 | 508 | 1,785 | 1,677 | 1,575 | 1,458 | 1,351 |
| ⑤都南地区 | 延利用人数 | 1,383 | 1,792 | 1,684 | 1,568 | 1,453 | 1,339 |
| ⑥玉山地区 | 延利用人数 | 125 | 309 | 279 | 253 | 224 | 207 |
| 計(市全域) | 延利用人数 | 4,901 | 9,643 | 9,059 | 8,432 | 7,817 | 7,231 |

(3) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者や子育てが一段落した人等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進し、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を図ります。

計画期間の量の見込みは下表のとおりで、現在、市内1箇所で開催しており、平成25年度（2013年度）の実績は提供会員200人に対し、延べ利用人数が4,118人となっています。

量の見込みに対しては、提供会員一人当たりの従事回数が増（年間約21回から約22回に増）または提供会員の増員（200人から215人に増員）を図ることにより対応可能となります。ファミリー・サポート・センター事業について、広報などによる周知に努め、認知度を向上し、提供会員の増員を図ることにより対応していきます。

ファミリー・サポート・センター事業における必要な量の見込みと確保方策

(単位：人)

| 区分 | | 平成25年度実績 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----|--------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 市全域 | 延利用人数 | 4,118 | 4,351 | 4,351 | 4,351 | 4,351 | 4,351 |
| | 就学前児童 | 3,158 | 3,158 | 3,158 | 3,158 | 3,158 | 3,158 |
| | 就学児童 | 634 | 867 | 867 | 867 | 867 | 867 |
| | 病児・病後児 | 326 | 326 | 326 | 326 | 326 | 326 |

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者が疾病等の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合や保護者が仕事その他の理由により平日の夜間または休日に不在となり家庭において子どもを養育することが困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に養育し、子ども及びその家庭への子育て支援を図ります。

計画期間の量の見込みは下表のとおりで、現在、市内5箇所で開催しており、平成25年度（2013年度）の実績はショートステイが135人、トワイライトステイが8人となっています。事業を行う施設は年間を通じて受入（1日1名の利用と仮定すると365人の受入が可能）しており、今後も、現行の体制により対応していきます。

子育て短期支援事業における必要な量の見込み

○ショートステイ

(単位：人)

| 区分 | 平成25年度実績 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 市全域 | 延利用人数 | 135 | 175 | 174 | 172 | 169 |

○トワイライトステイ

(単位：人)

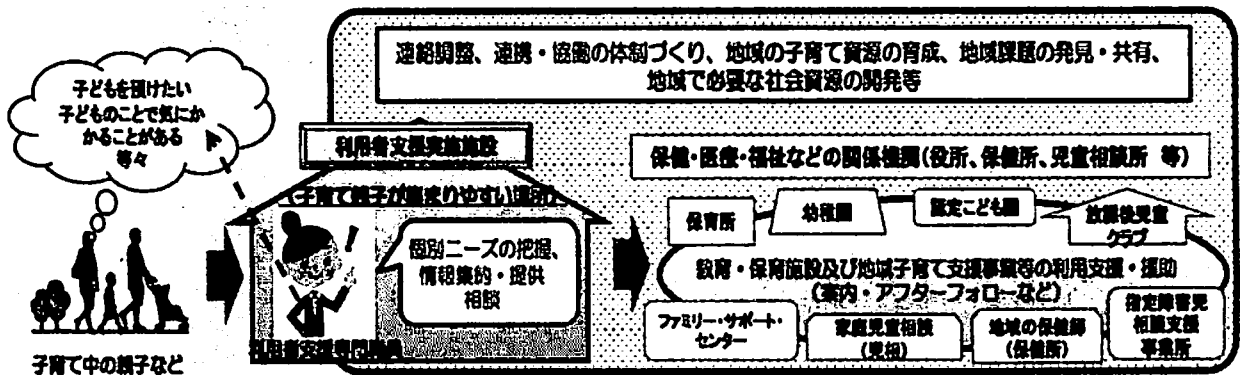
| 区分 | 平成25年度実績 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 市全域 | 延利用人数 | 8 | 14 | 14 | 14 | 14 |

(5) 利用者支援事業【新規】

平成27年度（2015年度）から、市役所子ども未来課窓口において、就学前の子どもの預け先に関する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、一時預かり事業、幼稚園預かり保育など個別のニーズに合った保育サービスの情報を提供し、保育サービスを円滑に利用できるよう支援します。また、家庭のニーズに合った情報を的確に提供できるよう、保育サービスに関する情報の収集を行います。

なお、事業の実施状況やニーズを踏まえ、必要に応じて実施場所を増設します。

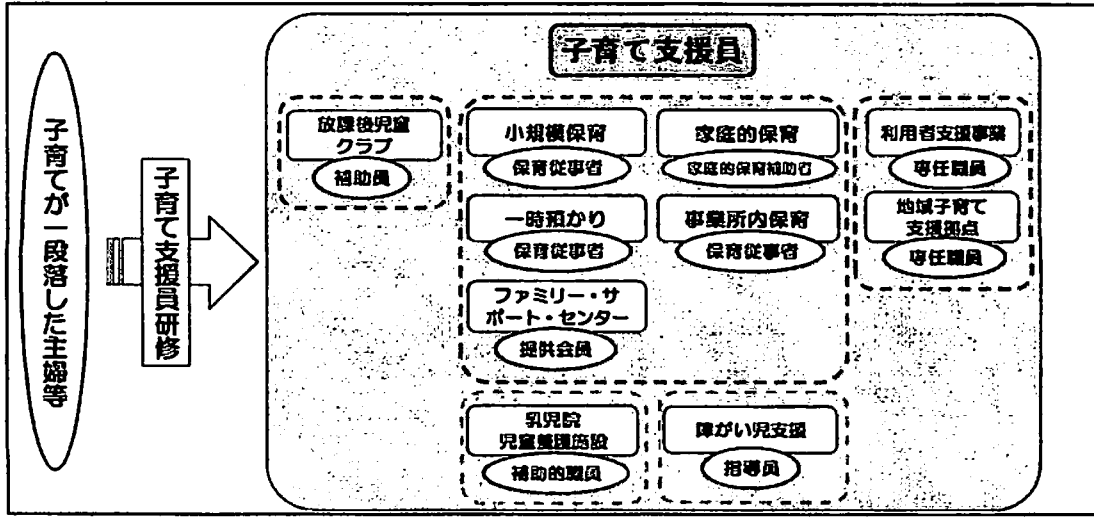
図 5 利用者支援事業のイメージ



(6) 子育て支援員研修事業【新規】

新制度においては、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等が新たに法律に基づく給付・事業となり、これらの事業の拡充に伴い、人材の確保が必要となります。これらの分野で活躍していただくことを目的として、育児経験豊かな主婦等を主な対象に子育て支援分野に従事するための必要な研修を提供し、さまざまな子育て支援分野に従事可能となる「子育て支援員」を育成します。

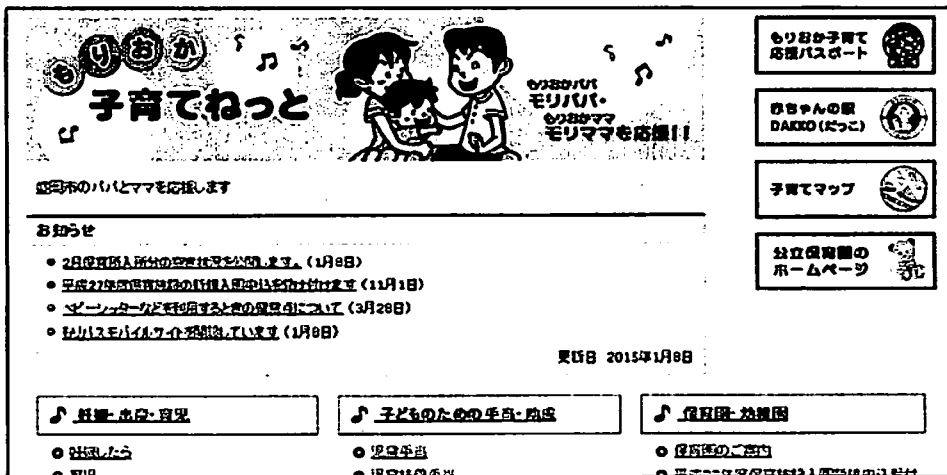
図 6 子育て支援員のイメージ



(7) 子育て支援情報の周知率の向上

育児のポイント、子育て支援サービス事業、子育てに関する制度等の情報を集約した「もりおか子育てぶっく」を配布し、それらの情報を掲載したホームページ「もりおか子育てねっと」を運営するほか、乳児家庭全戸訪問時に、地域の子育て支援や出産後に利用できるサービスなどについて情報を提供し、子育て支援情報の周知率の向上を図ります。

図 7 盛岡市公式ホームページ内「もりおか子育てねっと」



[取組の方向性]

- 保育料の軽減や医療費の助成など子育てにかかる経済的負担を緩和することにより、子育てしやすい環境づくりに努めます。

[成果指標]

| 成果指標 | | 平成26年度 現状値 | 平成31年度 目標値 |
|--|---|---------------|---------------|
| 市民アンケート調査「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合 | ↑ | 15.5% | 40.0% |

[主な取組]

(1) 保育料の軽減【拡充】

幼稚園や保育所の保育料軽減など、市独自の認定こども園、幼稚園及び保育所の保育料を設定するほか、新制度に移行しない私立幼稚園へ子どもを通わせている保護者へ就園奨励補助を行い、経済的負担を緩和します。

また、多子世帯の保護者負担の軽減策について検討し、その結果を踏まえて対応します。

(2) 医療費給付事業

妊産婦、乳幼児及び小学生の医療費の一部を給付し、保護者の経済的負担を緩和するとともに、健康保持と福祉の増進を図ります。

妊産婦及び乳幼児については、「現物給付方式」の導入に向けた準備を整え、妊娠期からの継続した子育て支援に努めます。

[取組の方向性]

- ひとり親家庭等に対する相談や情報提供の充実を図り、ひとり親家庭等日常生活支援事業、保育所利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。
- ひとり親家庭等を対象にした支援事業の周知について充実を図り、利用を促進します。
- 生活困窮世帯に対し、就労支援を行うほか、生活困窮世帯の中高生やその保護者に対し、進学・就学支援を行うなど、支援体制の強化に努めます。

[成果指標]

| 成果指標 | | 平成26年度 現状値 | 平成31年度 目標値 |
|----------------------|---|---------------|---------------|
| 就業支援事業により就業した母子家庭の割合 | ↑ | 79.5% | 86.0% |

[主な取組]

(1) 保育料等へのみなし寡婦（夫）控除制度の導入【新規】

未婚のひとり親などについて、寡婦（夫）控除を受けたとみなして、保育料、住宅使用料などの利用料を算出し、該当する家庭の経済的負担を緩和します。

(2) 生活保護受給者等就労自立促進事業【拡充】

生活保護受給者や生活に困窮しているひとり親等に対し相談支援を行うほか、就労・自立の意欲が一定以上ある人には就労支援を行い就職の実現につなげ、生活保護受給者等の生活の安定を図ります。

(3) 子どもの貧困の防止【拡充】

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、生活に困窮している子どもに対し就学支援相談員による進学・就学支援を行うほか、平成27年度（2015年度）から学習支援についても取り組みます。

(4) ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等を対象に、就業相談・就業情報の提供などの就業支援サービスや、養育費の相談などの生活支援サービスを提供するほか、母子家庭の親及び寡婦を対象に就業支援講習会を開催し、母子家庭等の生活の安定を図ります。また、母子家庭や父子家庭の親が就業に向けた資格取得等のために講座を受講した場合に、講座受講料の一部を支給するなど、主体的な能力開発に取り組みやすい環境を整備します。

※ 母子及び父子並びに寡婦福祉法で策定が定められている「自立促進計画」について、本項を「ひとり親家庭等自立促進計画」として定めます。なお、この計画において「ひとり親家庭等」とは、「母子及び父子並びに寡婦」をいいます。

基本目標3 みんなで子ども・子育てを支える環境づくり

市民や地域、企業、行政などの多様な主体が、子ども・子育て支援について、関心と理解を深め、連携・協働して社会全体で子ども・子育てを支援する環境づくりを進めます。

子育てに対する不安や負担を和らげ、子育ての喜びを感じることができるような環境づくりを進めます。

実施施策(1) 地域における子ども・子育て支援の促進

実施施策(2) 仕事と家庭の両立支援

実施施策(3) 子育てを応援する仕組みづくり

実施施策(1) 地域における子ども・子育て支援の促進

[取組の方向性]

- ▶ 地域の人に見守られながら子どもが健やかに成長できる社会が形成されるよう、社会全体で子ども・子育て家庭に寄り添い支える意識の醸成を図るとともに、市民、企業、関係団体等がそれぞれの立場と役割に応じて子育て支援の担い手となるよう、活動支援や意識啓発を行います。
- ▶ 地域の人材を活用して、妊娠期から子育て期における身近な相談相手や、継続的な支援へつなぐ体制をつくり、子育て世帯の孤立を防ぎ、安心と喜びを感じて子育てができる環境を整備します。
- ▶ 子どもの安全を確保し、子どもが事故や事件に巻き込まれないよう、関係機関と連携して見守り体制の整備や安全確保に取り組みます。子どもの遊び場や親子の憩いやふれあいの場として、より安全で魅力ある環境の整備に努めます。

[成果指標]

| 成果指標 | | 平成26年度 現状値 | 平成31年度 目標値 |
|--|---|---------------|---------------|
| 市民アンケート調査「子育てをつらいと感じている」と答えた子どものいる親の割合 | ↓ | 19.3% | 14.5% |

[主な取組]

(1) 地域子育てサロン支援事業

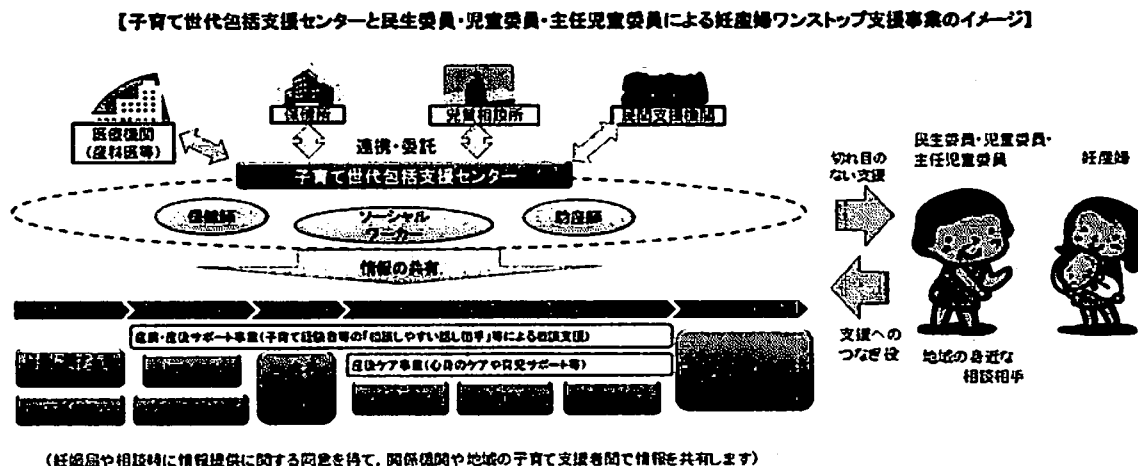
地域で住民の福祉に関する様々な相談・支援のボランティアとして活動している民生委員・児童委員・主任児童委員が中心となり、主に在宅で子育てをしている親子を対象として、地域住民との交流の機会の提供や、子育てに関する悩みの相談など、地域における支え合い・助け合いを目的としたサロン活動を市内6地区で行っています。今後、より多くの地域で子育て家庭を支える取り組みが進むよう、先行事例の紹介などの情報提供や、サロンの展開が進むよう働きかけを行います。

(2) 民生委員・児童委員・主任児童委員による妊産婦ワンストップ支援事業【新規】

住民の様々な福祉相談・支援のボランティアとして活動している民生委員・児童委員・主任児童委員が、産前・産後や子育てについて、地域における気軽な相談相手となり、必要に応じて行政や関係機関へのつなぎ役となることで切れ目のない支援を行い、子育て世帯の孤立を防ぎ不安を軽減します。

なお、事業の実施にあたっては、「子育て世代包括支援センター整備事業」(P.68参照)と連携を図り、重層的な支援体制を構築します。

図 8 子育て世代包括支援センターと民生委員・児童委員・主任児童委員による妊産婦ワンストップ支援事業のイメージ



(3) 地域ぐるみの学校安全対策事業・子どもの見守り体制整備事業【拡充・新規】

スクールガードなど地域のボランティアを活用し、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、安全で安心できる環境づくりに取り組みます。

町内会・自治会等の地域団体やボランティア団体、民間事業者等の多様な主体の連携・協働による子どもの見守り体制の整備の必要性について関係機関と協議・検討を進め、その結果に基づき適切に対応し、地域で子どもの安全を守る環境をつくります。

(4) 安全な環境整備の推進

公園の改築時期を迎えた遊具の更新や、小学校・幼稚園の遊具の点検を実施します。

また、交通安全と事故防止のため、道路照明灯や防護柵等の施設整備を継続して行い、子どもの安全の確保に取り組みます。

情報化の進展に伴う有害環境から子どもを守るため、関係機関と連携した情報提供や広報啓発活動を推進します。

(5) 交通安全教室開催事業

幼稚園、保育所、小中学校等を対象とした交通安全教室を継続して実施し、交通安全に関する知識の普及及び安全に行動できる実践的な力の育成を図ります。

[取組の方向性]

- 仕事と子育ての両立を図るため、企業、国、県、関係団体等と連携しながら、さまざまな主体が子育てを応援する意識を高め、男女が共に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」のとれた生活を送ることができるよう取り組みます。
- ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業が社会的に評価されるよう、認定マーク（くるみんマーク）制度の普及を図るとともに、先進的な取組の周知に努めます。
- 男性を含めた働き方の見直し等について、労働者、事業主、地域住民それぞれの理解や合意形成を促進するために、情報発信や意識啓発を行い、子育て世帯への支援について理解と協力を求めます。

[成果指標]

| 成果指標 | | 平成26年度 現状値 | 平成31年度 目標値 |
|------------------------------|---|---------------|---------------|
| くるみんマーク認定企業* ³⁴ 数 | ↑ | 10社 | 20社 |
| 待機児童数（1月1日現在） | ↓ | 310人 | 0人 |

[主な取組]

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識啓発【拡充】

男女共同参画情報誌「あの・なはん」の活用や講座等の実施により市民への意識啓発に取り組みます。

盛岡商工会議所等の関係機関に対する働きかけを行い、先進事例の紹介やセミナー開催などを通じて、子育て支援に取り組むうえで参考となる情報を提供し、ワーク・ライフ・バランス意識の更なる浸透を図り、企業における子育て支援の推進に取り組みます。

妊娠・出産・育児に関する知識の周知を目的とした「もりママ・もりパパ1日コース」を夫婦で参加しやすいよう日曜日に開催し、出産前から男性の育児への理解と参加促進に継続して取り組みます。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた人材育成【新規】

企業等を対象に、ワーク・ライフ・バランスを推進するための人材育成講座を開催し、企業等における自発的なワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組が行われるよう支援します。

*34 くるみんマーク認定企業 … 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、認定基準を満たした「子育てサポート企業」として認定を受け、「くるみんマーク」を付与された企業

(3) 入札参加資格審査における子育て支援に取り組む企業の評価【新規】

市営建設工事の入札参加資格審査における地域貢献活動等の状況の一つとして、一般事業主行動計画の策定を評価項目に新たに加えるなど、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を進めている企業に対して、市が発注する建設工事等への入札参加機会の拡大を図ります。

(4) ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の表彰制度の活用

岩手県が実施する「いわて子育てにやさしい企業等の認証・表彰制度」の活用を図るとともに、子育て支援に取り組む企業を顕彰し、他の企業の模範となる事例を広く周知するため、受賞企業への優遇制度も含めた市独自の表彰制度の導入を検討します。

(5) 【再掲】待機児童の解消

仕事と家庭の両立を実現するためには、ニーズに対応した保育サービスの提供体制の整備が必要であり、保育所の新設や改修、認定こども園の普及、地域型保育事業の導入により、平成27年度（2015年度）には年度当初の待機児童解消、平成29年度（2017年度）末までには年間の待機児童解消を図ります。（⇒P. 43参照）

実施施策(3) 子育てを応援する仕組みづくり

[取組の方向性]

- ▶ 市民や地域、企業、行政など、多様な主体が社会全体で子どもを育てるという共通認識を持ち、すべての子どもと子育て家庭に寄り添い支える環境の整備に努めます。

[成果指標]

| 成果指標 | | 平成26年度 現状値 | 平成31年度 目標値 |
|--|---|---------------|---------------|
| 市民アンケート調査「子育てをつらいと感じている」と答えた子どものいる親の割合 | ↓ | 19.3% | 14.5% |
| 市民アンケート調査「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合 | ↑ | 15.5% | 40.0% |

[主な取組]

(1) 少子化対策推進事業【新規】

市の人口対策の一環として、少子化の要因分析や先進事例の調査研究、市民フォーラム等の開催による啓発活動の実施など、結婚、妊娠、出産、育児の各段階に対応した施策の方向性を検討のうえ、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき市が平成27年度（2015年度）中の策定を検討している「地方版総合戦略」に位置付け、切れ目のない支援の実現に向けた総合的な少子化対策に取り組みます。

(2) 社会全体で子どもを育てる機運の醸成

地域における子ども・子育て支援の取組事例や企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進事例等の情報を提供するとともに関係団体等への働きかけを通じた意識啓発を行い、社会の多様な主体が、未来のまちづくりの担い手である子どもを社会全体で育てることの必要性和役割を認識するとともに、社会全体で子育てに取り組む機運の醸成を図ります。

子育てや教育など経済的負担の軽減の拡充など、社会全体で子ども・子育て家庭を支える仕組みの構築に取り組みます。

(3) もりおか子育て応援パスポート事業

盛岡商工会議所と協働で実施している、子育て世帯及び妊産婦が協賛店で特典が受けられる「もりおか子育て応援パスポート」について、関係機関への働きかけによる協賛店の拡充に努めるとともに、受けられる特典を周知し、パスポート発行件数の増加を図り、子育てにかかる負担の軽減や、子育て家庭を社会全体で応援する意識の向上に取り組みます。

(4) 【再掲】保育料の軽減【拡充】

(⇒P. 75)

3 関連事業一覧

基本目標1 全ての子どもが健やかに育つ環境づくり

実施施策(1) 幼児期の教育・保育の充実【P.42~P.57】

| | |
|----|---|
| 1 | 通常保育事業 保護者の就労等により家庭で保育できない子どもを保育所・認定こども園等で保育を行う。 |
| 2 | 保育所施設等整備事業 待機児童の解消を図るため、保育所施設等の新規建設及び認定こども園となるための施設改修等を支援する。 |
| 3 | 認定こども園の支援 認定こども園の普及推進に取り組むとともに、設置認可や運営に関する相談があった際に適切な助言・指導を行う。 |
| 4 | 地域型保育等事業 3歳未満児を対象とした地域型保育事業の設置認可や運営に関する相談があった際に質の高い保育を確保するために適切な助言・指導を行う。 |
| 5 | 延長保育事業 通常の保育時間を超えて保育する必要がある子どもに対して午後7時までまたは午後8時までの延長保育を行う。 |
| 6 | 休日保育事業 保育所に入所している児童の家庭において、休日や年末年始に、保護者の就労等により子どもの保育が困難になる場合に、子どもを保育所で保育する。 |
| 7 | 病児・病後児保育事業(病児対応型・病後児対応型) 児童が病気や病気回復期で集団保育が困難な期間、病院に併設した施設で一時的にその子どもの保育を行う。 |
| 8 | 病児・病後児保育事業(体調不良児対応型) 保育所に通う児童が、保育中に体調不良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、病後児保育を行う保育所において児童を預かる。 |
| 9 | 一時預かり事業(幼稚園型) 幼稚園に通う児童で教育時間を超える保育の希望があった場合に、一時預かりを行う。 |
| 10 | 幼稚園・保育所と小学校の交流 保育所・幼稚園と小学校との滑らかな接続を図るため、幼児と児童の交流や教員間の交流を推進するための研修会を行う。 |
| 11 | 家庭的保育者研修事業 保育士を対象として、家庭的保育者となるために必要な基礎研修を行う。 |
| 12 | 認可外保育施設への指導・助言 適切な運営が図られるよう設備及び運営基準について指導するとともに、認可外保育施設への認可移行支援や、地域型保育事業の認可を希望する際は、質の高い保育を確保するために適切な助言・指導を行う。 |
| 13 | 保育士の確保 岩手県保育士・保育所支援センターや指定保育士養成施設等の関係機関と連携を図るとともに、職員給与の改善等の処遇改善に取り組み、保育の担い手である保育士確保に努める。 |
| | <再掲>地域子育て支援拠点事業 |
| | <再掲>利用者支援事業 |
| | <再掲>子育て応援ガイドブック発行事業 |
| | <再掲>子育て支援事業(もりおか子育てねっと) |

実施施策(2) 放課後の子どもの居場所づくり【P.58~P.60】

| | |
|-----------------------------------|---|
| 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ等運営事業） | |
| 14 | 保護者が労働等により日中家庭にいない小学校児童に、遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る。また、設備及び運営の基準を満たさないクラブが基準を満たすために施設の改修等を行った場合に助成を行う。 |
| 放課後子供教室推進事業 | |
| 15 | 子どもたちが放課後等に、安心・安全な場所で、地域の協力を得て、スポーツや文化活動及び交流活動を行う。 |
| 児童館管理運営事業 | |
| 16 | 子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、地域の児童健全育成の拠点として、児童館・児童センターの運営を行う。また、未設置となっている小学校区への整備に向けた検討を行う。 |
| 母親クラブ活動育成事業 | |
| 17 | 会員数が概ね30人以上の母親クラブが、児童館と連携しながら児童の健全育成を目指した活動を行う場合に助成し、活動の促進を図る。 |

実施施策(3) 障がいがある子どもへの支援の充実【P.61~P.63】

| | |
|-------------------------|---|
| 乳幼児総合診査事業 | |
| 18 | 乳幼児健康診査等から発達等について課題があると思われる乳幼児を早期療育の視点から総合的に診査し、適切な療育の指導を行うなど関係機関と連携し就学まで支援を行う。 |
| ひまわり学園管理運営事業 | |
| 19 | 知的障がい児を保護者のもとから通園させ保護するとともに、日常生活に必要な知識や技能を与え、また、集団生活に適応できるよう指導を行い、障がい児の成長の助長を図る。 |
| 母子通園事業 | |
| 20 | 心身の発達が遅滞傾向にあると思われる乳幼児に対し、早期訓練を行うとともに保護者に対して障がいについての正しい理解と訓練の方法を指導する。 |
| 障がい児個別支援ファイル作成事業 | |
| 21 | 保健、医療、教育等関係機関との連携により、幼児期、学齢期等ライフステージ毎に支援者が変わっても切れ目のない支援が行われ、関係機関による一貫した支援・サービスを受けられるよう記録を一元管理する個別支援ファイルを作成し、配布する。 |
| 発達支援保育事業 | |
| 22 | 発達支援が必要とされる児童について、お試し保育や発達支援保育入所審査会を迅速に行うとともに、職員を配置する際の支援などにより集団保育を行うことによって、児童の健全な成長を図る。 |
| 特別支援教育事業 | |
| 23 | 小中学校における障がいのある児童生徒の望ましい就学の場（特別支援学校・学級、通常の学級）の判断を行う。 |
| 重度心身障がい者医療費給付事業 | |
| 24 | 重度心身障がい者（児）に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、その健康保持と福祉の増進を図る。 |
| 中度身体障がい者医療費給付事業 | |
| 25 | 中度心身障がい者（児）に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、その健康保持と福祉の増進を図る。 |
| おもちゃ図書館整備事業 | |
| 26 | ひまわり学園の中に設置しているおもちゃ図書館において、心身障がい児の知能・感覚・運動機能の発達を促す。 |
| 心身障害児居宅生活支援事業 | |
| 27 | 在宅の障がい児及びその保護者に対し、ホームヘルパーの派遣、デイサービス、短期入所の利用に係る居宅生活支援費を支給する。 |

| | |
|----|--|
| | 身体障害者居宅生活支援事業 |
| 28 | 障がい児に対し、身体障がいの部分を補うための補装具に要する費用の支給及び生活の利便を図るための日常生活用具の給付を行う。 |
| | 難聴児補聴器購入費助成事業 |
| 29 | 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成する。 |
| | 特別障害者手当等給付事業（障害児福祉手当の給付） |
| 30 | 20歳未満で、日常生活において常時介護が必要な重度の障がいを有する児童に対し、障害児福祉手当を支給する。 |
| | 特別児童扶養手当支給事業 |
| 31 | 精神や身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している父母、または養育者に特別児童扶養手当を支給する。 |

実施施策(4) 児童虐待の防止【P.64～P.65】

| | |
|----|--|
| | 児童養育支援活動事業（児童虐待防止ネットワーク） |
| 32 | 児童虐待防止と早期発見に努めること及び養育の悩みの解決支援を図るため、市内の保健・医療・福祉・教育委員会・警察・児童養護施設などの関係機関推薦者で構成する連絡会議を開催し、具体的な虐待や養育の悩み等の事例検討や虐待の情報交換を行う。 |
| | 養育支援訪問事業 |
| 33 | 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。 |
| | <再掲>乳児家庭全戸訪問事業 |
| | <再掲>家庭相談員活動事業 |
| | <再掲>子育て世代包括支援センター事業 |

実施施策(1) 母子保健の充実【P.66~P.69】

| | |
|----|---|
| | 乳児家庭全戸訪問事業 |
| 34 | 生後4か月の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、不安や悩みを聞き、情報を提供するとともに、支援が必要な家庭は適切なサービスに結びつけ、地域で子どもが健やかに育つための環境整備を図る。 |
| | 妊婦健康診査事業 |
| 35 | 妊婦の健康管理の充実と経済負担の軽減を図るため、妊婦健診14回分と子宮がん健診1回分について助成を行う。 |
| | 乳幼児健康診査事業 |
| 36 | 乳幼児の健康の保持増進を図るために健康診査を行い、病気や発育発達及び育児環境上の問題を早期に発見し適切な支援・指導を行う。 |
| | 子育て世代包括支援センター事業 |
| 37 | 子育て世代の支援を行うワンストップ拠点を整備し、保健師等が必要なサービスをコーディネートし、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援を行う。また、相談等を通じ、支援が必要と判断された世帯には、支援プランを策定の上、安心して子育てができるよう支援を行う。 |
| | 母子健康手帳交付及び妊婦相談事業 |
| 38 | 妊娠届出のあった者に対し母子健康手帳を交付し、母子の健康の保持増進を目的に保健指導を行う。母子関連の制度やサービスなどの情報提供を行い保健師が面接を行いながら、妊婦の生活環境や心身の状況を把握し、保健指導が必要な妊婦に対しては家庭訪問などにより継続支援を行う。 |
| | 母親教室（マタニティ）事業 |
| 39 | 初妊婦及びその夫を対象に妊娠・出産・育児についての知識の普及・啓発と参加者同士が情報を共有したり、仲間づくりができるよう支援する教室を開催する。 |
| | 歯科健康診査事業 |
| 40 | 生涯にわたる歯の健康づくりのために、幼児に対して口腔内診査とむし歯予防のための歯科保健指導、永久歯（第一大臼歯）の保護育成の予防処置を行う。 |
| | 思春期保健（ふれあい体験）事業 |
| 41 | 玉山区内の小中学校で思春期講演会を行うほか、幼児が参加する母子保健事業でのふれあい体験を行う。また、保健所では、高校生を対象にふれあい看護体験を行う。 |
| | 地域における食育推進事業 |
| 42 | 家族の健康づくりを担う20代～30代の女性を対象に、次世代の子どもたちの良い食習慣につながるために食生活改善や食育に関する情報提供や教室を広める。また、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着を図るため、概ね4か月児とその保護者を対象に月1回離乳食教室を開催し、食に関する学習の場や情報の提供を行う。 |
| | 職場における食育推進事業 |
| 43 | 女性職員が多い中小企業を対象に、生活習慣病予防のための食育講座を開催する。 |
| | 食生活改善推進員地区活動事業 |
| 44 | 地域の実情に合わせ、町内会や児童センター等、関係機関と連携を図りながら食に関する周知啓発を行う。 |
| | 保育所における食育の取組 |
| 45 | 保育所給食や給食だよりを通して、子どもたちや親に正しい食事のあり方や望ましい食習慣など食の大切さを働きかけるとともに、食材に地場産品を積極的に使用し、郷土食等を取り入れながら食文化について理解を深める。 |
| | 小中学校における食育の取組 |
| 46 | 各学校において、授業や給食を通じ、適正な栄養の摂取による健康増進を図るとともに、食生活に対する正しい理解、伝統的な食文化への理解などに取り組み食育を推進する。 学校給食においては、健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、摂取する食品と健康の保持増進との関連性について指導を行う。 |

| | |
|----|---|
| 47 | 小児救急輪番制病院事業 休日や夜間における小児重症患者の救急医療を確保するため、小児救急病院が輪番制により診療にあたる。 |
| 48 | 在宅当番医制事業 休日の日中における初期救急を確保するため、軽症の救急患者に対して、参加当番医療機関が診療にあたる。 |
| 49 | 夜間急患診療所管理運営事業 夜間における初期救急を確保するため、軽い症状の救急患者に対し、年中無休で応急的な診療にあたる。 |
| 50 | 予防接種事業 乳幼児の発病予防のため予防接種法及び結核予防法に基づき、各種予防接種を行う。 |
| 51 | 幼児インフルエンザ予防接種事業 小学校就学前の乳幼児を対象に個別接種1回につき1,000円を助成する。 |
| | <再掲>地域子育て支援拠点事業 |
| | <再掲>思春期保健（ふれあい体験） |
| | <再掲>乳幼児総合診査事業 |

実施施策(2) 子育て世帯への支援の充実【P.70～P.74】

| | |
|----|---|
| 52 | 地域子育て支援拠点事業 親子の交流の場の提供や子育てに関する相談・援助、子育て情報の提供、講座の実施、子育てサークルへの支援、高校生の育児体験等を行う。 |
| 53 | 利用者支援事業 子育て家庭の個別ニーズに応じて適切なサービスを選択できるよう、情報集約や相談、利用支援、援助を行う。 |
| 54 | ファミリー・サポート・センター事業 地域において会員同士が育児、介護の相互援助を行う。また、通常の子どもの預かりや送迎等のほか病児・病後児の子どもの預かりも行う。 |
| 55 | 子育て短期支援事業（ショートステイ） 保護者が疾病等の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に養育する。 |
| 56 | 子育て短期支援事業（トワイライトステイ） 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間または休日に不在となり家庭において子どもを養育することが困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に養育する。 |
| 57 | 一時預かり事業 保育所に入所していない子どもの家庭において、子どもの保育が断続的に困難になる場合や保護者の疾病等により緊急に子どもの保育を必要とする場合などに、子どもを一時的に保育所で保育する。 |
| 58 | 家庭相談員活動事業 家庭での子どもの養育に関する相談への指導・援助を行う。子ども未来課での来庁者との面談や、電話での相談に対応するほか、必要に応じて家庭訪問をして指導・援助を行う。 |
| 59 | 妊産婦・乳幼児相談事業 妊産婦や子育て中の親が抱えている悩みや育児不安などを解消するため、具体的な保健指導や適切な情報を提供しながら、安心して出産や育児ができるよう支援する。①専用回線による電話相談「ママの安心テレホン」②定例子育て相談（保健所など市内4か所で実施）③地区子育て相談（地区の要望により実施） |
| 60 | 幼児教育センターとしての取組 幼稚園で、育児不安を抱えた保護者の相談窓口の開設や、園庭、施設の開放を行う。 |
| 61 | 家庭教育支援事業 家庭教育・子育て支援講座等の事業内容の充実を図る。乳幼児を持つ親を対象に、子育てについての知識や技術を学び交流を図る機会を提供する。 |

| | |
|----|---|
| 62 | 子育て支援員研修事業 |
| | さまざまな子育て支援分野に従事可能となる「子育て支援員」を育成するため、研修を行う。 |
| 63 | 子育て応援ガイドブック発行事業 |
| | 育児のポイント、子育て支援サービス、子育てに関する制度等の情報を集約したガイドブックを作成する。子育て家庭に配布し、情報提供を行うとともにサービス、制度等の効率的利用を促進する。 |
| 64 | 子育て支援事業（もりおか子育てねっと） |
| | 育児のポイント、子育て支援サービス事業、子育てに関する制度等の情報を掲載したホームページ「もりおか子育てねっと」を開設する。 |

実施施策(3) 経済的負担軽減対策の充実【P.75】

| | |
|-----------------------------------|---|
| 65 | 保育料の軽減 |
| | 保護者の経済的負担を軽減するため、国の基準額から独自に軽減を行い、保育料を設定する。 |
| 66 | 幼稚園就園奨励事業 |
| | 私立幼稚園に通う園児の保護者の保育料負担の軽減と、公立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担の是正を図る。 |
| 67 | 乳幼児医療費給付事業 |
| | 乳幼児に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、その健康保持と福祉の増進を図る。 |
| 68 | 小学生医療費給付事業 |
| | 小学生に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、その健康保持と福祉の増進を図る。 |
| 69 | 妊産婦医療費給付事業 |
| | 就学前の乳幼児及び妊産婦の適正な医療を確保し、心身の健康の保持と生活の安定を図ることにより、福祉の増進に寄与することを目的として、医療費等を給付する。 |
| 70 | 不妊に悩む方への特定治療支援事業 |
| | 治療費が高額な特定不妊治療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。 |
| 71 | 小児医療費給付事業 |
| | 未熟児養育医療、小児慢性特定疾患医療、育成医療により医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。 |
| 72 | 児童手当支給事業 |
| | 子どもを養育している家庭の生活の安定と次代の社会を担う子どもの健全な育成及び資質の向上のため児童手当を支給する。 |
| 73 | 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業 |
| | 経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の給食費や修学旅行費などの費用の一部を援助する。 |
| <再掲>もりおか子育て応援パスポート事業 | |

実施施策(4) ひとり親家庭等への支援の充実【P.76~P.77】

| | |
|----|--|
| 74 | 母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業 |
| | 母子家庭や父子家庭の親が就業に向けた資格取得等のために講座を受講した場合に、講座受講料の一部を支給する。 |
| 75 | 母子家庭等就業・自立支援センター事業 |
| | 母子家庭や父子家庭の親、寡婦を対象に、就業相談や就業情報の提供などの就業支援サービスのほか、養育費の相談など生活支援サービスを提供する。また、母子家庭の親及び寡婦を対象に就業支援講習会を開催する。 |

| | |
|----|---|
| | 婦人相談事業 |
| 76 | 様々な問題を抱えた女性の相談に対応し、問題解決に向けた適切な指導を行うほか、母子生活支援施設への入所などの保護を行う。 |
| | 母子自立支援員による相談・指導 |
| 77 | 母子家庭や父子家庭の親、寡婦を対象に、生活等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行う。 |
| | 母子家庭等高等技能訓練促進費支給事業 |
| 78 | 母子家庭や父子家庭の親が就業に結びつく資格修得のために2年以上修業した場合に、訓練給付金を支給する。 |
| | 母子・父子自立支援プログラム策定事業 |
| 79 | 母子家庭や父子家庭の親の自立支援に向けたプログラムを策定し、ハローワークと連携して就業に結びつける。 |
| | ひとり親支援講座事業 |
| 80 | 女性センター等において、母子家庭や父子家庭の親を対象に就業支援講座等を開催し、自立に向けた支援を行う。 |
| | 母子生活支援施設管理運営事業 |
| 81 | 母子家庭等の母子等を入所させ、保護するとともに、自立の促進のために生活を支援する。 |
| | 母子家庭等日常生活支援事業 |
| 82 | 母子家庭や父子家庭の親、寡婦が、疾病などの事由により一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合に、支援員を派遣する。事業の実施主体は県、事業の周知と利用登録の申請受付を市が行う。 |
| | 児童扶養手当支給事業 |
| 83 | 母子家庭の母等の世帯の経済的安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給する。 |
| | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 |
| 84 | 母子家庭や父子家庭の親や寡婦の自立を図るための資金や子どもの就学（高校・大学・専修学校等）のための資金など、生活の安定と向上及び子どもの健やかな成長を図るため資金の貸し付けを行う。 |
| | ひとり親家庭等医療費給付事業 |
| 85 | ひとり親家庭等に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、その健康保持と福祉の増進を図る。 |
| | 保育料等へのみなし寡婦（夫）控除 |
| 86 | 未婚のひとり親などについて、寡婦（夫）控除を受けたとみなして、保育料、住宅使用料などの利用料を算出し、該当する家庭の経済的負担を緩和する。 |
| | 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| 87 | 生活保護世帯を対象に、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。 |
| | 生活保護受給者等就労自立促進事業 |
| 88 | 生活保護受給者や生活に困窮しているひとり親等に対し相談支援を行うほか、就労・自立の意欲が一定以上ある人には就労支援を行い就職の実現につなげ、生活保護受給者等の生活の安定を図る。 |
| | 子どもの貧困の防止 |
| 89 | 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、生活に困窮している子どもに対し就学支援相談員による進学・就学支援を行うほか、学習支援を行う。 |
| | <再掲>要保護・準要保護児童生徒就学援助事業 |
| | <再掲>家庭相談員活動事業 |
| | <再掲>市営住宅維持管理事務事業 |

実施施策(1) 地域における子ども子育て支援の促進【P.78~P.80】

| | |
|-----|--|
| | 地域子育てサロン支援事業 |
| 90 | 民生委員・児童委員・主任児童委員が中心となり、主に在宅で子育てをしている親子を対象として、地域住民との交流の機会の提供や、子育てに関する悩みの相談など、地域における支え合い・助け合いを目的としたサロン活動を行う。 |
| | 民生委員・児童委員・主任児童委員による妊産婦ワンストップ支援事業 |
| 91 | 民生委員・児童委員・主任児童委員が、産前・産後や子育てについて、地域における気兼ねな相談相手となり、必要に応じて行政や関係機関へのつなぎ役となることで切れ目のない支援を行い、子育て世帯の孤立を防ぎ不安を軽減する。 |
| | 公園等維持管理事業 |
| 92 | 都市公園の遊具のうち改築時期を迎えたものを順次更新し、子どもたちの安全を確保する。 |
| | 小学校及び幼稚園遊具保守点検事業 |
| 93 | 盛岡市立小学校及び幼稚園に設置している遊具について、学校職員による日常点検及び専門業者による年1回の定期点検を行う。 |
| | 赤ちゃんの駅設置事業 |
| 94 | 公共施設や民間、商業施設に乳幼児を連れた親が授乳やおむつ交換などで気軽に立ち寄ることができる「赤ちゃんの駅」を設置し、親子で安心して外出できる環境を整える。 |
| | 公営住宅建設・公営住宅ストック総合改善事業 |
| 95 | 市営住宅の建替えやリフォーム事業において、バリアフリー化を図りながら、子育て世帯を含めた誰もが住みやすい住宅づくりを実施する。 |
| | 市営住宅維持管理事業 |
| 96 | 住宅に困窮する所得が一定の基準に満たない方に対し、市営住宅の入居募集を行い、安全で快適な住生活の実現を図る。 |
| | 交通安全施設等整備事業 |
| 97 | 交通事故が多発している道路やその他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、歩道設置などの整備を行う。 |
| | 交通安全教室開催事業 |
| 98 | 交通安全に関する知識の普及及び安全に行動できる実践的な力を身につけることを目的として、幼稚園、保育園、小中学校等を対象とした交通安全教室を開催する。 |
| | 交通安全施設等整備事業（防護柵） |
| 99 | 車両の路外や歩道への逸脱防止のための車両防護柵のほか歩行者の路外転落防止のための転落防止柵を設置する。 |
| | 交通安全施設等整備事業（道路照明灯） |
| 100 | 交通安全と事故防止のため、主要な交差点部、急カーブ区間、橋梁部、横断歩道部などに道路照明灯を設置する。 |
| | 交通安全対策事業 |
| 101 | 小中学校の児童生徒に対し、安全な歩行や自転車の乗り方等の指導を行い、交通安全のルールやマナーを遵守する態度を身につける。 |
| | 交通指導員活動事業 |
| 102 | 子どもの交通事故防止を目的として、通学（園）時及び町内会・子供会等の行事開催時、並びに交通安全教室等において交通指導員による交通安全指導を行う。 |
| | 街頭補導活動事業 |
| 103 | 繁華街など、少年非行が行われるおそれがある場所を計画的、継続的に巡回し、少年非行の未然防止と早期発見に努め、適切な指導助言を行う。 |
| | 地域ぐるみの学校安全対策事業 |
| 104 | 地域のボランティアを活用し、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備するとともに、安全で安心できる学校が確立されるよう各種取組を行う。 |

| | |
|-----|---|
| 105 | 少年相談活動事業 多様な悩みを抱える少年や保護者等の相談に対し、個別の指導・支援を行う。 |
| 106 | 環境点検活動事業 少年を取り巻く地域の環境の実態把握を行い、犯罪や事故に遭わない環境を作るため関係機関・団体・地域との連携を図る。 |
| 107 | 出前！消費者講座事業 中学・高校、各PTA等へ赴き、携帯電話トラブル、悪質商法などの消費者被害防止のための啓発を行い、健全な消費生活が営めるよう支援する。 |
| 108 | 保育所地域活動事業 保育所において、老人福祉施設等への訪問や地域のお年寄りを招待しての世代間のふれあい活動を行う。また、地域の児童との交流を通じて異年齢の子どもどうしのつながりを深める。 |

実施施策(2) 仕事と家庭の両立支援【P.81～P.82】

| | |
|-----|--|
| 109 | 仕事と家庭の両立支援制度の普及活動 国など関係機関と連携し、育児休業等両立支援制度の周知を図るため、ホームページ等を通じて普及を図る。 |
| 110 | 男女共同参画情報等提供事業 男女が対等なパートナーとして家庭や地域活動に参加し、子育てを地域全体で支えるための意識啓発を行う。 |
| 111 | 小中学生職業体験事業 小学生を対象に小売業の仕組み等の学習と、商店街で実際に小売体験を行うことで、将来の職業について考えるとともに、地域で働く人達への理解を深める。 |
| | <再掲>通常保育事業 |
| | <再掲>認定こども園の支援 |
| | <再掲>延長保育事業 |
| | <再掲>休日保育事業 |
| | <再掲>病児・病後児保育事業(病児対応型・病後児対応型) |
| | <再掲>病児・病後児保育事業(体調不良児対応型) |
| | <再掲>一時預かり事業(幼稚園型) |
| | <再掲>放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ等運営事業) |
| | <再掲>児童館管理運営事業 |

実施施策(3) 子育てを応援する仕組みづくり【P.83】

| | |
|-----|--|
| 112 | 少子化対策推進事業 少子化の要因分析や先進事例の調査研究、市民フォーラム等の開催による啓発活動の実施など、結婚、妊娠、出産、育児の各段階に対応した施策の方向性を検討のうえ、「まち・ひと・しごと」創生法に基づき市が策定を検討している「地方版総合戦略」に位置づけ、切れ目のない支援の実現に向けた総合的な少子化対策に取り組む。 |
| 113 | 社会全体で子どもを育てる機運の醸成 地域における子ども・子育て支援の取組事例や企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進事例等の情報を提供するとともに関係団体等への働きかけを通じた意識啓発を行い、社会の多様な主体が、未来のまちづくりの担い手である子どもを社会全体で育てることの必要性と役割を認識するとともに、社会全体で子育てに取り組む機運の醸成を図る。 |
| 114 | もりおか子育て応援パスポート事業 子育て世帯及び妊産婦に対し、協賛店で特典が受けられるパスポートを発行し、子育てに係る負担を軽減するとともに、地域社会全体で子育てを支える機運の醸成を図る。 |
| | <再掲>赤ちゃんの駅設置事業 |

第5章 計画の評価と推進

1 計画の評価

計画の実施状況は、毎年度、定期的に盛岡市子ども・子育て会議に報告して把握・点検し、評価された結果をその後の施策の実施や計画の見直し等に反映させていきます。

なお、本計画の内容や進捗状況、計画の把握・点検の結果については、市ホームページなどで広く市民に周知しながら、わかりやすい情報提供に努めます。

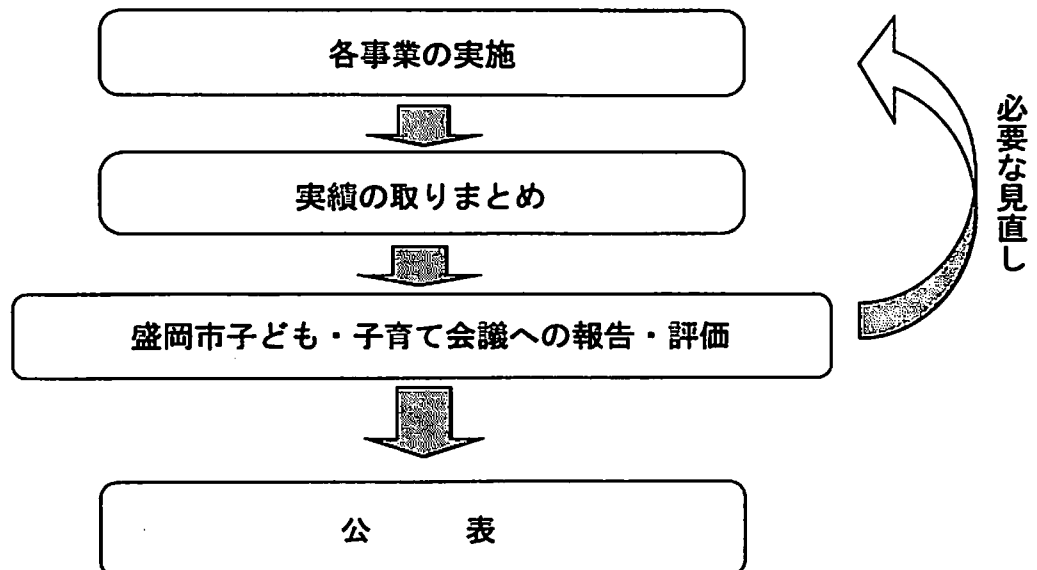
2 計画の推進

子ども・子育て支援及び次世代育成支援対策は、児童福祉や母子保健の分野だけでなく、教育や商工労働、男女共同参画、住宅、道路、公園等のまちづくりなど多様な分野にわたる課題であり、各部署における取組とともに、互いに連携した総合的な取組が必要です。

また、市内の子ども・子育て支援に関わる事業者やボランティア、福祉推進会、民生委員、児童相談所、保健所、教育機関、企業、警察等関係機関との連携をより一層図りながら計画を推進します。

さらに、計画期間中も今後の社会情勢の変化を的確に捉え、新たな課題を把握しながら、柔軟で実効性のある計画の推進に努めます。

〔 計画の評価と推進 〕



※ 計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行います。

資 料 編

1 盛岡市子ども・子育て支援事業計画（第2期盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画・前期行動計画）の策定経過等

| | |
|-------------------|--|
| 平成25年11月8日 | 第1回盛岡市子ども・子育て会議 |
| 平成25年12月1日～12月13日 | 「子ども・子育てに関するニーズ調査」の実施 |
| 平成26年2月19日 | 第2回盛岡市子ども・子育て会議 |
| 平成26年4月24日 | 第3回盛岡市子ども・子育て会議 (第1回盛岡市子ども・子育て会議幼児教育・保育部会及び 第1回地域子育て部会) |
| 平成26年5月9日 | 盛岡市子ども・子育て会議第2回幼児教育・保育部会 盛岡市子ども・子育て会議第2回地域子育て部会 |
| 平成26年5月20日 | 盛岡市子ども・子育て会議第3回幼児教育・保育部会 |
| 平成26年5月27日 | 盛岡市子ども・子育て会議第3回地域子育て部会 |
| 平成26年7月4日 | 第4回盛岡市子ども・子育て会議 |
| 平成26年8月11日 | 第5回盛岡市子ども・子育て会議 |
| 平成26年12月19日 | 第6回盛岡市子ども・子育て会議 |
| 平成27年1月29日 | 第7回盛岡市子ども・子育て会議 盛岡市子ども・子育て支援事業計画（第2期盛岡市次世代育 成支援対策推進行動計画・前期行動計画）の諮問 |
| 平成27年2月17日～3月9日 | パブリックコメントの実施 |
| 平成27年2月22日 | 盛岡市子ども・子育て支援事業計画説明会・意見交換会 |
| 平成27年3月24日 | 盛岡市子ども・子育て会議会長から答申書提出 |
| 平成27年3月 日 | 市長決裁 |

2 盛岡市子ども・子育て会議

盛岡市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日条例第38号

改正 平成26年9月30日条例第28号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、市長の諮問機関として、盛岡市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第3条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議が第3条第1項に規定する特別の事項について議事を開き、議決を行う場合においては、当該特別の事項に係る臨時委員を委員とみなして、前2項の規定を適用する。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選とする。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(子ども・子育て会議の議決の特例)

第7条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月30日条例第28号)

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。

盛岡市子ども・子育て会議委員

| | 氏 名 | 所属団体等・役職名 |
|-----|---------|-----------------------------------|
| 会 長 | 相 澤 徹 | 前岩手県立大学理事長 |
| 副会長 | 雫 石 礼 子 | 岩手県立大学名誉教授 |
| 委 員 | 阿 部 恵 美 | 岩手県私立幼稚園PTA連合会盛岡地区PTA連合会 会長 |
| 委 員 | 梅 田 由希絵 | 公募委員 |
| 委 員 | 金 濱 誠 己 | 一般社団法人盛岡市医師会理事 |
| 委 員 | 川 村 春 男 | 一般社団法人岩手県私立幼稚園連合会盛岡地区会副会長 |
| 委 員 | 坂 本 洋 | 学校法人内丸学園理事長 |
| 委 員 | 佐 藤 淳 一 | 日本労働組合総連合会岩手県連合会盛岡中央地域協議会 元議長 |
| 委 員 | 佐 藤 利 美 | 盛岡市私立保育所協会副会長 |
| 委 員 | 相 馬 宏 | 盛岡市民生児童委員連絡協議会副会長 |
| 委 員 | 高 橋 繁 雄 | 一般社団法人岩手県私立幼稚園連合会盛岡地区会会長 |
| 委 員 | 田 中 千佳子 | 特定非営利活動法人少子高齢化対策支援協議会理事長 |
| 委 員 | 千 葉 世津子 | 盛岡市母親クラブ連絡協議会副会長 |
| 委 員 | 鳥 羽 真紀子 | 盛岡市小学校校長会（平成26年4月まで） |
| 委 員 | 橋 本 有 紀 | 盛岡市学童保育連絡協議会 |
| 委 員 | 廣 田 淳 | 盛岡商工会議所専務理事 |
| 委 員 | 藤 谷 真紀子 | 盛岡市小学校校長会（平成26年4月から） |
| 委 員 | 松 尾 志保子 | 盛岡市保育所協議会 |
| 委 員 | 村 上 勝 俊 | 公募委員 |
| 委 員 | 矢 作 淳 | 岩手県福祉総合相談センター児童女性部長 |
| 委 員 | 両 川 いずみ | 認定特定非営利活動法人いわて子育てネット 副理事長・事務局長 |

盛岡市子ども・子育て支援事業計画
(第2期盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画・前期行動計画)
《平成27年3月》

発行 盛岡市
編集 盛岡市保健福祉部